

町田市地域防災計画

資料編（2023年度修正）



町田市防災会議

町田市地域防災計画 資料編 目次

第1章 様式

参集	1-1 (9)
参集記録簿	1-1 (9)
災害対策配備要員名簿及び非常招集系統(1)	1-2 (10)
災害対策配備要員名簿及び非常招集系統(2)	1-3 (11)
災害対策配備要員名簿及び非常招集系統(3)	1-4 (12)
情報伝達	1-5 (13)
参集途上状況報告書	1-5 (13)
災害受付表	1-6 (14)
災害受付集計表	1-7 (15)
被害別集計表	1-8 (16)
被害調査票	1-9 (17)
被害調査集計表	1-10 (18)
災害報告	1-11 (19)
水防警報の発表様式(都発表)	1-16 (24)
氾濫危険情報の発表様式(都発表、水位周知河川)	1-17 (25)
水防警報の発表様式(県発表)	1-18 (26)
氾濫危険情報の発表様式(県発表、水位周知河川)	1-20 (28)
電話無線等連絡用紙	1-21 (29)
FAX送信票	1-22 (30)
災害対応要請書	1-23 (31)
災害対策活動実施状況報告	1-24 (32)
災害対策従事者名簿	1-25 (33)
自衛隊派遣	1-26 (34)
その1 自衛隊災害派遣要請依頼書	1-26 (34)
その2 自衛隊災害派遣撤収依頼書	1-27 (35)
自治体への応援要請	1-28 (36)
様式1 応援要請シート(区市町村)	1-28 (36)
様式2 応援職員等名簿	1-29 (37)
様式3 受援状況報告書(区市町村)	1-30 (38)
災害救助法	1-31 (39)
災害救助法様式1の1 災害報告(被害概況速報)	1-31 (39)
災害救助法様式1の2 災害報告(被害状況調)	1-32 (40)
災害救助法様式1の3 災害報告(世帯構成員別被害状況)	1-33 (41)
災害救助法様式1の4 災害報告(災害救助費概算額調)	1-34 (42)
災害救助法様式2の1 救助の実施記録日計票	1-36 (44)
災害救助法様式2の2 救助日報	1-37 (45)
災害救助法様式3 避難所設置及び避難生活状況	1-39 (47)
災害救助法様式4-1① 応急仮設住宅台帳(建設型応急住宅)	1-40 (48)
災害救助法様式4-1② 応急仮設住宅台帳(その2)(建設型応急住宅)	1-41 (49)
災害救助法様式4-2 応急仮設住宅台帳(賃貸型応急住宅)	1-43 (51)
災害救助法様式5 炊き出し給与状況	1-44 (52)
災害救助法様式6 飲料水の供給簿	1-45 (53)
災害救助法様式7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況	1-46 (54)
災害救助法様式8 救護班活動状況	1-47 (55)

災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況.....	1-48 (56)
災害救助法様式 10 助産台帳.....	1-49 (57)
災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿.....	1-50 (58)
災害救助法様式 12 住宅応急修理記録簿.....	1-51 (59)
災害救助法様式 13 生業資金貸付台帳.....	1-52 (60)
災害救助法様式 14 学用品の給与状況.....	1-53 (61)
災害救助法様式 15 埋葬台帳.....	1-54 (62)
災害救助法様式 16 死体処理台帳.....	1-55 (63)
災害救助法様式 17 障害物除去の状況.....	1-56 (64)
災害救助法様式 18 の1 輸送記録簿.....	1-57 (65)
災害救助法様式 18 の2 賃金職員雇上台帳.....	1-58 (66)
災害救助法様式 19 (1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況.....	1-59 (67)
災害救助法様式 20 (2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況.....	1-60 (68)
災害救助法様式 21 (3) 扶助金の支給状況.....	1-61 (69)
災害救助法様式 22 (4) 損失補償費の状況.....	1-62 (70)
災害救助法様式 23 法第19条の補償費の状況.....	1-63 (71)
行方不明者捜索.....	1-64 (72)
行方不明者届出票.....	1-64 (72)
要捜索者名簿.....	1-65 (73)
避難施設運営.....	1-66 (74)
避難者名簿.....	1-66 (74)
簡易・避難者登録票.....	1-67 (75)
避難者台帳.....	1-68 (76)
二次避難者名簿.....	1-69 (77)
避難施設状況報告書.....	1-70 (78)
避難施設開設・運営マニュアル.....	1-71 (79)
目視による安全チェック表.....	1-74 (82)
緊急通行・道路啓開.....	1-75 (83)
緊急通行車両確認申出書.....	1-75 (83)
緊急通行車両確認証明書.....	1-76 (84)
緊急通行車両通行標章.....	1-76 (84)
緊急通行車両以外の車両通行止標示.....	1-77 (85)
規制除外車両の事前届出ができる車両.....	1-77 (85)
規制除外車両等事前届出書.....	1-78 (86)
規制除外車両等事前届出済証.....	1-78 (86)
救援物資等.....	1-79 (87)
物品受け払い簿(集積所用).....	1-79 (87)
物品受け払い簿(避難施設用).....	1-80 (88)
災害義援金品領収書.....	1-81 (89)
罹災証明.....	1-82 (90)
罹災台帳.....	1-82 (90)
罹災証明書交付申請書.....	1-83 (91)
罹災証明書.....	1-84 (92)
被害家屋損害割合判定表.....	1-85 (93)
被害届出兼証明願.....	1-86 (94)
被害届出証明書.....	1-87 (95)
証明書.....	1-88 (96)
り災証明申請書.....	1-89 (97)
遺体の収容・火葬等.....	1-90 (98)
遺体受付票.....	1-90 (98)

氏名札	1-91 (99)
災害遺体送付票	1-91 (99)
遺体処理票	1-91 (99)
遺骨処理票	1-92 (100)
遺留品処理票	1-92 (100)
遺体受付台帳兼処理台帳	1-93 (101)
埋葬台帳	1-94 (102)

第2章 例規・協定・基準

町田市消防団震災・水災時任務分掌	2-1 (105)
町田市消防団震災・水災時任務分掌	2-1 (105)
町田市消防団分団・部 分布図	2-2 (106)
気象庁震度階級	2-3 (107)
気象注意報・警報の種類・発表基準	2-4 (108)
被害程度の認定基準	2-5 (109)
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	2-8 (112)
ヘリポートの設置基準	2-17 (121)
都知事管理河川注意度基準表	2-19 (123)
町田市防災会議条例	2-20 (124)
町田市防災会議委員名簿	2-21 (125)
町田市防災会議運営規則	2-22 (126)
町田市災害対策本部条例	2-23 (127)
町田市災害対策本部条例施行規則	2-24 (128)
町田市防災行政用無線局管理運用規程	2-27 (131)
町田市災害弔慰金の支給等に関する条例	2-30 (134)
町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	2-33 (137)
町田市災害見舞金支給規則	2-36 (140)
協定等の一覧	2-38 (142)

第3章 データベース

町田市災害対策本部等設置配置図	3-1 (155)
町田市警戒本部（地震時）設置配置図（災害対策本部室内）	3-1 (155)
町田市警戒本部（風水害時）設置配置図（災害対策本部室内）	3-2 (156)
町田市災害対策本部設置配置図（災害対策本部室内）	3-3 (157)
無線施設等一覧	3-4 (158)
町田市防災行政無線システム系統図	3-4 (158)
町田市防災行政無線（固定系）屋外拡声子局設置場所	3-5 (159)
町田市防災行政無線（固定系）戸別受信機の設置場所一覧	3-13 (167)
無線・衛星携帯電話設置施設一覧・災害時用公衆電話設置一覧	3-17 (171)
市内の雨量・水位観測地点一覧	3-18 (172)
町田市内の避難広場・避難施設一覧	3-19 (173)
避難施設別避難者数	3-23 (177)
一時滞在施設一覧	3-25 (179)
災害時給水ステーション（給水拠点）一覧	3-26 (180)
災害時活用可能な空地一覧	3-27 (181)
災害時活用可能な空地一覧	3-27 (181)
ヘリコプター発着可能地点一覧	3-28 (182)
緊急輸送路	3-29 (183)

整備道路一覧	3-29 (183)
町田市指定啓開道路網図	3-31 (185)
東京都 緊急道路障害物除去作業分担図	3-33 (187)
大震災時における交通規制図	3-35 (189)
町田市の消防力	3-37 (191)
町田消防署の車両一覧	3-37 (191)
町田市消防団の団員・車両等一覧	3-37 (191)
自主防災組織等編成一覧	3-38 (192)
町田市認定地区防災計画一覧	3-47 (201)
街頭消火器の配備状況一覧	3-47 (201)
庁用車一覧	3-48 (202)
町田市米穀小売商組合加盟店舗一覧	3-50 (204)
避難施設等の主な備蓄品	3-51 (205)
主要な食料・生活必需品及び備蓄倉庫一覧	3-51 (205)
主要な資機材及び備蓄倉庫一覧	3-55 (209)
避難施設・余裕教室	3-56 (210)
救助に関する協力業者一覧	3-58 (212)
町田市建設業協会	3-58 (212)
町田市管工事協同組合	3-60 (214)
町田市内の防火対象物の用途別現況	3-61 (215)
危険物施設	3-62 (216)
高圧ガス第一種製造事務所及び貯蔵所数一覧	3-62 (216)
浸水想定区域内の地下街等	3-63 (217)
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設	3-64 (218)
町田市の指定文化財一覧	3-72 (226)
災害医療施設	3-74 (228)
東京都災害拠点病院一覧	3-74 (228)
神奈川県災害医療拠点病院	3-76 (230)
市内の災害拠点連携病院（連携病院）一覧	3-77 (231)
市内の透析医療機関一覧	3-78 (232)
市内の救急告示医療機関一覧	3-78 (232)
火葬場一覧	3-79 (233)

第4章 災害環境

自然条件	4-1 (237)
地形分類図	4-1 (237)
表層地質図・地質断面図	4-3 (239)
風水害等履歴一覧	4-5 (241)
災害危険箇所	4-15 (251)
水防上注意を要する箇所一覧（東京都）	4-15 (251)
重要水防箇所一覧（神奈川県）	4-16 (252)
令和5年東京都地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）	4-17 (253)
被害想定にかかる検討資料	4-21 (257)
多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布	4-21 (257)
南関東で発生した地震	4-21 (257)
富士山降灰可能性マップ	4-22 (258)
洪水・土砂災害ハザードマップ	4-23 (259)

第1章 様式

参集記録簿

年 月 日

整理番号 _____

■災害対策部班名 _____ 対策部 _____ 班（施設名 _____）

[illegible]

○参集後に各自が記入し、各部の事務局がまとめること

無効

部・局 (対策部)

班長名簿				
対策班名	課・所名	課・所長氏名	自宅電話	備考 (参集時間・居住地等)
			携帯電話	
▶				
▶				

※ 優先連絡系統：第1 、第2

この様式を参考に、対策部ごとに連絡網を作成しておくこと。人数に応じて、適宜、枠を追加などすること。

災害対策配備要員名簿及び非常招集系統（２）

対策部 班〔合計 人〕

年 月 日現在

部長名		副部長名		副部長名	
所属部		所属部		所属部	
自宅電話		自宅電話		自宅電話	
携帯電話		携帯電話		携帯電話	
備考		備考		備考	

班長名	所属部署		自宅電話 携帯電話		備考 (参集時間・居住地等)			
配備	氏 名	所属部署	自宅電話 携帯電話	備考 (参集時間・居住地等)	氏 名	所属部署	自宅電話 携帯電話	備考 (参集時間・居住地等)
第1次 配備 要員								
第2次 配備 要員								

※優先連絡系統：第1 →，第2 →

この様式を参考に、対策部ごとに連絡網を作成しておくこと。人数に応じて、適宜、枠を追加などすること。

災害対策配備要員名簿及び非常招集系統（３）

対策部 班〔合計 人〕

年 月 日現在

班長名			所属部署			自宅電話 携帯電話			備 考		
	氏 名	氏 名	所属部署	氏 名	氏 名	所属部署	自宅電話 携帯電話	氏 名	氏 名	所属部署	自宅電話 携帯電話
第3次配備 （全ての職員）	第3次 配備 要員										

この様式を参考に、対策部ごとに連絡網を作成しておくこと。人数に応じて、適宜、枠を追加などすること。

参集途上状況報告書

※参集後に各自が記入し、各部の事務局が取りまとめること。

参集日時		月	日	時	分	参集場所	
報告者	氏名	所属					氏名
	住所						
自宅の状況 (仕事への影響)							
参集途上の 状況		(道路状況)					
		(家屋の倒壊)					
		(火 災)					
		(崖 崩 れ)					
		(電柱・電線)					
		(ガス・水道)					
		(避難者状況)					
参集経路 地図 (簡易なもの)							

災害受付票

		管理 番号				係		係長		課長				
報告日時		年 月 日 時 分				報告者 (受付者)								
連絡者						連絡先								
地区				住所		町 丁目		番 号		番 地				
重要度														
被災状況 (概略)														
被災状況 (詳細)	被害 種別		1. 人的被害 2. 建物被害 (住家・非住家) 3. 道路被害 4. 河川・水路被害 5. 土砂災害 6. ライフライン被害 7. 田畑被害 8. 火災被害 9. その他 ()											
	1. 人的被害	被害者	死者	名		行方不明者	名		重傷者	名		軽傷者	名	
			氏名					年齢			性別	男・女		
			氏名					年齢			性別	男・女		
			氏名					年齢			性別	男・女		
	2. 建物被害	被害区分		a. 全壊・全焼・流失 b. 半壊・半焼 c. 一部破損・部分焼 c. 床上浸水 e. 床下浸水										
		被害棟数				世帯数				人員数				
	3. 道路被害	被害区分		損壊・冠水・その他				通行可否						
		規制	有・無		規制開始				規制解除					
	4. 河川・水路	被害区分		損壊・溢水・その他 ()				危険度		大・中・小				
	5. 土砂災害	被害区分		崖くずれ ・ 土石流 ・ 地すべり										
	6. ライフライン被害	施設区分												
		復旧日時						被害数						
	対応 要請先		1. 庁内 (対策部 班) 2. 消防署 3. 警察署 (町田・南大沢) 4. 消防団 (分団 部) 5. 南東建 6. その他 ()											
指示 事項		種別	1. 現場 (調査・作業) 2. 連絡調整											

災害受付集計表

災害名 _____ 種別 _____ 町田市防災安全部防災課
年 月 日 ~ 月 日

No.

受付 No.	受 付 時 刻	被害発生場所	コード	被 害 の 内 容	依頼（対応）先	処 理
		被災世帯主名等				
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					

※ コード内容 床上・・・床上浸水、 床下・・・床下浸水、 道損・・・道路損壊、 道冠・・・道路冠水、 崖・・・崖崩れ・土砂崩れ、 河損・・・河川損壊、 河氾・・・河川氾濫

1-7 (15)

被害別集計表

災害名

種別

町田市防災安全部防災課

年

月

日～

月

日

No.

受付 No.	受 付 時 刻	被害発生場所	被 害 の 内 容	依頼（対応）先	処 理
		被災世帯主名等			
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

被害調査票

調査日 年 月 日 () 担当者

被害発生日	年 月 日 ()	災害受付番号		
被害発生場所			地図	北南P.
被災世帯主名		世帯 人員	人	電話
【人的被害】 1. なし 2. あり 被害者名				
死亡者 人				
負傷者 重傷 人				
軽傷 人				
行方不明 人				
【建物被害】 1. なし 2. あり				
【建物種別】				
1. 一般住家（階数： 階建て 延床面積： m ² ）				
2. マンション・アパート（階数： 階建て 延床面積： m ² 人居数： 世帯）				
3. 店舗兼用住家（階数： 階建て 延床面積： m ² 業種： 従業員数： 人）				
4. 事業所（階数： 階建て 延床面積： m ² 業種： 従業員数： 人）				
5. その他（ ）				
6. 非住家（名称： 階数： 階建て 延床面積： m ² ）				
【被害内容】 1. 床上浸水（ cm：事業所等の場合 基準面より cm）				
2. 床下浸水				
3. 全壊・全焼				
4. 半壊・半焼				
5. 一部損壊・損焼				
【概要・備考】				

被害調査集計表

集計表 No. _____

災害名 _____ 被害発生日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査報告書

No.	被害発生場所		連絡先電話	被害種別	被害内容
	被災者（世帯主）名	世帯人員			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

災害報告

第 1 号様式 災害確定報告

町田市					区分			被害	
災害名 ・ 確定年月日			月 日 時確定		その他	田	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報告者名				学 校		箇所			
区 分			被害			病 院	箇所		
人的被害	死 者		人			道 路	箇所		
	うち 災害関連死者		人			橋 り よ う	箇所		
	行方不明者		人			河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所			
	住家被害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所		
世帯					鉄 道 不 通	箇所			
人					被 害 船 舶	隻			
半 壊		棟		水 道	戸				
		世帯		電 話	回線				
		人		電 気	戸				
一 部 破 損		棟		ガ ス	戸				
		世帯		ブロック塀等	箇所				
		人							
床 上 浸 水		棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火災発生					
非住家		公 共 建 物		棟		建 物	件		
		そ の 他		棟		危 険 物	件		
					そ の 他	件			

情報伝達

区分		被 害		町 対 田 策 市 本 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設		千円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円			解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千円						
その他の公共施設		千円		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円		計		団体		
	畜 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 村 法 名				
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円		計		団体		
被害総額		千円		消防職員出動延人数		人		
				消防団員出動延人数		人		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

出典：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防庁第55号））

第 2 号 様 式 災害中間年報

町田市

発生年月日			災害名								計	
区分												
人的被害	死 者	人										
		うち 災害関連死者	人									
	行方不明者		人									
	負傷者	重 傷	人									
		軽 傷	人									
住 家 被 害	全 壊	棟										
		世帯										
		人										
	半 壊	棟										
		世帯										
		人										
	一部破損	棟										
		世帯										
		人										
	床上浸水	棟										
		世帯										
		人										
	床下浸水	棟										
		世帯										
		人										
	非住家	公共建物	棟									
		そ の 他	棟									
	り 災 世 帯 数		世帯									
り 災 者 数		人										
公 立 文 教 施 設		千円										
農 林 水 産 業 施 設		千円										
公 共 土 木 施 設		千円										
その他の公共施設		千円										
そ の 他 被 害		千円										
被 害 総 額		千円										
町田市 災害対策本部		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体				
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体				
消防職員出動延人数		人										
消防団員出動延人数		人										

出典：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防応第55号））

第 3 号 様 式 災 害 年 報

町田市

発生年月日			災害名						
区分									計
人的被害	死	者	人						
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
		その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 校		箇所						
	病 院		箇所						
	道 路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河 川		箇所						
	港 湾		箇所						
	砂 防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水 道		戸						

町田市

発生年月日 災害名								計
区分								
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他		千円						
被害総額		千円						
町田市 災害対策本部		設置 解散	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	月 日 月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

出典：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日 消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防応第55号））

水防警報の発表様式（都発表）

水 防 警 報	
種別	待機 ・ 準備 ・ 出動 ・ 解除 ・ 指示
発表河川	〇〇川
基準水位観測所	〇〇橋
発表番号	第 号
日 時	令和 年 月 日 時 分 東京都建設局 発表

番号	発 表 内 容
1	<u>〇時〇分に〇〇川の〇〇水位観測所、氾濫注意水位A.P.〇〇m になりました。</u>
2	<u>堤防の上端まであと〇〇m となっており、今後も水位の上昇が見込まれます。</u>
3	<u>水防機関は、水防団を出動させてください。</u>
4	
5	
6	
7	

問い合わせ先		
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL	03-5320-5435
東京都建設局南多摩東部建設事務所	TEL	042-720-8641

出典：東京都水防計画（資料編）

氾濫危険情報の発表様式（都発表、水位周知河川）

水防関係速報 伝達記録用紙	情報番号	情報連絡班長	情報連絡掛長	発信者

水位周知河川情報				
種 別	氾濫危険			
発表河川	〇〇川			
基準水位観測所	△△△橋			
日 時	令和	年	月	日 時 分 東京都建設局発表

主 文
【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】 〇時〇分に〇〇川の△△水位観測所で、避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位 A.P. 〇〇. 〇〇mとなりました。

堤防の上端まであと〇. 〇mとなっており、今後も水位の上昇が見込まれます。 流域の住民は浸水に警戒し、建物の二階などに避難してください。 特に、地下施設は水が流れ込む恐れがありますので、十分警戒してください。
--

参 考
〇〇川 △△△橋水位観測所 / A市B町 堤防の上端 A.P. 〇〇. 〇〇 m 氾濫危険水位 A.P. 〇〇. 〇〇 m

問 い 合 わ せ 先		
東京都水防本部（建設局河川部）	TEL	03-5320-5435
東京都〇〇建設事務局	TEL	〇〇-××××

出典：東京都水防計画（資料編）

水防警報の発表様式（県発表）

様式一その1

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 勤 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第__号
日時	年 月 日 時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表			
番号	発 表 内 容			
1	_____ ①流域 ②地点 の雨量は、____日____時____分までに____mmです。			
2	_____ の水位は、____日____時____分現在____m です。			
3	_____ では ①水防団待機水位 ②氾濫注意水位（警戒水位） ③ を上回りました。 ④ を上回る恐れがあります。 ⑤ 程度です。 ⑥ を下回る見込みです。 ⑦ を下回りました。 			
4	水防管理者は、水防機関を ① 待機 ② 準備 ③ 出勤 させてください。			
5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。			
6	水防警報を解除します。			
7	_____ の水位は、____日____時には____m程度と予想されます。			
8				

出典：神奈川県水防計画

様式一その2

水 防 警 報

種 類	指 示 ・ 情 報			
発表河川		基準水位観測所		第__号
日時	年	月	日	時 分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表
番号	発 表 内 容			
1	_____ ①流域 ②地点 の雨量は、____日____時____分までに____mmです。			
2	____の水位は、____日____時____分現在____m です。			
3	____の水位は、____日____時____分に ①氾濫注意水位（警戒水位） ②最高水位____m ③に達し ④を越え ⑤を下回り ました			
4	____の水位は、 ①1時間に____cm 程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に____cm 程度下がって います。			
5	____の水位は、____日____時に____m 程度と予想されます。			
6	上流____の水位は、____日____時____分に ①はん濫注意水位（警戒水位） ②最高水位____m ③に達し ④を越え ⑤を下回り ました。			
7	____地先の ①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地 ④____ に ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ ⑨護岸崩落 ⑩堤防の決壊 ⑪越水（水が溢れる） ⑫浸水 ⑬____ が発生 ⑭する恐れが あります。 ⑮しました。			
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。			
9	水防管理者は、水防機関に出動体制を強化し、水防工法を行わせて下さい。			

出典：神奈川県水防計画

電 話 無 線 等 連 絡 用 紙

送信・受信	年	月	日	午前 午後	時	分
送受信相手						
連絡先 ー ー 担当						
住 所						
送受信内容						
送受信者（所属氏名）						

F A X 送 信 票

町田市災害対策本部発第 号

年 月 日 時 分

宛先					様 F A X ー				
件名									
本文									
発信者 町田市災害対策本部					担当				
電話	代 表	0 4 2 - 7 2 2 - 3 1 1 1			都 防 災 行 政 無 線	電話	8 0 8 0 1		
	F A X	0 4 2 - 7 2 5 - 3 2 8 0				F A X	8 0 8 1 1		

災害対応要請書

要請日時	年 月 日 時 分
主管部名	対策部
部 長 名	
担当者名	班

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（ ）
	要請先機関 ・ 団 体 名	
	内 容	（職種、資格、経験、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※ 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場 所	（集合場所、受渡場所、活動場所などを記入）
	そ の 他 必要事項	（活動期間（想定）、留意点、携行品、マニュアルの有無など特記事項を記入）
要 請 に い た っ た 理 由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

災 害 対 策 活 動 実 施 状 況 報 告

※報告先 各対策部長

※提出先 情報統括班

災害名		報告者	対策部 班 氏名	報告時刻	年 月 日 時 分（中間） 現在（最終）	No.	/
-----	--	-----	----------------	------	-------------------------	-----	---

月 日	時 刻	災 害 対 策 の 種 類	実 施 状 況	今 後 の 対 策

（注１） 日時を追って適時記入し、状況に応じて整理すること。（ただし、時刻表示は、24 時制とする。）

（注２） 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機（器）材、応援の状況等を具体的に記入すること。

（注３） 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機（器）材、応援を必要とする数量を記入すること。

災 害 対 策 従 事 者 名 簿

※報告先 各対策部長

※提出先 情報統括班

※報告先 各対策部長		災害名	出動日	月日	所属部班	対策部班	報告者	氏名	No.	／
No	部・課名	氏名	従事時間	仮眠時間等	従事内容			備考		
1			時分から 時分まで							
2			時分から 時分まで							
3			時分から 時分まで							
4			時分から 時分まで							
5			時分から 時分まで							
6			時分から 時分まで							
7			時分から 時分まで							
8			時分から 時分まで							
9			時分から 時分まで							
10			時分から 時分まで							

(注1) 課単位に1日1枚ずつ作成すること。

(注2) 市職員以外の場合は、その旨備考欄に記入すること。

(注3) 従事内容は具体的に記入すること。

(注4) 時刻表示は24時制とすること。

その１ 自衛隊災害派遣要請依頼書

		町田市災害対策本部発	第	号
			年	日
東京都知事	様		月	
		町田市長	印	

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

その2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

	町田市災害対策本部発	第 年	月	号 日
東京都知事	様			
	町田市長	印		
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼） 年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり 災害派遣部隊の撤収要請を依頼します。 記 1 撤収日時 年 月 日 時 分 2 撤収理由 3 その他必要事項				

様式 1 応援要請シート（区市町村）

年 月 日 時 分作成

要請先：東京都災害対策本部人員調整部門

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		TEL： - - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名		
要 請 人 数		
期 間（ 想 定 ）		
集 合 場 所		
活 動 内 容		
応援職員に求める要件	☐ 有 ☐ 無	職種： 資格： 経験：
活 動 場 所	拠 点	
	現 場	
	資 機 材 等	☐ 有 ☐ 要持参 ☐ 不要
業 務 マ ニ ュ ア ル	☐ 有 ☐ 無	マニュアル等名：
備 考		

【都災害対策本部処理欄】

派遣要請等 結果報告	
---------------	--

出典：町田市災害時受援応援計画（2022年3月）

様式2 応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受付をする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに受入れの都度作成し、担当部署内で保存する。
- ◆ 各区市町村災害対策本部への報告及び都災害対策本部人員調整部門への報告は「受援状況報告書（様式3）」を使用する。

業 務 名	
-------	--

NO.	応援団体名	氏 名	職種	派遣期間	性別
1					男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女
9					男・女
10					男・女
11					男・女
12					男・女
13					男・女
14					男・女
15					男・女
16					男・女
17					男・女
18					男・女
19					男・女
20					男・女

出典：町田市災害時受援応援計画（2022年3月）

様式3 受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

送付先：東京都災害対策本部人員調整部門

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部を経由して都災害対策本部人員調整部門へ報告する。

自治体名・担当部署名		
担当者名・連絡先		内線： - 防災行政無線： E-mail：

業 務 名					
活 動 内 容					
活 動 状 況	番号	派遣元団体名	本日の 派遣人員数	延べ 派遣人員数	明日の 活動予定
			人	人	人
			人	人	人
	合計		人	人	人
派 遣 期 間					
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

出典：町田市災害時受援応援計画（2022年3月）

災害救助法様式 1 の 1 災害報告（被害概況速報）

市区町村名：町田市

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 地 区								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道 路 損 壊	箇所	河 川 の 被 害	河 川 決 壊	箇所	そ の 他 の 被 害	が け 崩 れ	箇所
	道 路 冠 水	箇所		河 川 溢 水	箇所			
	通 行 不 能	箇所		下 水 溢 水	箇所			
その他の特記事項								

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

災害救助法様式 1 の 2 災害報告（被害状況調）

市区町村名：町田市

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人 的 被 害	死 者							
		行 方 不 明						
	負 傷	重 傷						
		軽 傷						
		小 計						
住 家 の 被 害 及 び 人 員	棟 数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一 部 破 損						
		床 上 浸 水						
		床 下 浸 水						
	世 帯 数 及 び 人 員	全壊・全焼 又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は 半 焼	世帯					
			人員					
		一 部 破 損	世帯					
			人員					
		床 上 浸 水	世帯					
			人員					
		床 下 浸 水	世帯					
			人員					
		災 害 発 生 年 月 日		年 月 日				

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

- (注) 1. 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は小計をもって報告すること。
2. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
3. 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
4. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
5. 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

災害救助法様式 1 の 3 災害報告（世帯構成員別被害状況）

市区町村名：町田市

（ 年 月 日 時現在）

被害別 \ 世帯構成員別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

災害救助法様式 1 の 4 災害報告（災害救助費概算額調）

市区町村名：町田市

種目別区分				員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
(1)	避難所 設置費	避難所		延人			
		福祉避難所		延人			
		ホテル・旅館など		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮 設住宅 設置費	建設型応急住宅		世帯			
		賃貸型応急住宅		世帯			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		世帯			
		計		世帯			
(3)	炊出しその他による食品給与費			延人			
(4)	飲料水供給費						
(5)	被服、寝具、その他 生活必需品の給 (貸)与費	全壊（焼）流出		世帯			
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療 及び 助産費	医療		延人			
		助産		延人			
		計		延人			
(7)	被災者の救出費			人			
(8)	住宅の 応急 修理費	半壊以上		世帯			
		準半壊		世帯			
		計		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費			世帯			
(10)	学用品 の給与	小学校 児童	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校 生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校 等生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
計		人					
(11)	埋葬費	大		人	体		
		小		人	体		
		計		人	体		
(12)	死体の捜索費			体			
(13)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			
		一時保存		体			
		検案		体			
		計		体			
(14)	障害物の除去費			世帯			
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等雇上費						
2	実費弁償			人			
3	扶助金			件			
4	損失補償			件			
5	法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費							
1	都道府県事務費						
2	市区町村事務費						
3	法第20条第1項の求償に係る事務費						
4	災害ボランティアセンターの設置・運営（委託費）						
(合計)							

別 表 世帯構成員別被害状況

被害別 \ 世帯構成員別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

災害救助法様式 2 の 1 救助の実施記録日計票

救助の種類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			

市区町村名：町田市

責任者氏名

印

NO. _____

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

災害救助法様式 2 の 2 救助日報

市区町村名：町田市

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)	世帯数	() 世帯 点
		収容人員	人			流失	世帯数	
	野外仮設	箇所数	箇所			半壊半焼	世帯数	() 世帯 点
		収容人員	人			床上浸水	世帯数	
				翌日への繰越量		点		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出勤数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	施設数	ヶ所	
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日	
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員		人	
		終了予定日	月 日		今後救出を要する人員		人	
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
					救出の方法			

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死 亡 原 因 別 人 員		体		
	小学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点	死体処理	死 体 洗 浄	体	
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		点		死 体 縫 合	体	
			（ ）人		点		死 体 消 毒	体	
	中学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点	死体保存	既存建物利用	ヶ所	
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		点		仮 設 建 物	ヶ所	
	高校生	全壊（焼）世帯	（ ）人		点	死 体 処 理 機 関			
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		点	今後処理を要する死体		体	
	翌日への繰越量				点	死体処理終了予定月日		月 日	
	埋葬	前日までの埋葬				体	障害物の除去	要障害物除去戸数	
本日埋葬		大人		体	本日除去した戸数			(計戸) 戸	
		小人		体	今後除去する戸数			戸	
		計		体	除去終了予定月日			月 日	
翌日以降の要埋葬数			体	輸送	公 用 車 使 用		台		
埋葬終了予定月日			月 日		借 上 車 使 用		台		
死体の搜索	搜索地区				輸送	救助の種類			
	死体	搜索を要する死体					体		
		本日発見死体					体		
		今後の要搜索死体			体	人夫	人夫雇上げ数		
	搜索の方法				従事作業				
	搜索終了予定月日			月 日			その他		
仮設住宅	着工月日		戸 月 日	備考					
	竣工月日		戸 月 日						
住宅修理	着工月日		戸 月 日						
	竣工月日		戸 月 日						

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

災害救助法様式 3 避難所設置及び避難生活状況

市区町村名：町田市 No /

避難所の名称	種別	開設期間	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
		月 日～ 月 日	人			円	
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 3

災害救助法様式 4－1① 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）

市区町村名：町田市 No /

整理番号	世帯主 氏名	家族数	地区・住宅（団地）名、 部屋番号	所在地	入居月日	備考
		人			月 日	
計	世帯					

- （注）1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 2 「地区・住宅（団地）名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名及び棟番・部屋番号を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 4－1①

災害救助法様式 4－1 ② 応急仮設住宅台帳（その2）（建設型応急住宅）

市区町村名：町田市 No /

1-41 (49)

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工戸数	完成戸数	集会施設		着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	概算額			民有地等借地料 (年額(円))	完成日	入居日	入居状況		解消日
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話室					税込総額(円) (リースの場合は解体費用等含む)	うち、集会施設 (税込み、円) (設置費用、リースは解体費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)				世帯数	入居人数	
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル	コンクリート板	手すり、スロープ	公有地	50	50	1		〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月□日	48	144	
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民地(有償)	20	20		1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月□日	19	38	
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
合計																							

- (注) 1 「地区・住宅（団地）名」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名を記入すること。
2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「－」を記入すること。
7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。
9 「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。
10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して出た金額を記入すること。
11 「民有地等借地料（年額）」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。（原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。）
14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第99号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式4-1②

災害救助法様式 4－2 応急仮設住宅台帳（賃貸型応急住宅）

市区町村名：町田市 No /

整理 番号	世帯主氏名	家族 数	所在地	間取り (対象人数)	契約 形態	契約開始	契約終了	入居月日	退去月日	実支出額	備考
						月 日	月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯									円	

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。
 3 「間取り（対象人数）」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。
 4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「2者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。
 5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第99号厚生省社会局長通知）
 災害救助法様式 4－2

災害救助法様式5 炊き出し給与状況

市区町村名：町田市 No /

[illegible]

(注)「備考」欄には、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 5

災害救助法様式 6 飲料水の供給簿

市区町村名：町田市 No /

供給対象箇所の名称	供給期間	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	円	
計		円	

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 6

災害救助法様式 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

市区町村名：町田市 No /

住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					〇〇	〇〇	．．．		
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
 災害救助法様式 7

災害救助法様式 8 救護班活動状況

市区町村名：町田市 No /

救護班

月日	市区町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

注)「備考」欄に班の構成、活動期間を記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
災害救助法様式 8

災害救助法様式 9 病院診療所医療実施状況

市区町村名：町田市 No /

災害救助法

診療機関名		患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院	通院	入院	通院		
			月 日				点	点	円	
計	機関	人					点	点	円	

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 10 助産台帳

市区町村名：町田市 No /

分べん者氏名	分べん 日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日	円	
計	人			円	

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 10

災害救助法様式 11 被災者救出状況記録簿

市区町村名：町田市 No /

年月日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数量	金額	
年 月 日			円	
計			円	

- (注) 1 「備考」欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
 災害救助法様式 11

災害救助法様式 12 住宅応急修理記録簿

市区町村名：町田市 No /

整理 番号	世帯主 氏名	応急修理期間	実支出額	応急修理箇所概要	摘要
		月 日～ 月 日	円		
計	世帯		円		

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を摘要欄に記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

(注) 1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

1-52 (60)

災害救助法様式 14 学用品の給与状況

市区町村名：町田市 No /

学校名	学年	児童(生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳												実支出額	備考
					教科書						その他学用品							
					国語	算数	理科	社会		その他	鉛筆	ノート	絵の具 セット	習字セ ット		その他		
小学校 中学校 高 校		人																
		人																
		人																

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 「給与品の内訳」欄には、数量を記入し、「備考」欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
 災害救助法様式 14

災害救助法様式 15 埋葬台帳

市区町村名：町田市 No /

災害救助法

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行なった者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
年月日	年月日					円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

災害救助法様式 16 死体処理台帳

市区町村名：町田市 No /

処理 年月日	死体発見 の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人					円	円	円	円	

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 17 障害物除去の状況

市区町村名：町田市 No /

整理 番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊 (焼)	世帯				
	床上 浸水	世帯				

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 17

災害救助法様式 18 の 1 輸送記録簿

市区町村名：町田市 No /

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円			月 日	円		円	円	
計				台	円				円		円	円	

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2 都道府県又は市区町村の車両による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。

3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
災害救助法様式 18

災害救助法様式 18 の 2 賃金職員雇上台帳

市区町村名：町田市 No /

災害救助法

自治体名		担当部局	担当者名			電話番号						
従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
例) 応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1. 10. 1 から R1. 11. 30 まで	61	9, 300	567, 300	40	1, 300	52, 000	900	5, 000	625, 200	手当は、〇〇手当
計	人											

(実費弁償)

災害救助法様式 19 (1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

市区町村名：町田市 No /

職種	従業員数		従事場所（市区町村）	従事期間	実支出額				算定基準による 算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 薬剤師	人	人			円	円	円	円	円	
・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師										
・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 臨床工学技士 ・ 救急救命士又は 歯科衛生士										
・ 土木技術者 ・ 建築技術者										
・ 大工 ・ 左官又はとび職										
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第99号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 20 （2）令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

市区町村名：町田市 No /

業者		従事者		従事場所（市区町村）	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

（注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第99号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 22 (4) 損失補償費の状況

市区町村名：町田市 No /

種類	実支出額	積算基礎	備考
	円		
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）

災害救助法様式 22

災害救助法様式 23 法第 19 条の補償費の状況

市区町村名：町田市 No /

区分	実支出額			備考
	員数	単価	金額	
1 人 件 費		円	円	
(1)旅 費				
(2)役 務 費				
(3)時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1)救 護 器 材 費				
(2)消 耗 器 材 費				
(3)借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1)薬 剤				
(2)治 療 材 料				
(3)医療器具破損料				
(4)衛 生 材 料				
(5)死体の処理費				
(6)そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃金職員等雇上費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1)療 養 扶 助 金				
(2)休 業 扶 助 金				
(3)障 害 扶 助 金				
(4)遺 族 扶 助 金				
(5)葬 祭 扶 助 金				
(6)打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1)消 耗 品 費				
(2)通 信 運 搬 費				
(3)そ の 他				
計				

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

出典：災害救助法による救助の実施について（社施第 99 号厚生省社会局長通知）
災害救助法様式 23

行 方 不 明 者 屆 出 票

		受付番号：		受付者氏名：	
氏名		性別		生まれ	年 月 日 歳
本籍					届出人 (氏名) (住所) (連絡先)
現住所					
識別事項（着衣、所持品、身長、体格その他特徴等）					

要 索 者 名 簿

No. _____

整理 番号	届出月日	要 索 者							届 出 者			備 考
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	要搜索者 との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

避難者名簿（同居している家族の単位で記入して下さい。）

1. この避難施設に避難した方について記入して下さい。

自主防災組織名（自治会名）

住 所	町田市				世帯主				避難施設体育館・	年	組教室（	）
避難者氏名	続柄	性別	年齢	勤務先・在学（園）名	心配な病気や障害、介護の状況 妊婦・乳児・透析・喘息等	現在の症状等		備 考				
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						
					有 病名・障害・要介護度の状況 無	発熱・重傷・軽傷						

◎妊婦 週（月） ◎乳児 ケ月

2. 同居の家族で、この避難施設に避難していない方（他の避難施設に避難、所在不明等）を記入して下さい。

氏 名	続柄	性別	年齢	備 考	氏 名	続柄	性別	年齢	備 考

3. 家の状況

家屋の倒壊	(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)	火 災	(全焼・半焼・一部損焼)
浸 水	(床上・床下)		
ライフラインの損壊	(電気・ガス・水道・下水・)		
その他の状況			

入所日	月	日	～	退所日	月	日	退所先	
-----	---	---	---	-----	---	---	-----	--

男
女
計

簡易・避難者登録票

簡易・避難者登録票				係記入欄	
下表 1～6 を記入し、提出して下さい。					
1	登録年月日	20 年 月 日			
2	町内会等の名				未加入者 (該当は ○で囲む)
3	住 所 (町田市・その他)				
4	家族等代表者名				
5	人 数	男性	女性	合計	
6	要配慮者	いない	傷病者・障がい者・高齢者・妊産婦・乳幼児		
	(該当を○で囲む)	状態他の説明			

出典：町田市町内会・自治会連合会避難施設運営モデルマニュアル 様式集

避難者台帳

		災害名					避難施設名				作成者	班	No.	
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主 との続柄	介護保険認定 の有無と 障がい等級	現住所	離散家族氏名 (続柄)	事後消息	備考				
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													

(注1)「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
(注2)「事後消息欄」には、避難施設出所後の行先を記入すること。
(注3)「備考」欄には、市民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること

二 次 避 難 者 名 簿

一次避難施設等 日 付	月 日	二次避難施設 移 送 日	月 日	退 所 先 日 付	月 日
----------------	-----	-----------------	-----	--------------	-----

フリガナ 氏 名		性 別 男・女	年 齢 才	住 所	町田市
二次避難施設への移送理由（該当に○）複数可					
	障がい児・者 高齢者 乳幼児（0才～就学前） 妊産婦 病人・難病者 怪我人 介護度 障がい支援区分 その他	対応の必要な障がい名・病名等及びその症状を具体的に ※呼吸器系の疾病（喘息・		必要な物資及び配慮	
				※座位の可否・車椅子使用	
バイタルサイン	発 熱			食 事	経管栄養・粥状・きざみ・その他 食事の際に必要な援助など ※アレルギー等あれば記入
	脈 拍				
	呼 吸			排 泄	おむつ・尿器・差し込み便器・カテーテル 排泄の際に必要な援助など
	意 識				
	むくみ				
	その他				

付添家族

氏 名		続柄	男 女	年 齢 才	氏 名		続柄	男 女	年 齢 才	避難先 階 室
氏 名		続柄	男 女	年 齢 才	氏 名		続柄	男 女	年 齢 才	

避難施設状況報告書

報告日時	月	日	時	分
避難施設		報告者		
(状 況)				
(緊急要請事項)				
	男	女		
避難者数				
内訳 乳幼児 児童 高齢者 生徒 者				
教職員				
市職員				

〇〇学校 避難施設開設・運営マニュアル

1 目的

このマニュアルは、地震等の大規模災害発生時に〇〇学校を避難施設として活用するにあたり、町田市、〇〇学校及び地域の自主防災組織等が連携し、円滑な開設・運営を行うために策定する。

2 方針

避難施設の円滑な開設・運営に資するために「〇〇学校避難施設運営委員会」を組織し、運営要綱を策定するとともに、災害発生時の避難施設の開設・運営に当たる。

3 避難施設運営委員会

避難施設運営委員は、町田市避難施設指定職員（以下「指定職員」という。）、〇〇学校教職員及び下記の自主防災組織（町内会・自治会等）により構成する。

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ○委員長：〇△□町内会自主防災隊代表者 | |
| ○副委員長：□〇△自治会自主防災隊代表者 | |
| ○委員：町田市避難施設指定職員及び下記自主防災隊から各2名を選出する | |
| ・〇△□町内会自主防災隊 | ・□〇△自治会自主防災隊 |
| ・▲●◆町内会自主防災隊 | ・◆●▲管理組合自主防災隊 |

※委員長が不在の場合は、副委員長が委員長を代行する。

※委員については、必要に応じて委員長の判断で上記以外の者を加えることができる。

4 運営要綱

(1) 避難施設開設担当

避難施設開設は、自主防災組織、指定職員及び〇〇学校（施設管理者）が協力し行う。

(2) 避難施設開設手順

① 施設の開錠

- ・夜間休日等における〇〇学校の門、避難施設を開設する体育館及び防災倉庫の開錠は△△が行う。
 - ・あらかじめ指定された教室等を避難施設として開放する場合の校舎の開錠は、原則として〇〇学校教職員が行う。
- なお、避難施設として使用する教室等の状況は、別図のとおりとする。

② 施設の安全確認

学校教職員又は指定職員は、避難施設運営委員（避難者）の協力を得て施設の安全確認を行う。

避難者は、施設の安全確認が終了するまで校庭等の安全な場所で待機する。

③ 避難者の受入準備

学校教職員、指定職員及び避難施設運営委員（避難者）は、施設の安全確認終了後、必要に応じて片付け・清掃を行う。集まってきた避難者はその間、原則グラウンドに待機する。（天候状況等に応じて柔軟に対応すること。）

グラウンドに待機している避難者数を把握し、必要となる収容スペースの確保及び割り当てを行う。

※避難者数の把握は、避難施設運営委員の協力を得て、各自主防災組織等ごとに把握するなど効率的に行えるよう配慮する。

④ 避難者の誘導

学校教職員及び指定職員の指示のもと、あらかじめ定められた施設利用の優先順位等に従って、順次避難者を、グラウンドから施設内へ誘導する。

また、誘導にあたっては、高齢者・障がい者・妊産婦等を優先させるなど配慮を行う。

※避難施設に収容する前に、各避難者の自宅の被害程度を確認し、自宅で生活可能な避難者については可能な限り自宅で生活するよう説明する。

- 収容スペースの割り当ては、地区（自主防災組織・町内会・自治会 等）を考慮して行う。
 - 割り当ての表示は、床面の色テープや掲示板等によりわかりやすくする。
 - 避難施設収容スペースは、3.3㎡に2人を基準に割り当てる。
- ※但し、避難者数の減少等に伴い、避難施設の過密化が解消されてきた際には、1世帯あたり4㎡を目安に見直すものとする。

⑤ 避難者名簿の作成

避難施設への誘導後、学校教職員又は指定職員は防災倉庫内に保管してある「簡易・避難者登録票」、「避難者名簿」の用紙を取り出し、避難者へ世帯ごとに記入するよう指示する。

なお、受付では「簡易・避難者登録票」の記入のみとし、「避難者名簿」への記入は収容スペース内にて行うものとするなど、受付時の混雑を避けるよう努める。

また、避難者名簿の作成とあわせて、避難者から地域の被害状況に関する情報を収集する。

⑥ 避難施設内事務所の開設

避難施設内に事務所（本部）を開設し、常に要員（学校教職員・指定職員・避難施設運営委員 等）を配置するとともに、避難者名簿及び必要となる事務用品・資機材を準備しておく。

⑦ 避難施設開設の報告

避難施設を開設した場合は、指定職員が、情報統括班（町田市役所）に対して、防災システム・防災行政無線・伝令等により以下の内容について報告する。

ア 避難施設開設日時

イ 避難者数及び被害状況

ウ その他必要な事項

※電話等の通信手段が使えない場合は、市役所本庁舎又は〇〇市民センターへ伝令等により直接情報連絡を行う。

(3) 避難施設の運営

① 避難施設運営会議

避難施設の運営に関する調整を図るため、避難施設運営委員を中心に避難施設運営会議を実施し、以下の事項について調整を行う。

ア 避難施設運営上必要となる役割分担について

イ 避難施設内のルールについて

ウ その他必要な事項について

② 避難施設における活動

避難施設における以下の活動について、避難施設運営委員及び自主防災組織の各班（本部班・情報班・給食給水班・避難誘導班・救出救護班）のリーダーなどを中心に避難者相互の協力のもとに行う。

ア 発災当初からの活動

- ・ 本部・情報 （必要な情報の収集・伝達・広報）
- ・ 避難誘導 （避難者の状況確認、避難者名簿の記入・確認）
- ・ 救出救護 （近隣の救助事象の対応、負傷などの救護）

イ 避難施設開設以降の活動

- ・ 給食・給水 （水の確保・給水、炊き出し、物資受入れ等）
- ・ 衛生管理 （避難施設内の清掃等の衛生管理）

※〇〇学校における、各活動への人員配置計画は、指定職員等のほか下記を基本とする。

- ア 本部・情報 各自主防災組織の本部班及び情報班
- イ 避難誘導 各自主防災組織の避難誘導班
- ウ 救出救護 各自主防災組織の救出救護班
- エ 給食・給水 各自主防災組織の給食・給水班
- オ 衛生管理 各自主防災組織の避難誘導班、救出救護班等の初期段階での活動が終了した班で分担する。

※上記役割の他、必要に応じて役割を創設する。

③ 各活動場所及び資機材等の配置は原則として以下による。

- ア 避難施設運営会議 〇〇会議室
- イ 給水 応急給水栓
- ウ 炊き出し 非常用発電機付近
- エ 情報連絡場所（掲示板等） 体育館入り口付近
- オ トイレ設置場所 体育館〇側
- カ 同行避難ペット管理場所 校庭〇側

※活動場所及び資機材等の配置について不都合が生じた場合、また、上記以外の必要な事項については、その都度避難施設運営会議等により変更・決定を行う。

④ その他確認事項

- ア 徒歩による避難を原則とし、学校敷地内への車両の乗り入れは禁止する（応援物資搬送車両を除く）
- イ 体育館、校舎等の屋内は、原則として土足厳禁とする。
- ウ 同行避難ペットについては、飼い主の責任において管理する。（盲導犬・介助犬を除く）
- エ 学校敷地内は禁煙とする。
- オ トイレは使用しないものとする。

5 収容可能人員数（3.3㎡に2人）

場所	面積	収容人数
【第一段階】 体育館	〇〇〇㎡	〇〇〇人
【第二段階】 1階：〇〇室、〇〇室	〇〇〇㎡	〇〇〇人
計	〇,〇〇〇㎡	〇〇〇人

■ 《目視による安全チェック表》 ■

- 避難施設の体育館を例に、建物の安全確認項目を記載しています。
- 避難者が、避難施設で事故に合うことを予防するための点検ですので、施設に危険を感じる場合は、避難施設としての使用を控えて下さい。
- **確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しないで下さい。**

1 建物周囲や建物全体の確認（建物外側からの確認）

① 建物の周囲の地面に亀裂があったり、 周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか？	ある	ない
② 建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか？	ある	ない
③ 建物が傾いたり、沈んだりしていないか？	ある	ない
④ 壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか？	ある	ない
⑤ 鉄骨の骨組みが壊れたり変形したりしていないか？	ある	ない
⑥ 出入口の扉の開閉ができない箇所が複数あるか？	ある	ない

「ある」が1つでもある場合は、避難施設として使えません。
速やかに建物から離れてください。
他の安全な避難施設を探す必要があります。



全て「ない」なら
内部の確認へ進む

2 建物内部の確認

上部の確認（・以下の落下がないか？ ・余震により落下しそうな破損はないか？）		
① 天井	ある	ない
② 照明器具	ある	ない
③ 吊り下げ式バスケットゴール	ある	ない
④ 窓ガラスや窓枠	ある	ない
床面の確認		
① 床面の陥没はないか	ある	ない
② 窓ガラスの飛散はないか	ある	ない
側面の確認		
① 壁に大きな破損、ひび割れがないか	ある	ない
② 壁の剥離がないか	ある	ない
③ 備品が転倒していないか、転倒する危険がないか。	ある	ない

色付の部分で「ある」が1つでもある場合は、
避難施設として使えません。



色なしの部分で「ある」がある場合は、
落下物を排除して使えるか、落下や転倒の危険のある部分を
避けて使えるか検討して、判断してください。



全て「ない」なら
使用可



別記様式第3（第6条関係）

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする

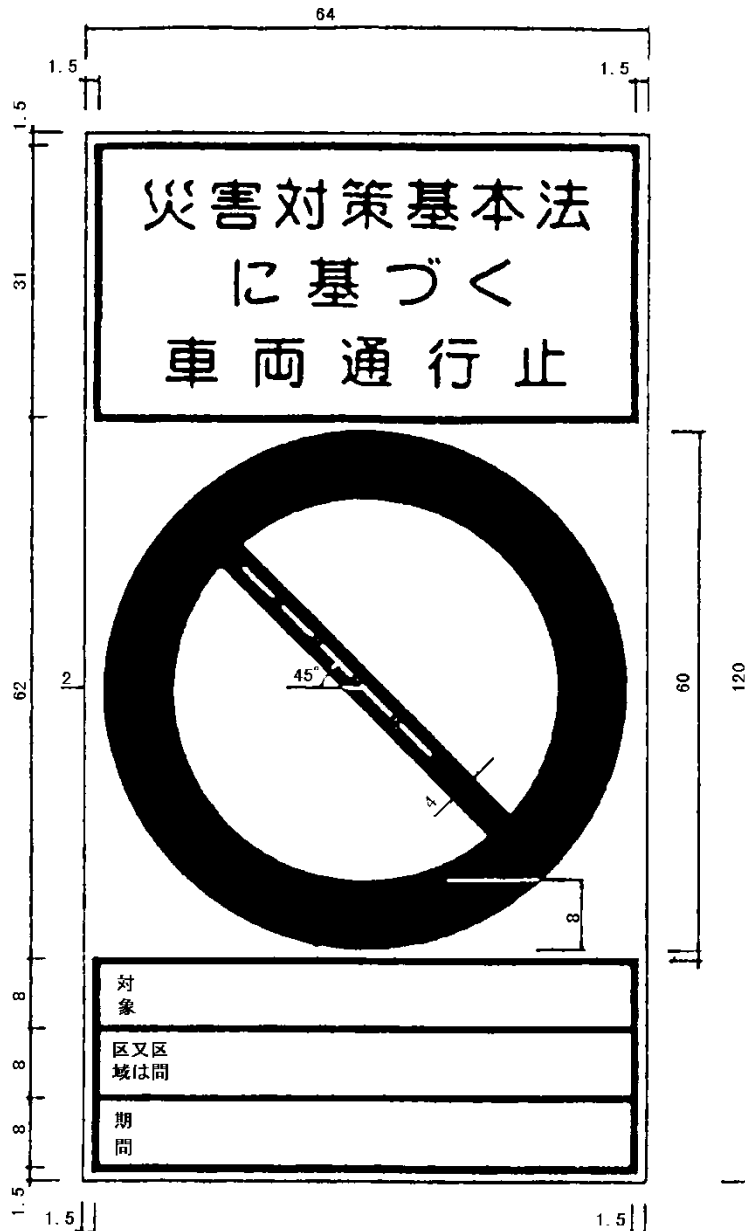
緊急通行車両通行標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

緊急通行車両以外の車両通行止標示



備 考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

規制除外車両の事前届出ができる車両

規制除外車両として事前届出ができるのは、以下1から6までのいずれかの車両に限定されます。

1. 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
2. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両
3. 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送可能な車両）
4. 建設用重機
5. 道路啓開作業車両
6. 重機輸送用車両（建設用重機と同一の利用者に限る。）

（注記）東京都内に使用の本拠を有する車両が対象となります。

規制除外車両等事前届出済証

整理番号 (

署課

号)

災 害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両等事前届出書 令和 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職氏名	災 害 原子力災害 国民保護措置用 第 号 緊急対策用 規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日 東京都公安委員会
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） 使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職氏名 活動地域	備考 (注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部（交通規制課）に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
※ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

物品受け払い簿（集積所用）

[illegible]

物品受け払い簿（避難施設用）

[illegible]

災 害 義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 ￥ _____

品 名	数 量	

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____様

町田市災害対策本部長
町田市長 印

罹 災 台 帳

申請者住所					
被災建物					
世帯主氏名又は 事業所名・代表者名		世帯主氏名	連絡先		
		事業所名 代表者名	連絡先		
罹災世帯 の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	
罹災日時	年 月 日 時 頃				
罹災原因	☐ 地震 ☐ 水害 ☐ その他()				
建物の 用途	☐ 1. 住宅	☐ 1. 住家のみの一戸建て ☐ 2. アパート等共同住宅 ☐ 3. 事業所併用建物の住居部分			
	☐ 2. 非住宅	☐ 1. 事務所 ☐ 2. 店舗 ☐ 3. 工場 ☐ 4. 倉庫 ☐ 5. その他()			
罹災状況	被害の程度	1 次調査		再調査	
		☐ 1. 全壊 ☐ 2. 大規模半壊 ☐ 3. 中規模半壊 ☐ 4. 半壊 ☐ 5. 一部損壊(準半壊) ☐ 6. 一部損壊(10%未満) ☐ 7. 床上浸水 ☐ 8. 床下浸水		☐ 1. 全壊 ☐ 2. 大規模半壊 ☐ 3. 中規模半壊 ☐ 4. 半壊 ☐ 5. 一部損壊(準半壊) ☐ 6. 一部損壊(10%未満) ☐ 7. 床上浸水 ☐ 8. 床下浸水	
備考・ 特記事項					
1 次調査日	年 月 日	再調査日	年 月 日		
証明書発行	年 月 日	証明書再発行	年 月 日	被害届出証明書発行	
調査員		調査員		整理番号	

1-83 (91)

罹 災 証 明 書

年 月 日

世帯主住所							
世帯主氏名							
追加記載事項①	被災者区分：						
	世帯構成員：						
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢	

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

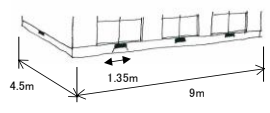
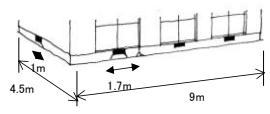
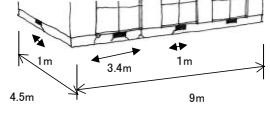
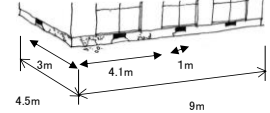
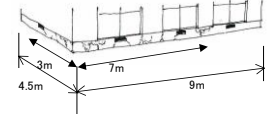
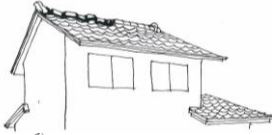
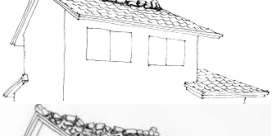
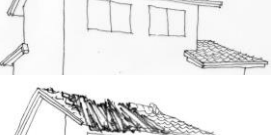
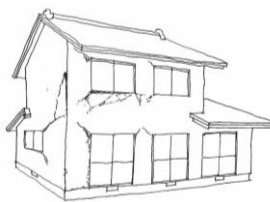
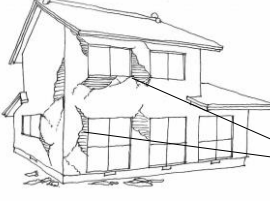
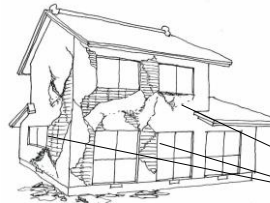
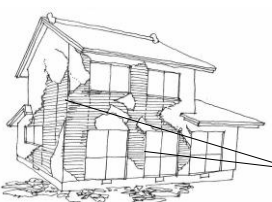
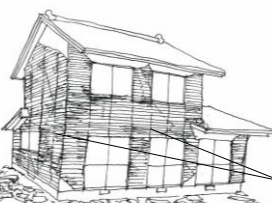
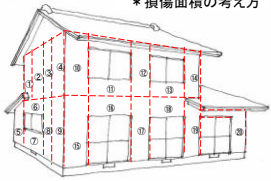
町田市長

被害家屋損害割合判定表

家屋被害の判定は、内閣府が示す「住家被害認定調査票」を用いて実施する。本頁では、住家被害認定調査のうち損害割合の考え方を示すものとして、木造・プレハブ家屋の地震被害における損害割合のイメージを示す。水害・風害時の判定方法、非木造家屋の判定については、それぞれの調査票を用いて実施する。

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%  損害割合 1% 損傷率＝ $1.35\text{m}/13.5\text{m}=10\%$ ・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m) 損害割合＝損傷率×構成比＝1%  損害割合 2% 損傷率＝ $(1+1.7)\text{m}/13.5\text{m}=20\%$ ・ひび割れと、ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m) 損害割合＝損傷率×構成比＝2%  損害割合 4% 損傷率＝ $(1+3.4+1)\text{m}/13.5\text{m}=40\%$ ・ひび割れの集中、剥離が生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝4%  損害割合 6% 損傷率＝ $(3+4.1+1)\text{m}/13.5\text{m}=60\%$ ・ひび割れの集中、剥離が生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝6%  損害割合 7% 損傷率＝ $(3+7)\text{m}/13.5\text{m}=74\%$ ・ひび割れの集中、剥離が生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝7%	<屋根> 構成比15%  損害割合 2% 損傷率＝ $25\%(\text{程度II}) \times 4/10=10\%$ ・様瓦のずれ、破損、落下が軽いが、その他の瓦の損傷は少ない。 損害割合＝損傷率×構成比＝1.5%  損害割合 3% 損傷率＝ $25\%(\text{程度II}) \times 8/10=20\%$ ・様瓦のずれ、破損、落下が軽いが、その他の瓦の損傷は少ない。 損害割合＝損傷率×構成比＝3%  損害割合 6% 損傷率＝ $50\%(\text{程度III}) \times 8/10=40\%$ ・様瓦が全体的にずれ、破損あるいは落下している。様瓦以外の瓦のずれも著しい。 損害割合＝損傷率×構成比＝6%  損害割合 9% 損傷率＝ $100\%(\text{程度V}) \times 6/10=60\%$ ・小屋組の損傷が著しく、基材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥離が見られる。 損害割合＝損傷率×構成比＝9%  損害割合 15% 損傷率＝ $100\%(\text{程度V}) \times 10/10=100\%$ ・小屋組の損傷が著しく、基材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥離が見られる。 損害割合＝損傷率×構成比＝15%
<壁> 構成比75%  損害割合 8% 損傷率＝ $25\%(\text{程度II}) \times 8/20=10\%$ ・仕上の剝離が生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝7.5%  損害割合 15% 損傷率＝ $50\%(\text{程度III}) \times 8/20=20\%$ ・仕上材が剥離している。 損害割合＝損傷率×構成比＝15%  損害割合 30% 損傷率＝ $50\%(\text{程度III}) \times 4/20=10\%$ $75\%(\text{程度IV}) \times 8/20=30\%$ ・仕上材が剥離している。 ・仕上材が剥離しており、下地材にひび割れが生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝30%	 損害割合 45% 損傷率＝ $75\%(\text{程度IV}) \times 16/20=60\%$ ・仕上材が剥離しており、下地材にひび割れが生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝45%  損害割合 75% 損傷率＝ $100\%(\text{程度V}) \times 20/20=100\%$ ・仕上材が剥離しており、下地材に破壊が生じている。 損害割合＝損傷率×構成比＝75% * 損傷面積の考え方  ※仕上材が剥離している場合の取扱い 壁の仕上材が剥離している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。 損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%) ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%) 破壊あり ⇒ 程度Ⅴ(100%)

出典：内閣府 住家被害認定調査票（地震）木造・プレハブ

1-86 (94)

第 号				
被 害 届 出 証 明 書				
申 請 者	住 所			
	氏 名 (事業所名・代表者)		T E L ()	
被 害 世 帯 の 構 成 員	氏 名	続柄	生年月日	人的被害の有無
		世帯主		無・有（死亡・重傷・軽傷）
				無・有（死亡・重傷・軽傷）
				無・有（死亡・重傷・軽傷）
				無・有（死亡・重傷・軽傷）
被 害 場 所				
被 害 日 時	年 月 日 (時 分頃)			
被 害 原 因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 () 放射性物質の放出・その他 ()			
被 害 の 状 況				
気 象 等 の 状 況				
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 町田市長 印				

※ この証明は、災害対策基本法第 2 条に規程する被害以外のもので、市の調査確認が出来ていないものについて、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。
気象状況等によって被害が発生したこと及び被害の事実について証明するものではありません。

証 明 書		
町田市長 殿		
年 月 日		
役職名		
住 所		
氏 名 印		
連絡先		
下記事項を確認し相違ないことを証明します。		
災 害 の 種 類	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発（ ） 放射性物質の放出・その他（ ）	
災害発生年月日		
所有者 または 世帯主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は、自治会長・民生委員・自主防災隊長等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

別記様式第1号（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日 消 防 署 長 殿 申請人 住 所 電 話 氏 名 り 災 証 明 申 請 書			
1 使 用 目 的 又 は 提 出 先		2 必要枚数	枚
3 申請人とり災対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）		
4 り 災 年 月 日 及 び 時 分	年 月 日 時 分ごろ		
5 り 災 物 件 の 所 在 地	市 区 町 丁目 番 号		
6 証 明 内 容			
※ 手 数 料 の 減 免 有 ・ 無	※ 手 数 料		※ 登 録 印

備 考

- （1）あて名は、「〇〇消防署長」と記入してください。
- （2）代理人の場合には、委任状を添えて申請してください。
- （3）3欄の記載については、該当するものを○で囲んでください。その他に○をした場合は、その内容を（ ）の中に記入してください。
- （4）4、5及び6欄については、消防職員の指示により記入してください。
- （5）※印の欄には、記入しないでください。

遺 体 受 付 票

				受付番号			
遺体届出人 (発見者)	住所						
	氏名						
遺 体 の 種 別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他						
遺 体 発 見 日 時	年 月 日 時 分						
遺 体 発 見 場 所							
遺 体 の 身 元	本 籍						
	住 所						
	氏 名		性別	男 ・ 女	年齢		
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	住 所						
	(避 難 先)	(電話等連絡先)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	遺体の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
検 視 日 時	月 日 時 分						
検 案 日 時	月 日 時 分		洗浄の有無	有 ・ 無			
火葬許可証交付日	年 月 日 NO						
火 葬 日	年 月 日		遺体発見現場の概略図				
遺 留 品 番 号							
(備考)							

氏名札

町 田 市 災 害 遺 体	
第	号
氏 名	

災害遺体送付票

(送付番号)	
災 害 遺 体 送 付 票	
町田市災害遺体第 号	
(氏名	) を送付する
年 月 日	
(市長	)
(火葬場) 宛	

遺 体 処 理 票

[町 田 市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 ・ 発 見 年 月 日	
	死 亡 原 因 ・ 発 見 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考 (身元不明遺体の場合、遺体の特徴等を詳細に記入)		
遺 体 収 容 所		

遺 骨 処 理 票

[町 田 市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

遺 留 品 処 理 票

[町 田 市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺 留 品 保 管 場 所		

遺体受付台帳兼処理台帳

市町村名： 町田市

受付 番号	処 理 年 月 日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処置費			遺体の 一時保存	検案料	実支出額	備 考
				氏 名	死亡者 との関係	品 名	数量	金 額				
								円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—							

埋 葬 台 帳

市町村名： 町 田 市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者 との関係	氏 名	棺 (付属品含)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	

(注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

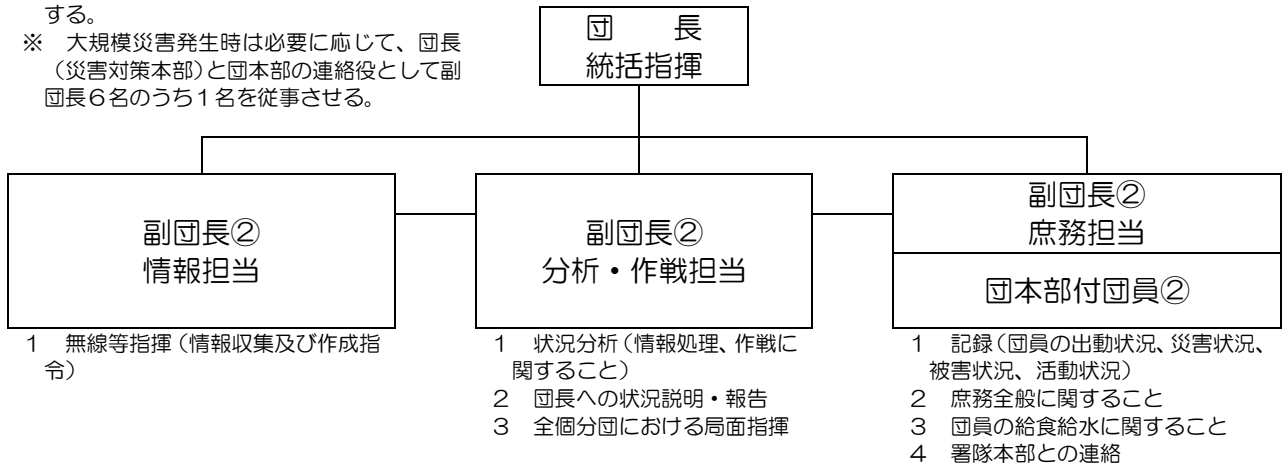
第2章 例規・協定・基準

町田市消防団震災・水災時任務分掌

統合災害対策本部（団本部）

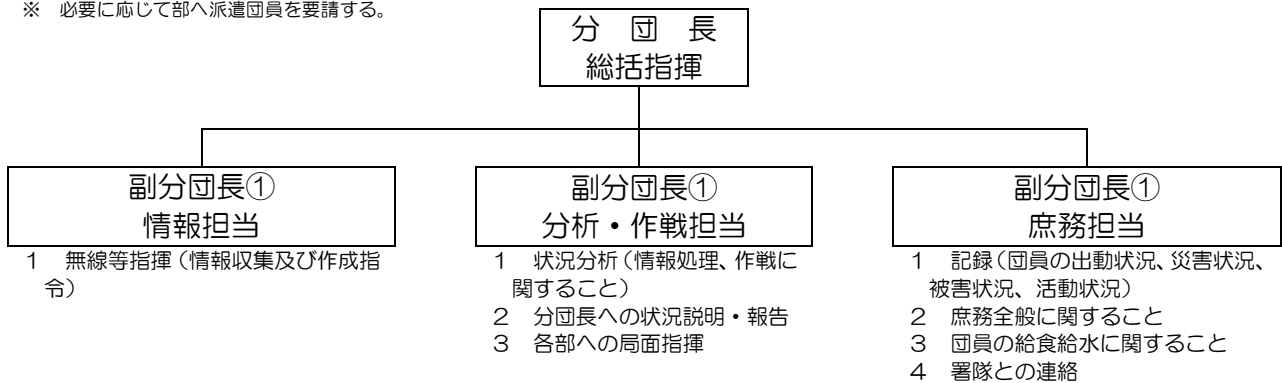
※ 必要に応じて分団本部へ派遣団員を要請する。

※ 大規模災害発生時は必要に応じて、団長（災害対策本部）と団本部の連絡役として副団長6名のうち1名を従事させる。

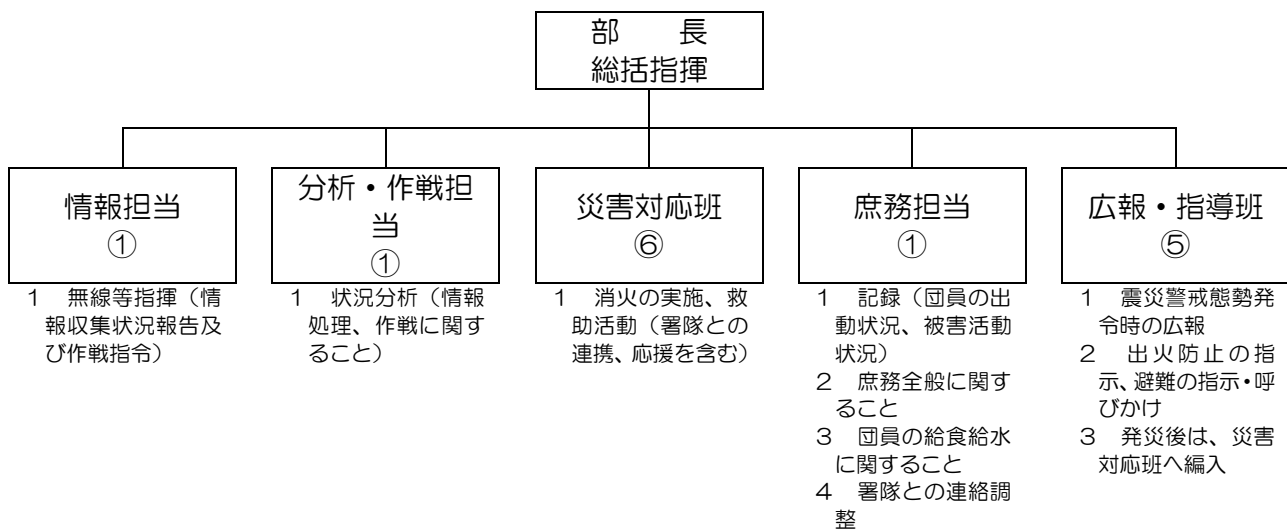


地区災害対策本部（分団本部）

※ 必要に応じて部へ派遣団員を要請する。



現場指揮



○の中の数字は、各々の人数を表している。



気象庁震度階級

階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	電線が少し揺れる。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛びこもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁震度階級関連解説表

気象注意報・警報の種類・発表基準

令和5年6月8日現在

町田市	府県予報区	東京都
	一次細分区域	東京地方
	市町村等をまとめた地域	多摩南部

警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	19
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=19.1, 恩田川流域=11.4, 鶴見川流域=12.1, 真光寺川流域=6, 麻生川流域=10.1
		複合基準 ^{*1}	境川流域=(9, 18.9), 鶴見川流域=(9, 11.6), 真光寺川流域=(15, 4.8)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	103
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=15.2, 恩田川流域=9.1, 鶴見川流域=9.6, 真光寺川流域=4.8, 麻生川流域=8
		複合基準 ^{*1}	境川流域=(6, 15.2), 恩田川流域=(6, 9.1), 鶴見川流域=(6, 9.6), 真光寺川流域=(10, 3.7)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%	
	なだれ		
	低温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

出典: 気象庁 警報・注意報発表基準一覧表

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「住家全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「住家半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものであるとする。
- (4) 「大規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものであるとする。
- (5) 「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものであるとする。
- (6) 「半壊」とは、住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものであるとする。
- (7) 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準する程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものであるとする。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものであるとする。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物と

被害程度の認定基準

する。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生件数

地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

出典：東京都地域防災計画 震災編

災害の被害認定基準について（府政防 670 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和5年12月現在)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一 避難所設置のため支出できる費用 一人一日当たり 340 円 その費用の種類は次に掲げるとおりとする。 (一) 法第四条第一項第一号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (二) 法第四条第二項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費 二 避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与する。	一 建設型応急住宅 (一) 設置に当たっては原則として、公有地を利用する。 適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 (三) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。 (五) 供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原	一 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。 二 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 三 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四

救助の程度及び方法				救助の期間																					
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
			状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずる。 借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	項に規定する期限内とする。																					
炊き出し その他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物により行う。	実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり 1,230 円以内とする。	災害発生の日から 7 日以内とする。																					
	飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。	実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から 7 日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料	支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。 一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table><tr><th>季別</th><th>夏季</th><th>冬季</th></tr><tr><th>世帯区分</th><th>(4 月～9 月)</th><th>(10 月～翌年 3 月)</th></tr><tr><td>一人世帯</td><td>19,200 円</td><td>31,800 円</td></tr><tr><td>二人世帯</td><td>24,600 円</td><td>41,100 円</td></tr><tr><td>三人世帯</td><td>36,500 円</td><td>57,200 円</td></tr><tr><td>四人世帯</td><td>43,600 円</td><td>66,900 円</td></tr><tr><td>五人世帯</td><td>55,200 円</td><td>84,300 円</td></tr></table>	季別	夏季	冬季	世帯区分	(4 月～9 月)	(10 月～翌年 3 月)	一人世帯	19,200 円	31,800 円	二人世帯	24,600 円	41,100 円	三人世帯	36,500 円	57,200 円	四人世帯	43,600 円	66,900 円	五人世帯	55,200 円	84,300 円	災害発生の日から 10 日以内とする。
季別	夏季	冬季																							
世帯区分	(4 月～9 月)	(10 月～翌年 3 月)																							
一人世帯	19,200 円	31,800 円																							
二人世帯	24,600 円	41,100 円																							
三人世帯	36,500 円	57,200 円																							
四人世帯	43,600 円	66,900 円																							
五人世帯	55,200 円	84,300 円																							

救助の種類		救助の対象及び方法	救助の程度及び方法			救助の期間
			費用の種類及び限度額等			
			六人以上の世帯	55,200 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 8,000 円を加算した額	84,300 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 11,600 円を加算した額	
			二 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯			
			季別	夏季	冬季	
			世帯区分	(4 月～9 月)	(10 月～翌年 3 月)	
			一人世帯	6,300 円	10,100 円	
			二人世帯	8,400 円	13,200 円	
			三人世帯	12,600 円	18,800 円	
			四人世帯	15,400 円	22,300 円	
			五人世帯	19,400 円	28,100 円	
六人以上の世帯	19,400 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 2,700 円を加算した額	28,100 円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに 3,700 円を加算した額				
医療及び助産	医療	一 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。 二 医療は救護班によって行う。 ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことのできる			支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	災害の発生の日から 14 日以内とする。

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
		るもの。 三 医療は、次の範囲内において行う。 (一) 診療 (二) 薬剤又は治療材料の支給 (三) 処置、手術その他の治療及び施術 (四) 病院又は診療所への収容 (五) 看護		
	助産	一 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。 二 助産は次の範囲内において行う。 (一) 分べんの介助 (二) 分べん前及び分べん後の処置 (三) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行う。	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。	修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とする。	災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度	次のいずれかに該当する者に対して行う。 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 一 二に掲げる世帯以外の世帯 706,000円	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	の部分 の修理	い者 二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	三 第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与		生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与		一 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。 二 被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行う。 (一) 教科書 (二) 文房具 (三) 通学用品	支出できる費用は、次の額以内とする。 一 教科書代 (一) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (二) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき 4,800 円 中学校生徒一人につき 5,100 円 高等学校等生徒一人につき 5,600 円	災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については、15 日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 (一) 棺(附属品を含む。) (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (三) 骨つぼ及び骨箱	支出できる費用は、一体当たり、大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とする。	災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から 10 日以内とする。
死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。 二 次の範囲内において行う。 (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (二) 死体の一時保存 (三) 検案 三 検案は、原則として救護班によって行う。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体当たり 3,500 円以内の額とする。 二 死体の一時保存のための費用 ・死体を一時収容するために既存建物を利用する場合 : 当該施設の借上費について通常の実費の額 ・既存建物を利用できない場合 : 一体当たり 5,500 円以内 ・死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	災害発生の日から 10 日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が138,700円以内の額とする。	災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	費用の支出は、次に掲げる事項に対して行う。 (一) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (二) 医療及び助産 (三) 被災者の救出 (四) 飲料水の供給 (五) 死体の搜索 (六) 死体の処理 (七) 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

【実費弁償のため支出できる費用】

災害救助法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	22,200円	勤務一時間当たりの日当の額(日当の額を七・七五で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第十五条第一項及び第二項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)第二条第二項の規定により一級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300円		
薬剤師	18,400円		
保健師、助産師及び看護師	17,300円		
准看護師	14,200円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300円		
歯科衛生士	14,900円		
救急救命士	17,700円		
土木技術者及び建築技術者	16,600円		
大工	27,600円		
左官	29,500円		
とび職	29,900円		

※ 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する業者(土木業者・建築業者、鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送業者、港湾運送業者)及びその従業者に対する実費弁償のために支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

【救助事務費】

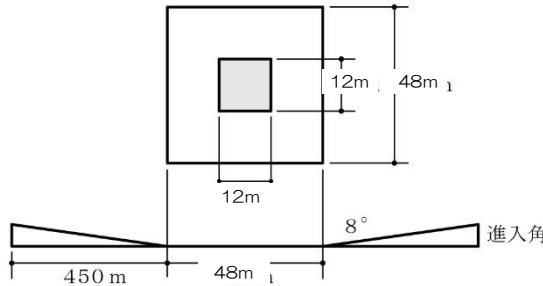
範囲	限度額等																
救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 (一) 時間外勤務手当 (二) 賃金職員等雇上費 (三) 旅費 (四) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) (五) 使用料及び賃借料 (六) 通信運搬費 (七) 委託費	一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。 <table><tr><th>国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>三千万円以下の部分</td><td>百分の十</td></tr><tr><td>三千万円を超え六千万円以下の部分</td><td>百分の九</td></tr><tr><td>六千万円を超え一億円以下の部分</td><td>百分の八</td></tr><tr><td>一億円を超え二億円以下の部分</td><td>百分の七</td></tr><tr><td>二億円を超え三億円以下の部分</td><td>百分の六</td></tr><tr><td>三億円を超え五億円以下の部分</td><td>百分の五</td></tr><tr><td>五億円を超える部分</td><td>百分の四</td></tr></table> 二 前号の救助事務費以外の費用の額は、別表第一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。	国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合	三千万円以下の部分	百分の十	三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九	六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八	一億円を超え二億円以下の部分	百分の七	二億円を超え三億円以下の部分	百分の六	三億円を超え五億円以下の部分	百分の五	五億円を超える部分	百分の四
国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合																
三千万円以下の部分	百分の十																
三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九																
六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八																
一億円を超え二億円以下の部分	百分の七																
二億円を超え三億円以下の部分	百分の六																
三億円を超え五億円以下の部分	百分の五																
五億円を超える部分	百分の四																

出典：災害救助法施行細則（令和 5 年東京都規則第 102 号）

ヘリポートの設置基準

条件区分		標 準
発着基準	OH-1	
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
	UH-60JA (中型機)	
	SH-60J (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	

ヘリポートの設置基準

	EC-225	 The diagram illustrates the layout of a helicopter landing area. It features a central square landing zone with a side length of 12m. This is surrounded by a larger square area with a side length of 48m. The distance from the center of the 12m square to the edge of the 48m square is 18m (48m / 2 - 12m / 2). The total width of the landing area, including a 450m approach path, is 492m (450m + 48m). The approach angle is indicated as 8°.
表示要領	1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる (1)布製 (2)風速 25m/秒に耐えられる強度	

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

都知事管理河川注意度基準表

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	(解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸閘	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	(解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

出典：東京都水防計画

町田市防災会議条例

(昭和38年9月25日 条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、町田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 町田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (平18条例3・平26条例30・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 都の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 市の教育委員会の教育長
 - (5) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 市の消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 町内会長及び自治会長のうちから市長が委嘱する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、委嘱する者
 - 6 前項の委員の総数は、40人以内とする。
 - 7 第5項第9号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 8 前項の委員は、再任されることができる。
- (平16条例2・平18条例3・平26条例30・一部改正)

(幹事)

第4条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。
- (平18条例3・追加)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (平18条例3・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(平18条例3・旧第4条繰下・一部改正、令2条例30・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 1 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 8 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

町田市防災会議委員名簿

(2024年3月1日現在)

会長	町田市長	委員	町田市医師会長
委員	町田市副市長	//	町田市歯科医師会長
//	町田市副市長	//	町田市薬剤師会長
//	町田市議会議長	//	日本郵便(株)町田郵便局長
//	町田市議会 総務常任委員会委員長	//	東日本旅客鉄道(株)町田駅長
//	町田市議会 健康福祉常任委員会委員長	//	小田急電鉄(株)町田駅管区長
//	町田市議会 文教社会常任委員会委員長	//	京王電鉄(株)相模原管区長
//	町田市議会 建設常任委員会委員長	//	東京急行電鉄(株)長津田駅長
//	町田市議会 災害対策委員会委員長	//	神奈川中央交通(株)町田営業所長
//	陸上自衛隊第 1 師団 第 1 施設大隊長	//	(株)NTT 東日本 東京西支店長
//	東京都建設局南多摩東部建設事務所長	//	東京電力パワーグリッド(株) 多摩総支社長
//	東京都水道局多摩給水管理事務所長	//	東京ガス(株)東京西支店長
//	警視庁町田警察署長	//	ヤマト運輸(株)町田中央営業所長
//	警視庁南大沢警察署長	//	小田急バス(株)新百合ヶ丘営業所長
//	東京消防庁町田消防署長	//	東京都獣医師会 町田支部会長
//	町田市教育委員会教育長	//	東京都 LP ガス協会 南多摩支部町田部会会長
//	町田市民病院事業管理者	//	町田市町内会・自治会連合会長
//	町田市消防団長	//	和光大学 教授

町田市防災会議運営規則

(令和 2 年 10 月 30 日 規則第 94 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町田市防災会議条例(昭和 38 年 9 月町田市条例第 22 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、町田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、審議すべき事案及び理由を示して、会長に防災会議の招集を請求することができる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、防災会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(招集の通知)

第 3 条 会長は、防災会議の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(書面による審議)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を発議することができる。

2 書面による審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による審議における防災会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(代理出席)

第 5 条 委員(当該委員が属する団体を代表する者として委嘱された者に限る。)は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、代理人を会議に出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を会議に出席させようとする委員は、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災安全部防災課において処理する。

(委任)

第 7 条 防災会議は、条例第 2 条に規定する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、前項の規定による委任を受けた事務を処理したときは、防災会議に報告しなければならない。

3 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

町田市災害対策本部条例

(昭和 38 年 9 月 25 日 条例第 23 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、町田市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 26 条例 30 ・ 一部改正)

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室をおく。

2 本部長室に属すべき職員は、町田市規則で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

4 本部に属するその他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(雑則)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は町田市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 8 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

町田市災害対策本部条例施行規則

(昭和 39 年 6 月 30 日 規則第 13 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、町田市災害対策本部条例(昭和 38 年 9 月町田市条例第 23 号)第 2 条及び第 4 条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(令 4 規則 40・一部改正)

(本部長室の所掌事務)

第 2 条 本部長室は、次の事項について町田市災害対策本部(以下「本部」という。)の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示及び誘導に関すること。
- (4) 政府機関、東京都、他市町村及び公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- (5) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (6) 本部会議の招集に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(令 4 規則 40・一部改正)

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次のものをもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害統括部長(以下「統括部長」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(平 20 規則 29・一部改正)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(平 19 規則 20・一部改正)

(災害統括部長)

第 5 条 災害統括部長は、防災安全部長をもって充てる。

(平 20 規則 29・追加、平 29 規則 28・一部改正)

(本部員)

第 6 条 本部員は、教育長、町田市組織規則(平成 12 年 3 月町田市規則第 16 号)第 9 条第 1 項に規定する部長及び所長、政策経営部経営改革室長、政策経営部デジタル戦略室長、政策経営部広報担当部長、会計管理者、市民病院事務部長、議会事務局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、防災安全部防災課長並びに町田市消防団長の職にある者をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、町田市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(平 19 規則 20・一部改正、平 20 規則 29・旧第 5 条繰下・一部改正、平 29 規則 28・令 4 規則 40・令 4 規則 71・一部改正)

(対策部、班の名称及び分掌事務)

第 7 条 対策部に班を置き、対策部、班の名称及びその分掌する事務は、市長が別に定める。

2 対策部に部長、副本部長及び班長及び副班長を置く。

3 対策部に属すべき職員は、当該対策部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから当該対策部の部長が命ずる。

4 第 1 項及び前項に規定するもののほか、対策部の編成について必要な事項は、当該対策部の部長が定める。

(平 19 規則 20・一部改正、平 20 規則 29・旧第 6 条繰下、平 25 規則 64・一部改正)

(本部会議)

第 8 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議を招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に町田市を管轄する消防署長が指名する消防吏員その他の本部の職員以外の者の出席を求めることができる。

(平 20 規則 29・旧第 7 条繰下、令 4 規則 40・一部改正)

(本部会議事務局)

第 9 条 本部会議を迅速かつ適切に運営するため、本部会議に事務局を置く。

- 2 本部会議事務局は、本部班長、本部班長が指名する職員及び本部連絡員をもって組織する。

- 3 本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、市及び防災関係機関相互の情報交換及び連携の強化に努める。

(平 20 規則 29・旧第 8 条繰下)

(職務権限)

第 10 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

(平 20 規則 29・旧第 9 条繰下、令 4 規則 40・一部改正)

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、町田市災害対策本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 25 規則 64・追加)

附 則

この規則は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 42 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 5 月 11 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 8 月 10 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 7 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 9 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 8 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年 7 月 25 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 50 年 8 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 1 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する(後略)。

附 則(昭和 53 年 9 月 30 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 24 日規則第 29 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 7 月 1 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日規則第 20 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により、その任期中に限り在職するものとされた収入役については、この規則による改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 8 月 12 日規則第 64 号)

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 22 日規則第 40 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 14 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

町田市防災行政用無線局管理運用規程

(平成元年 3 月 31 日 規程第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、町田市地域防災計画に基づく災害に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する町田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理、運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局と通信する相手局となる送受信（屋外拡声子局）又は受信（屋内戸別受信機）設備をいう。
- (4) 移動系親局 陸上移動局と通信する基地となる無線局をいう。
- (5) 中継局 固定系親局と固定系子局及び移動系親局と陸上移動局との間の通信を中継するための無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 移動系親局と通信する相手局をいう。
- (7) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の回線構成及び配置等は、市長が別に定める。

(平 27 規程 8 ・ 一部改正)

(無線局の総括管理者)

第 4 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災安全部長の職にある者をもって充てる。

(平 20 規程 12 ・ 令 3 規程 15 ・ 一部改正)

(管理責任者)

第 5 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災安全部防災課長の職にある者をもって充てる。

(平 20 規程 12 ・ 令 3 規程 15 ・ 一部改正)

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第 7 条 無線局に管理者を置く。

- 2 固定系親局及び移動系親局の通信操作を行う部署並びに移動系親局の遠隔制御器及び陸上移動局の通信操作を行う部署に管理者を置く。
- 3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 4 管理者は、当該部署の長をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 8 条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正配置に努めなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿（第 1 号様式）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌（第2号様式甲・乙）の記載を行う。

（通信取扱者）

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備付け書類等の管理）

第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選（解）任届（第3号様式）の写し及び無線局業務日誌を整理保管しておくものとする。なお、電波法の定めにより、無線局業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存するものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用要領によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（1） 毎日点検 無線設備の外観を主として点検する。

（2） 月点検 月1回、無線設備の異常の有無、簡単な機能の検査を行う。

（3） 年点検 年2回以上、電波の質及び無線設備の総合機能点検を行う。

2 前項第2号及び第3号の点検項目については、無線設備の点検表（第4号様式甲・乙）のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

（1） 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者

（2） 月点検は管理責任者

（3） 年点検は総括管理者

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（1） 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

（2） 定期通信訓練 毎年1回以上

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用要領並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（市長部局以外に設置する遠隔制御器等の管理、運用）

第16条 市長部局以外に設置する移動系親局の遠隔制御器及び陸上移動局の管理、運用については、別に定める運用要領によるものとする。

（非常持ち出し用陸上移動局の管理、運用）

第17条 非常時に持ち出す陸上移動局の管理、運用については、別に定める運用要領によるものとする。

（屋内戸別受信機の管理等）

第18条 固定系子局の屋内戸別受信機の管理及び取扱いについては、別に定める取扱要領によるものとする。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理、運用について必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月8日規程第7号）

この規程は、平成4年5月11日から施行する。

附 則（平成6年5月17日規程第10号）

この規程は、公表の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年2月20日規程第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年4月9日規程第10号）

この規程は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成20年3月31日規程第12号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規程第8号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の町田市防災行政用無線局管理運用規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月15日規程第15号）

（施行期日）

1 この規程は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の第3号様式及び第4号様式甲による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 50 年 10 月 1 日 条例第 52 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)および同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、町田市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、当該兄弟姉妹(死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難たいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 23 条例 39・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障がい見舞金の支給

(平 15 条例 21・改称)

(災害障がい見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(災害障がい見舞金の額)

第 10 条 障がい者 1 人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(平 15 条例 21・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

(平 15 条例 21・一部改正)

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000 円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、無利子とする。ただし、保証人を立てない場合の据置期間経過後は、延滞の場合

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例

を除き年1パーセントの利率とする。

- 3 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(令元条例8・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告等については、令第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例8・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和52年4月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年6月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年7月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月26日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成15年3月31日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月7日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年9月30日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 50 年 10 月 8 日 規則第 34 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、町田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年 10 月町田市条例第 52 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査票（第 1 号様式）により次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（令 4 規則 11・一部改正）

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、町田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 3 章 災害障がい見舞金の支給

（平 15 規則 16・改称）

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平 15 規則 16・令 4 規則 11・一部改正）

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、町田市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、法別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（第 2 号様式）を出させるものとする。

（平 15 規則 16・一部改正）

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額並びに償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(令元規則22・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間および償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第4号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(第5号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、災害援護資金借用書(第6号様式。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は、当該保証人の連署した借用書)に、借受人の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び当該保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(令元規則22・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第8号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(第10号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(端数の処理)

第14条 条例第15条第2項の規定により、資金を元利均等償還の方法で償還する場合において、1回の償還金額に100円未満の端数があるときは、第1回の償還すべき額にこれを加える。

2 条例第15条第3項に規定する違約金に100円未満の端数があるとき、又はその違約金の額が500円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間および支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第13号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護償還免除不承認通知書（第16号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（平15規則16・令元規則22・一部改正）

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名または住所の変更届等）

第18条 借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届（第17号様式）により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

（平15規則16・一部改正）

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年4月7日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成15年3月31日規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月14日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市老人保護費負担金徴収規則、町田市助産施設における助産の実施及び費用徴収規則、町田市知的障がい者保護費負担金徴収規則、町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、町田市身体障害者更生援護施設への入所又は入所の委託に係る費用の徴収規則、町田市母子生活支援施設における母子保護の実施及び費用徴収規則、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、町田市民病院使用条例施行規則、町田市老人医療事務取扱細則、町田市営住宅条例施行規則、町田市保育の実施に関する条例施行規則、町田市手数料条例施行規則、町田市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例施行規則及び町田市保育運営費徴収条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月15日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

町田市災害見舞金支給規則

(平成 8 年 4 月 30 日 規則第 22 号)

第 1 章 総則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、町田市の区域内に住所を有する者が、災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に至らない火災、風水害、震災その他これに類する事故をいう。
- 二 住家 専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいるもの（アパート等においてはその専用部分をいう。）をいう。
- 三 全焼（全壊） 住家の焼失損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもので又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50 パーセント以上に達した程度ものをいう。
- 四 半焼（半壊） 住家の焼失損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のもので又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度ものをいう。
- 五 床上浸水 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積等により一時的に居住することができないものをいう。

(見舞金)

第 3 条 町田市内で発生した災害により、被害を受けた住家の世帯主等に対して、見舞金を贈る。

2 見舞金は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 住家の全焼（全壊） 一世帯につき 50,000 円
- 二 住家の半焼（半壊）又は床上浸水 一世帯につき 30,000 円

3 前項の場合において、寮、寄宿舍等は、全体をもって一世帯とみなす。ただし、管理人については、その居住状況に依りて一世帯とみなすことができる。

(弔慰金)

第 4 条 災害により死亡した市民の遺族に対して弔慰金を贈る。

2 弔慰金は、死亡した者一人につき 100,000 円とする。

(弔慰金の受給者)

第 5 条 弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次のとおりとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被災者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹

2 弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序による。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養祖父母を先にし、実祖父母を後にする。

(支給の決定)

第 6 条 市長は、第三条及び第四条の規定による被害の認定については、町田市災害見舞金（弔慰金）支給調査書（第一号様式）により調査し、見舞金又は弔慰金の支給を決定する。

2 災害により負傷した時から 48 時間経過後に死亡した者又は市街において死亡した者の遺族が、弔慰金の支給を受けようとするときは、災害事故死亡確認申請書（第二号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給)

第 7 条 市長は、見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、速やかに支給し、領収書（第三号様式）を徴する。

(支給の制限)

第8条 災害が、被災者又はその遺族（第五条に規定する遺族に限る。）の故意又は重大な過失によるものである場合は、この規則に規定する見舞金及び弔慰金は、支給しない。
（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

協 定 等 の 一 覧

2021年3月31日現在

1 自治体間相互応援協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
1	災害時における相互援助に関する協定書	長野県 長野市	1995年9月29日	-
2		長野県 南佐久郡 川上村	1995年10月7日	-
3		山形県 東置賜郡 川西町	1995年10月22日	-
4		山梨県 南巨摩郡 富士川町	1995年11月25日	2010年10月22日
5		神奈川県 相模原市	2002年1月16日	-
6		神奈川県 大和市	2009年12月17日	-
7		神奈川県 横浜市	2011年11月11日	-
8		神奈川県 川崎市	2015年3月11日	-
9	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	1996年3月1日	-
10	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内13町村、特別区23区、26市	2021年12月27日	-

2 包括連携協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
11	町田市と三井住友海上保険株式会社との包括連携協定	三井住友海上保険株式会社	2018年7月11日	-
12	町田市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険株式会社	2018年10月9日	-
13	町田市と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	2018年11月7日	-
14	町田市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2019年3月25日	-
15	町田市と日本生命保険相互会社町田支社との包括連携協定	日本生命保険相互会社町田支社	2022年10月12日	-
16	町田市と野村不動産ライフ&スポーツ株式会社との包括連携協定	野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	2022年12月26日	-
17	町田市と株式会社明治関東支社との包括連携に関する協定	株式会社明治関東支社	2023年4月26日	-

3 消防団関係

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
18	消防団相互応援協定	神奈川県 相模原市	1967年2月25日	2009年8月31日
19		神奈川県 大和市	1967年2月25日	-
20		多摩市	1969年11月24日	-
21		八王子市	1970年2月13日	-
22		神奈川県 川崎市	1999年8月31日	-
23		神奈川県 横浜市	2000年3月29日	-
24	モデル少年消防クラブに関する覚書	町田消防少年団	2011年2月24日	-
25	町田市消防団員に対する住宅提供に関する協定	東京都住宅供給公社	2022年3月7日	-

4 生活インフラ（給水・排水・消火栓）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
26	災害時における応急給水に関する協力協定書	学校法人桜美林学園	2006年5月1日	-
27	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局	2013年7月19日	-
28	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局	2013年7月19日	-
29	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書	東京都水道局	2015年3月31日	-
30	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	東京都水道局	2018年10月2日	-
31	避難所（都立学校）における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	東京都水道局	2020年2月18日	-

5 生活インフラ（停電復旧）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
32	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社 東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	2020年12月18日	-
33	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支社 東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	2022年2月10日	-

6 生活インフラ（下水道復旧・し尿処理）

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
34	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	2011年9月1日	-
35	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定書	株式会社 町田清掃社	2013年12月18日	-
36	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	2016年10月3日	-
37	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	株式会社 町田清掃社	2016年10月3日	-
38	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局 公益財団法人 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合	2018年10月29日	-
39	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	東京都下水道局 公益財団法人 東京都都市づくり公社 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	2021年3月19日	-

7 災害廃棄物処理

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
40	多摩ニュータウン環境組合及び同組合の構成市間におけるごみ処理応援体制実施協定書	多摩ニュータウン環境組合及び八王子市、多摩市	2015年4月1日	-
41	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書	多摩地域に存する市町村及び清掃関係一部事務組合（計38団体）	2020年4月1日	-
42	災害時における災害廃棄物処理等に関する協定書	廃棄物収集運搬事業者29社	2023年2月1日～	-

8 調達輸送

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
43	災害時における米穀調達に関する協力協定	町田市米穀小売商組合	1979年11月29日	2006年8月1日
44	災害時における燃料類調達に関する協力協定	日本瓦斯株式会社	1980年3月19日	-
45		アストモスリテイリング株式会社 関東カンパニー	1980年3月19日	-
46		一般社団法人東京都 LP ガス協会 南多摩支部町田部会	1980年3月19日	2018年8月20日

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
47	災害時における物資調達に関する協力協定	株式会社小田急百貨店 町田店	1980年3月19日	-
48		小田急 OX 玉川学園店	1980年3月19日	-
49		株式会社西友 町田店	1980年3月19日	-
50		株式会社東急百貨店 町田東急ツインズ	1982年1月14日	-
51	災害時における災害応急対策及び被災者救済への協力に関する協定	株式会社ダイエー	1980年3月19日	2008年7月1日
52	災害時における物資調達に関する協力協定	相鉄ローゼン株式会社 成瀬店	1982年1月14日	-
53		株式会社三和	1999年4月1日	-
54	災害時における軽自動車輸送の協力に関し町田市と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合との協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 多摩支部	1996年6月25日	-
55	災害対策用貨物自動車供給に関する協定	一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部第七地区	2000年8月11日	-
56	災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書	町田市農業協同組合	2005年6月20日	-
57	災害時における資機材等の提供に関する覚書	東京消防庁 町田消防署	2007年2月1日	2009年4月20日
58		警視庁 町田警察署	2007年2月1日	2009年4月20日
59		警視庁 南大沢警察署	2009年4月20日	-
60	災害時における災害応急対策及び被災者救済への協力に関する協定	株式会社東急ストア	2008年12月1日	-
61		株式会社ミスターマックス	2009年4月30日	-
62	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	東京都石油商業組合町田支部	2010年3月19日	-
63	災害時における飲料水供給等に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	2010年11月10日	-
64	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	2012年3月12日	-
65	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園	2013年11月20日	-
66	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	ベクセス株式会社	2015年3月25日	-
67	災害時における物資の供給及び輸送に関する協定	一般社団法人町田青年会議所	2015年10月21日	-
68	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	2016年4月19日	-
69	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	2016年5月20日	-
70	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	2017年9月11日	-
71	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5,000枚の約束」プロジェクト実行委員会	2017年9月11日	-
72	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社 多摩主管支店	2018年8月2日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
73	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテツ・ネットワーク	2019年1月30日	-
74	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 東京第二支社	2020年12月10日	-
75	災害時における給電車両貸与に関する協定書	トヨタモビリティ東京株式会社	2020年12月14日	-
76	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	2021年1月29日	-
77	災害時における物資調達及び車両の支援等に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2022年4月18日	-
78	災害時における給電車両貸与に関する協定	日産東京販売株式会社及び日産自動車株式会社	2024年3月1日	-
79		S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS &D西東京株式会社	2024年3月1日	-
80		飛鳥交通カンツリー株式会社	2024年3月1日	-

9 施設利用

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
81	災害時における避難場所に関する覚書	学校法人明泉学園鶴川高等学校 (現・フェリシア高等学校)	1980年3月11日	-
82		学校法人桜美林学園	1980年4月1日	1996年8月1日
83		学校法人国士舘大学	1980年4月17日	2018年7月2日
84		和光中学校・高等学校	1980年4月25日	-
85		学校法人昭和薬科大学	1995年12月15日	-
86		学校法人玉川学園	1996年2月1日	-
87	避難施設及び避難広場利用に関する協定	日本大学第三学園	1980年3月14日	2024年3月1日
88	災害時における避難場所に関する協定	株式会社乗馬クラブクレイン	2006年2月1日	-
89		学校法人育英学院サレジオ工業高等専門学校	2007年5月1日	-
90	避難所施設利用に関する協定	東京都立小川高等学校	2008年1月1日	-
91		東京都立成瀬高等学校	2008年1月1日	-
92		東京都立野津田高等学校	2008年1月1日	-
93		東京都立山崎高等学校	2008年1月1日	-
94		東京都立町田総合高校	2008年1月1日	2010年6月10日
95	災害時における施設使用等に関する協定	東京都総務局	2008年7月16日	2015年7月24日

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
96	避難所施設利用に関する協定	東京都立町田工業高等学校	2008年8月1日	-
97		東京都立町田高等学校	2008年8月12日	-
98		学校法人東京家政学院大学	2008年11月21日	-
99	水害発生時施設利用に関する協定	町田市農業協同労働組合（JA）堺支店	2008年11月11日	2015年1月30日
100		学校法人法政大学	2008年11月17日	-
101	避難広場施設利用に関する協定	学校法人明泉学園（現・フェリシアこども短期大学）	2014年11月7日	-
102		学校法人日本大学	2023年11月1日	-
103	災害時における施設等の提供協力に関する協定	レンブラントホテル（有限会社 PAM・J）	2015年6月30日	-
104		専修学校 河合塾町田校	2015年10月7日	-
105		メガロス町田（野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社）	2016年4月13日	-
106	風水害及び土砂災害時における避難施設としての施設使用に関する覚書	大善倶楽部（下小山田町内会）	2016年3月31日	-
107	風水害及び土砂災害時における避難施設としての施設使用に関する覚書	上小山田町内会 田中谷戸地区	2017年3月24日	-
108	災害時等における施設提供に関する協定書	町田ローンテニスクラブ	2019年2月17日	-
109	災害時における施設使用等に関する協定	東京都	2019年3月31日	-
110	災害時における施設等の提供に関する協定	東京急行電鉄株式会社	2019年5月20日	-
111	風水害時の避難施設利用に関する協定	株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ	2019年10月31日	-
112	飛行場外離発着上としての土地使用について	東京消防庁 町田消防署	2020年10月1日	-

10 人命救助・応急対策

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
113	災害救助犬の出動に関する協定	一般社団法人 ジャパンケネルクラブ	1999年8月19日	-
114	災害時における人命救助に関する協定書	町田市管工事協同組合	2001年10月1日	-
115	災害時における車両の撤去協力に関する協定	有限会社カーレスキュー塚本	2003年8月1日	2013年3月28日
116	災害救助犬の出動に関する協定書	NPO 法人日本救助犬協会	2005年3月25日	-
117	災害時における人命救助及び応急復旧に関する協定書	一般社団法人 町田市建設業協会	2006年5月1日	2015年9月30日
118	災害時における応急活動に関する協力協定	一般社団法人 東京都自動車整備振興会 町田支部	2006年10月20日	2013年4月1日
119	災害時における避難所等の応急対策業務に関する協定書	町田電設工業協会	2010年1月27日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
120	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合町田支部	2010年1月27日	-
121		一般社団法人 町田市緑化協会	2012年2月20日	-
122	震災時における消火活動業務への協力に関する協定	細野コンクリート株式会社	2010年3月31日	-
123	町田市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	2017年1月1日	-
124	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	東京多摩葬祭業協同組合	2020年1月29日	-
125		神奈川県葬祭業協同組合	2020年1月29日	-

11 要配慮者支援

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
126	障がい者を対象とした避難所施設利用に関する協定書	東京都立町田養護学校（町田の丘学園）	2008年1月1日	-
127	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定	町田市ホテル・旅館業同業組合	2010年11月19日	-
128	災害時等における相互応援に関する協定	こうりん保育園	2017年5月10日	-
129	町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定書	社会福祉法人町田市社会福祉協議会 小田急交通南多摩株式会社 特定非営利活動法人町田ハンディキャプ友の会	2023年4月1日	-
130	町田市市民外出支援サービス事業協定書	社会福祉法人町田市社会福祉協議会 特定非営利活動法人町田ハンディキャプ友の会	2023年4月1日	-
131	町田市やまゆり号運行サービス事業協定書	小田急交通南多摩株式会社	2023年4月1日	-
132	避難行動要支援者名簿に関する協定	町田警察署	2023年11月24日	-
133		南大沢警察署	2023年11月24日	-
134		町田消防署	2023年11月24日	-
135		社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	2023年11月24日	-
136		町田市民生委員児童委員協議会	2023年12月12日	-
137		鶴川地区社会福祉協議会	2023年12月12日	-
138		みなみ地区社会福祉協議会	2023年12月12日	-

12 飼育動物保護

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
139	災害時の飼育動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 東京都獣医師会 町田支部	2006年2月28日	-
140		市内開業獣医師（東京都獣医師会町田支部所属を除く）	獣医師により異なる	-

13 医療

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
141	災害時医療救援活動についての協定書	一般社団法人 町田市医師会	1977年7月1日	2013年4月1日
142	医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	一般社団法人 町田市医師会	1977年7月1日	2023年4月1日
143	災害時における応急医薬品等の調達に関する協力協定	一般社団法人 町田市薬剤師会	1980年3月19日	-
144	大規模局地災害時等における災害医療についての相互応援に関する協定	稲城市立病院 日野市立病院	1986年3月30日	-
145	災害時歯科医療救援活動についての協定書	公益社団法人 町田市歯科医師会	1996年4月25日	-
146	歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	公益社団法人 町田市歯科医師会	1996年4月25日	2023年4月1日
147	災害時における応急救護活動についての協力協定	公益社団法人 東京都柔道整復師会 町田支部	2001年2月21日	2011年5月2日
148	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	アルフレッサ株式会社	2014年12月17日	-
149		酒井薬品株式会社	2014年12月17日	-
150		株式会社スズケン 町田支店	2014年12月17日	-
151		東邦薬品株式会社	2014年12月17日	-
152		株式会社バイタルネット	2014年12月17日	-
153		株式会社メディセオ	2014年12月17日	-

14 無線・通信

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
154	東京都防災行政無線局設置等に関する協定	東京都	1979年4月1日	-
155	町田市防災行政無線移動系陸上移動局設置等に関する協定書	東京消防庁 町田消防署	1989年11月1日	-
156		警視庁 町田警察署	1989年11月1日	-
157		一般社団法人 町田市医師会	1989年11月1日	-
158	町田市防災行政無線移動系固定局の遠隔制御器設置等に関する協定書	町田市議会	1989年11月1日	-
159		町田市教育委員会	1989年11月1日	-

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
160	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書	東京都	1990年12月21日	-
161	町田市防災行政無線局緊急放送要請に関する覚書	東京電力株式会社 相模原支社	1995年6月26日	2014年3月31日
162		東京電力株式会社 八王子支社	1995年6月26日	2014年3月31日
163	町田市防災行政無線局緊急放送要請に関する協定書	NTT東日本 東京西支店	1995年6月26日	-
164		東京ガスネットワーク(株) 東京西支店	1996年2月27日	-
165	町田市防災行政無線(固定系)戸別受信機の設置等に関する協定	町田市法人立保育園協会	2001年4月30日	-
166	災害用衛星携帯電話設置等に関する協定書	一般社団法人 町田市医師会	2005年10月25日	-
167	災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2007年1月31日	-
168		イツ・コミュニケーションズ株式会社	2007年1月31日	-
169	災害時における災害情報等の放送要請に関する協定	株式会社多摩テレビ	2007年1月31日	-
170	災害時における放送要請に関する協力協定	横浜エフエム放送株式会社	2007年3月28日	-
171		株式会社エフエムさがみ	2007年3月28日	-
172	「災害時における放送要請に関する協定」の運用に関する覚書	横浜エフエム放送株式会社	2012年3月29日	-
173		株式会社エフエムさがみ	2012年3月29日	-
174	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁 町田消防署	2008年3月25日	-
175	J:COM 緊急地震速報トライアルサービスに関する覚書	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 町田・川崎局	2009年4月1日	-
176	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	2013年3月31日	-
177	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	MFF アマチュア無線クラブ	2015年12月1日	-
178	防災行政用無線局(固定系子局)の設置等に関する契約書	学校法人桜美林学園	2016年1月29日	-
179	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2020年2月20日	-
180	ケーブルサービス等を活用した災害情報の提供に関する覚書	イツ・コミュニケーションズ株式会社	2020年12月15日	-

15 都市復興

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
181	町田市の事前都市復興に関する共同研究基本協定	東京都公立大学法人(東京都立大学)	2022年12月26日	-

16 その他の災害時応援協定

番号	協定・覚書等名称	締結団体名	締結年月日	改正年月日
182	災害時における協力に関する協定	日本郵便株式会社 鶴川郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
183		日本郵便株式会社 町田西郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
184		日本郵便株式会社 町田郵便局	1998年2月10日	2008年5月1日
185	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する町田市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設	2011年2月24日	-
186	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	2012年7月4日	-
187	災害時における理容活動に関する協力協定	東京都理容生活衛生同業組合町田支部	2013年12月24日	-
188	「町田消防署原町田分駐所」設置に関する協定書	東京消防庁	2018年3月2日	-
189	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	神奈川県 相模原市 NPO 法人 クライシスマップーズ・ジャパン	2019年2月5日	-
190	災害時等における行政手続の支援活動に関する協定	東京都行政書士会町田支部	2020年7月22日	-
191	災害時における町田市公金に係る取り扱い確認書	株式会社きらぼし銀行	2023年7月1日	-

第3章 データベース

町田市警戒本部（地震時）設置配置図（災害対策本部室内）

	学校教育 部 長	生涯学習 部 長	経済観光 部 長	環境資源 部 長	道路部長	都市づくり 部 長	下水道 部 長	会計管理者	市民病院 事務部長	議 会 事務局長			
【副本部長】 防災課長													
【本部長】 防災安全 部 長													
	政策経営 部 長	経営改革 室 長	デジタル戦略 室 長	広報担当 部 長	総務部長	財務部長	市民部長	文化スポーツ 振興部長	地域福祉 部 長	いきいき 生活部長	保健所長	子ども 生活部長	

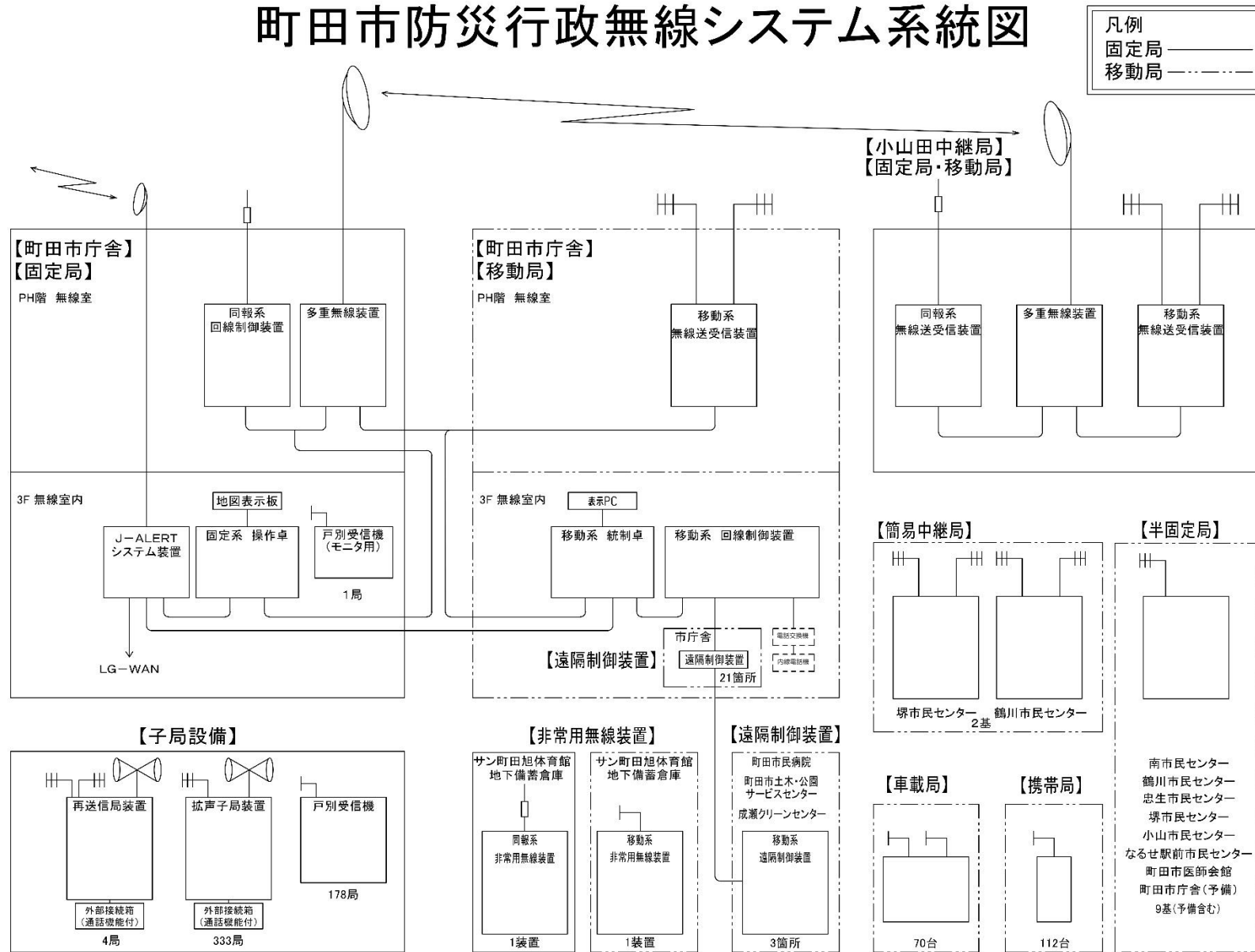
町田市警戒本部（風水害時）設置配置図（災害対策本部室内）

	学校教育 部 長	生涯学習 部 長	経済観光 部 長	環境資源 部 長	道路部長	都市づくり 部 長	下水道 部 長	会計管理者	市民病院 事務部長	議 会 事務局長			
【本部長】 副市長 （防災安全担当）													防災安全 部 長
【副本部長】 副市長													防災課長
	政策経営 部 長	経営改革 室 長	デジタル戦略 室 長	広報担当 部 長	総務部長	財務部長	市民部長	文化スポーツ 振興部長	地域福祉 部 長	いきいき 生活部長	保健所長	子ども 生活部長	

町田市災害対策本部設置配置図（災害対策本部室内）

	教育長	学校教育 部 長	生涯学習 部 長	経済観光 部 長	環境資源 部 長	道路部長	都市づくり 部 長	下水道 部 長	会計管理者	市民病院 事務部長	議 会 事務局長		
【副本部長】 副市長													町田消防署
【本部長】 市 長													防災安全 部 長
													防災課長
【副本部長】 副市長													消防団長
	政策経営 部 長	経営改革 室 長	デジタル戦略 室 長	広報担当 部 長	総務部長	財務部長	市民部長	文化スポーツ 振興部長	地域福祉 部 長	いきいき 生活部長	保健所長	子ども 生活部長	

町田市防災行政無線システム系統図



町田市防災行政無線（固定系）屋外拡声子局設置場所

（2024.2.1 現在）

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2101	滝の沢児童公園	本町田 1836-13
2103	町田第三中学校	本町田 1853
2104	森野保育園	森野 4-8-10
2105	消防器具置場第 1 分団第 3 部	森野 5-9-23
2107	森野三丁目保育園	森野 3-11-16
2108	旭町 2 丁目児童公園	旭町 2-1698-32
2109	町田市民病院たけのこ保育室(旧・看護学校)	旭町 2-2-18
2110	(旧)緑ヶ丘小学校	本町田 2380-3
2111	町田第四小学校	森野 2-21-28
2112	木曽山崎連絡所第二駐車場	本町田 2614-2
2113	本町田ひばり公園	本町田 2141-33
2114	防火貯水槽用地 №606	本町田 2980-6
2115	町田市庁舎	森野 2-2-22
2117	森野中央公園	森野 1-3
2118	本町田見晴らし公園	本町田 3033-7
2119	本町田第 1 児童公園	本町田 1348-2
2121	さるびあ図書館	中町 2-13-23
2122	本町田東小学校	本町田 3350
2123	町田新産業創造センター	中町 1-4-1
2125	町田第三小学校	本町田 1212
2126	町田中央公園	旭町 3-20-60
2127	町田第一中学校	中町 1-27-5
2128	町田第一小学校	中町 1-20-30
2130	原町田 1 丁目駐車場	原町田 1-7
2132	消防器具置場第 1 分団第 1 部 2 小隊	原町田 6-21-5
2133	日向台藤棚公園	本町田 893-6
2134	健康福祉会館	原町田 5-8-21
2135	市立博物館駐車場	本町田 3549-42
2136	防火貯水槽用地 №645	原町田 1-996-4
2139	まちだ市民文学館	原町田 4-16-17
2140	町田第二小学校	原町田 4-26-40
2141	本町田わかさ保育園	本町田 29-8
2142	玉川学園やすらぎ公園	玉川学園 4-23
2143	町田第二中学校	南大谷 1327
2145	玉川学園 3 丁目児童公園	玉川学園 3-18
2146	埴の丘児童公園	南大谷 27-15
2147	町田第五小学校	玉川学園 4-14-7
2149	玉川学園 1 丁目児童公園	玉川学園 1-19
2150	消防器具置場第 1 分団第 4 部	南大谷 439
2151	町田第六小学校	南大谷 1260
2152	玉川学園コミュニティセンター	玉川学園 2-3904-1
2153	南大谷さくらんぼ公園	南大谷 473-29
2154	玉川学園なかよし公園	玉川学園 6-2383-1
2155	玉川学園 7 丁目児童公園	玉川学園 7-630-6
2156	南大谷小学校	南大谷 811-1

無線施設等一覧

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2157	八町山児童公園	南大谷 912-65
2158	玉川学園旭ヶ丘児童公園	玉川学園 7-3535-168
2159	都営森野6丁目アパート	森野 6-45-1
2160	木曽森野防災市民いこいの広場	森野 4-166
2161	南大谷めぐみの丘公園	南大谷 305-10
2162	本町田集会所用地	本町田 3209-5
2163	本町田2682-5道路用地	本町田 2682-5
2164	菅原神社駐車場	本町田 821-1
2165	交通安全協会	旭町 1-1669-1
2166	都営中町三丁目第二アパート集会所	中町 3-1557-1
2167	原町田1号緑地	原町田 2-1411-4
2168	玉川学園アリスの庭	玉川学園 1-2-17
2169	本町田みはらしの丘公園	本町田 3209-81
2170	本町田くじら山湧き水公園	本町田 245-1
2171	東玉川学園4丁目2号緑地	東玉川学園 4-3471-2
2202	金森宮の脇児童公園	金森 331-27
2203	町田・金森防災市民いこいの広場	金森 7-18
2205	南第三小学校	金森東 1-2-1
2206	高ヶ坂ともだち公園	高ヶ坂 2-36
2207	金森西田橋公園	金森 1546-50
2208	金森鶴金橋児童公園	金森 865-11
2209	(旧) 消防器具置場第2分団第3部前	金森 6-22
2210	金森保育園	金森東 1-12-16
2213	高ヶ坂小学校	高ヶ坂 6-7-1
2214	高瀬第一公園	高ヶ坂 5-284-2
2215	高瀬第二公園	高ヶ坂 3-162-1
2217	南中学校	金森 3-27-1
2218	消防器具置場第2分団第2部	南町田 1-39-28
2219	金森わさび田児童公園	金森東 3-17
2221	ころく谷戸児童公園	高ヶ坂 1109-3
2222	むつみ児童公園	金森 4-4
2223	(2) 鶴間公園	鶴間 3-1-1
2224	防火貯水槽用地 No.658	金森東 4-39
2225	南第四小学校	金森東 3-21-1
2226	桐畑公園	南成瀬 2-20
2227	鶴間まんまる砂場公園	南町田 3-393-10
2228	南第一小学校	南町田 1-10-1
2229	成瀬うさぎ谷戸公園	西成瀬 1-2738-3
2230	(1) 鶴間公園	鶴間 3-1-1
2231	消防器具置場第2分団第5部	南町田 2-15-36
2232	稲荷前調整池	西成瀬 2753
2234	鶴間小学校	鶴間 4-17-1
2235	東玉川学園1丁目児童公園	東玉川学園 1-3385-30
2236	小川小学校	小川 3-10-1
2237	南成瀬小学校	南成瀬 3-6
2238	成瀬観性寺公園	西成瀬 2-2741-1
2239	小川かえて公園	小川 2-29

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2240	小川公園	小川 3-16-5
2241	成瀬が丘ふれあい会館	成瀬が丘 2-20-3
2242	南成瀬中央公園	南成瀬 1-10
2244	消防器具置場第 2 分団第 1 部	鶴間 6-21-27
2246	成瀬台松風公園	成瀬台 3-42
2247	成瀬台三ツ又公園	成瀬台 1-22
2248	清水谷公園	成瀬 1-1-8
2249	南つくし野さくら公園	南つくし野 1-5
2250	小川しもおがわ公園	小川 2-17
2251	南つくし野小学校	南つくし野 2-4-8
2252	会下山公園	南成瀬 4-6-2
2253	小川せんげん公園	小川 1-9
2254	成瀬台中学校	成瀬台 2-5-1
2255	成瀬中央小学校	成瀬 2-8
2256	天神原公園	南成瀬 6-6-1
2257	鶴間三角公園	鶴間 6-1503-21
2258	成瀬台北公園	成瀬台 4-3700-118
2259	つくし野中学校	南つくし野 2-14-2
2260	成瀬台公園	成瀬台 3-7
2261	南第二小学校	成瀬 7-17-1
2263	市立総合体育館	南成瀬 5-12
2264	消防器具置場第 2 分団第 6 部	つくし野 2-35-10
2265	成瀬台美岳公園	成瀬台 4-25
2266	南成瀬 G 号緑地	南成瀬 6-21
2267	成瀬台庚申塚公園	成瀬台 2-31
2269	つくし野貝がら児童公園	つくし野 1-13
2270	南つくし野こうま公園	南つくし野 2-30-1
2272	つくし野セントラルパーク	つくし野 3-19
2273	つくし野小学校	つくし野 2-21-11
2274	南成瀬中学校	南成瀬 7-7-1
2275	東光寺公園	南成瀬 7-17-1
2276	つくし野ながつ児童公園	つくし野 4-31
2277	つくし野藤児童公園	つくし野 4-10
2278	ガーデンセシア管理棟	南町田 5-14-4
2279	都営金森第四アパート	金森 2-624-1
2280	東京都住宅供給公社高ヶ坂住宅	高ヶ坂 3-1826-12
2281	高ヶ坂オカリナ公園	高ヶ坂 7-1179-20
2282	西田峯山公園	金森 1659-1
2283	都営金森一丁目アパート	金森 1-104
2284	成瀬熊ヶ谷戸公園	成瀬台 2-33
2285	鶴間小鶴橋公園	南町田 5-3
2286	高瀬第 3 公園	高ヶ坂 4-81-31
2287	鶴間ツツジミニ緑地	南町田 3-26
2288	つくし野 1-100-2 歩道	つくし野 1-100-2
2289	すすかけ台駅前広場	南つくし野 3-3-1
2301	浅間神社参道付近	小野路町 5338-3
2305	野津田公園	野津田町 2035

無線施設等一覧

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2306	(旧) 消防器具置場第 3 分団第 1 部 1 小隊	小野路町 1112
2307	神奈川中央交通野津田車庫	野津田町 350
2309	消防器具置場第 3 分団第 1 部	小野路町 1596-9
2312	防火貯水槽用地№.516	野津田町 3431-7
2313	消防器具置場第 3 分団第 3 部	野津田町 775
2314	薬師池公園駐車場	野津田町 3195-1
2316	薬師中学校	金井 1-20-1
2317	藤の台小学校	藤の台 3-1-1
2318	薬師台てんとう虫公園	薬師台 1-15-1
2319	自由民権資料館	野津田町 897
2320	薬師台青空公園	薬師台 2-13-3
2322	鶴川中学校	小野路町 1910
2323	金井入谷戸児童公園	金井 1-953-4
2325	金井大ビヤク児童公園	金井ヶ丘 1-2941-26
2326	鶴川第一小学校	野津田町 1290
2327	薬師台ぞうさん公園	薬師台 3-27-1
2328	金井小学校	金井ヶ丘 1-30-1
2329	金井 2 丁目緑地	金井 2-21-16
2330	乗馬クラブクレイン	真光寺町 1227-3
2331	鶴川富士見第 2 児童公園	鶴川 4-21
2332	消防器具置場第 3 分団第 5 部	大蔵町 513-4
2333	真光寺スポーツ広場(真光寺宮の下公園)	真光寺町 1114-3
2334	鶴川第四小学校	鶴川 3-22
2336	金井中学校	金井 6-15-1
2337	金井クラブ	金井 5-374-8
2338	真光寺中学校	真光寺 3-8-1
2339	木倉児童公園	金井ヶ丘 2-2480-3
2340	金井森の丘公園	金井 6-23
2341	鶴川台丘の里公園	真光寺 1-13-1
2342	子どもセンターつるっこ敷地内	大蔵町 1913
2343	大蔵小学校	大蔵町 286
2344	消防器具置場第 3 分団第 4 部	金井町 4-19-4
2345	鶴川どんぐり公園	鶴川 5-9
2346	真光寺風の子公園	真光寺町 3-25-8
2347	笹子第 2 児童公園	金井ヶ丘 3-2193-7
2348	鶴川中央公園	鶴川 6-7
2350	金井栗谷第 2 児童公園	金井ヶ丘 4-1961-5
2351	消防器具置場第 3 分団第 7 部	広袴町 662
2352	鶴川仲よし児童公園	鶴川 2-3
2353	鶴川第二中学校	鶴川 6-4
2354	鶴川若草児童公園	鶴川 1-11
2356	消防器具置場第 3 分団第 8 部	能ヶ谷 2-26-12
2357	鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1
2358	鶴川駅東側バイク駐車場	能ヶ谷 1-294-1
2360	三輪ゆりの木公園	三輪緑山 3-14
2361	三輪コミュニティパーク	三輪緑山 2-27
2362	三輪中央公園	三輪緑山 3-21

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2363	能ヶ谷藤野木橋公園	能ヶ谷町 3-435-6
2364	(旧) 消防器具置場第 3 分団第 9 部	三輪町 1875
2365	イトーピア西公園	能ヶ谷 5-27
2366	三輪けやき公園	三輪緑山 1-16-1
2367	三輪沢谷戸かえで公園	三輪緑山 1-35
2369	三輪小学校	三輪町 330-1
2370	(旧) 消防器具置場第 3 分団第 10 部	三輪町 817
2371	東京都鶴見川水質汚濁常時監視室 (鶴川ポンプ場)	三輪町 284-1
2372	恩廻公園	三輪町 539-72
2373	大蔵八坂前公園	大蔵町 196-10
2374	野津田山王あじさい公園	野津田町 2671
2375	七国山ファーマーズセンター	野津田町 3497
2376	並木なかよし公園	野津田町 180-5
2378	小野路公園 (第 5 駐車場)	小野路町 2023-1
2379	真光寺市営住宅	真光寺 2-18-1
2380	野津田川島公園	野津田町 3536-6
2381	広袴公園	広袴 3-4-1
2382	広袴みどり野公園	広袴町 101
2383	三輪子の神橋公園	三輪町 136-6
2384	金井青木の台公園	金井 1833-5
2385	小野路堂谷公園	小野路町 1623-14
2386	大蔵かすが台公園	大蔵町 3500-4
2387	大蔵関山なかよし公園	大蔵町 2989-6
2388	大蔵関山公園	大蔵町 3056-8
2389	金井大塚公園	金井 3-33-1
2390	金井遊歩公園	金井 2-6
2391	金井すくすく公園	金井ヶ丘 3-2058-36
2392	笹子第 3 児童公園	金井ヶ丘 2-2255-7
2393	金井七面公園	金井 7-2
2394	野津田公園入口	野津田町 1651-2
2395	堰の山児童公園	大蔵町 1600-40
2396	三輪耕地橋公園	三輪町 281-3
2397	鶴見川クリーンセンター	三輪緑山 1-1
2401	常盤尾根緑道	常盤町 3019-2
2403	消防器具置場第 4 分団第 6 部	常盤町 3267
2405	上小山田コミュニティセンター	上小山田町 2616-2
2406	消防器具置場第 4 分団第 7 部	上小山田町 2582-2
2408	田中谷戸倶楽部	上小山田町 1619-2
2409	小山田南小学校	小山田桜台 2-7
2410	矢部ふじみ公園	矢部町 2812-6
2411	小山田中学校	小山田桜台 1-12
2413	箭幹八幡宮入口	矢部町 2666
2415	小山田小学校	上小山田町 614
2416	小山田南台公園	小山田桜台 1-21-33
2417	桜美林学園内	常盤町 3758
2421	消防器具置場第 4 分団第 8 部	下小山田町 2600-2
2422	小山田中継局	下小山田町 3537-4

無線施設等一覧

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2423	柄沢公園	忠生 4-7-1
2424	消防器具置場第 4 分団第 4 部	根岸 1-7-12
2425	熊野堂公園	下小山田町 4018-1
2427	木曽中学校	木曽西 2-4-9
2428	町田市立室内プール駐車場	函師町 802
2429	竹之内公園	下小山田町 4009-15
2430	忠生四丁目防災備蓄倉庫	忠生 4-24-1
2432	忠生中学校	忠生 3-14-1
2433	木曽境川小学校	木曽西 1-9-1
2434	函師小学校	函師町 239-19
2435	忠生小学校	忠生 3-10-2
2436	上宿町内会館	木曽西 3-3-8
2437	ひかり療育園	忠生 3-6-2
2438	函師日向公園	函師町 2252-6
2439	もみじ公園	函師町 614-10
2440	大龍会館	下小山田町 896
2442	忠生公園	忠生 1-3-1
2443	消防器具置場第 4 分団第 3 部	木曽西 4-7-35
2446	かしのみ公園	忠生 2-14-1
2447	教育センター	木曽東 3-1-3
2449	山崎小学校	忠生 2-15-26
2450	忠生第三小学校	木曽東 3-11-3
2452	境川クリーンセンター	木曽東 2-1-1
2453	消防器具置場第 4 分団第 1 部	函師町 1772
2454	消防器具置場第 4 分団第 2 部	山崎町 241
2455	木曽中原児童公園	木曽東 4-3
2456	山崎保育園	山崎 1-2-14
2459	山崎中学校	山崎町 1445
2460	函師並木の上児童公園	函師町 2960-27
2461	都営山崎第二アパート児童公園	山崎町 457
2462	カナリヤ保育園	山崎町 2130
2463	木曽山崎コミュニティセンター	山崎町 2160
2464	七国山小学校	山崎町 1314-2
2465	山崎公園	山崎町 1025-1
2466	こころみ農園	山崎町 996
2467	大善倶楽部	下小山田町 2361-2
2468	上小山田風の丘公園	上小山田町 3018
2469	小山田緑地入口	下小山田町 387-6
2470	尾根緑道	上小山田町 2147
2471	上小山田みつやせせらぎ公園	上小山田町 3045-1
2472	山中集会所	上小山田町 1003-2
2473	常盤天神山脇児童公園	常盤町 3349-27
2474	淡島公園	根岸 2-7-4
2475	忠生公園(2)	忠生 1-3-1
2476	函師大橋坂東公園	函師町 1326-121
2477	忠生見晴らしの丘わかば公園	忠生 2-55-2
2478	山崎宮の脇公園	山崎町 354-11

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2479	山崎見晴らしの丘緑地	山崎町 3503-33
2480	山崎横谷戸公園	木曽東 4-32
2481	常盤宮の丘緑地	常盤町 3109-41
2482	常盤町 3611-1 残地	常盤町 3611-1
2483	下小山田山王林公園	下小山田町 2805
2484	下小山田町 1503-3 歩道	下小山田町 1503-3
2485	函師町 2413-2 歩道	函師町 2413-2
2486	函師町 2745-2 歩道	函師町 2745-2
2487	函師町 3166-2 歩道	函師町 3166-2
2488	木曽西 4-1645-3 歩道	木曽西 4-1645-3
2501	上相原病院入口	相原町 4936-5
2502	大戸観音堂	相原町 4642
2503	相原水防倉庫横	相原町 4394-1
2504	多摩境公園	小山ヶ丘 3-18
2506	消防器具置場第 5 分団第 6 部	相原町 3174
2507	ゆくのき学園（大戸小学校）	相原町 3765-3
2508	相原芹沢谷戸公園	相原町 1787-5
2509	相原根岸せせらぎ公園	相原町 2908
2510	相原町根岸児童公園	相原町 2983-53
2511	中相原会館	相原町 2188-1
2512	相原小学校	相原町 1673
2513	相原谷戸児童公園	相原町 1454-32
2514	堺市民センター	相原町 795-1
2516	堺中学校	相原町 752
2517	元橋会館敷地内	相原 549-6
2518	相原橋本公園	相原町 545-4
2519	相原坂下児童公園	相原町 370-19
2522	消防器具置場第 5 分団第 3 部	小山町 3693-6
2523	小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘 5-37
2524	田端ふれあい広場	小山町 4331-4
2526	小山白山公園	小山町 3024
2528	小山市民センター	小山町 2507-1
2529	消防器具置場第 5 分団第 2 部	小山町 1163-2
2530	小山中央小学校	小山ヶ丘 3-7-1
2533	小山小学校	小山町 944
2535	消防器具置場第 5 分団第 1 部	小山町 627
2538	馬場児童公園	小山町 217-3
2540	小山上沼公園	小山ヶ丘 3-1-1
2541	消防器具置場第 5 分団第 4 部 2 小隊	相原町 45-1
2542	小山馬場谷戸公園	小山ヶ丘 1-1
2543	Nature Factory 東京町田第 2 駐車場	相原町 5271
2544	相原中央公園	相原町 2018
2545	久保ヶ谷戸緑地	小山町 4041-8
2546	防火貯水槽用地(小山町 3453-33)	小山町 3453-33
2547	小山三つ目広場	小山町 4399-4
2548	下馬場広場	小山町 147-5
2549	小山ヶ丘こだねいし緑地	小山ヶ丘 6-1-6

無線施設等一覧

子局番号	設 置 場 所	所 在 地
2550	小山田端自然公園	小山ヶ丘 5-8
2551	みたけ四季彩の丘緑地	小山町 5019-1
2552	小山上馬場尾根緑地	小山町 4678
2553	相原町 4342-4 歩道	相原町 4342-4
2554	相原町 3932-2 歩道	相原町 3932-2
2555	小山町丘の上公園	小山町 1737-1

場所別設置数

小 ・ 中 学 校 等	56 箇所
公 園 等	162 箇所
町田市消防団消防器具置場	26 箇所
そ の 他 施 設	89 箇所
合 計	333 箇所

町田市防災行政無線（固定系）戸別受信機の設置場所一覧

(2024.2.1 現在)

番 号	設 置 場 所	住 所
1	町田第一小学校	中町 1-20-30
2	町田第二小学校	原町田 4-26-40
3	町田第三小学校	本町田 1212
4	町田第四小学校	森野 2-21-28
5	町田第五小学校	玉川学園 4-14-7
6	町田第六小学校	南大谷 1260
7	南大谷小学校	南大谷 811-1
8	藤の台小学校	藤の台 3-1-1
9	本町田小学校	本町田 2032
10	本町田東小学校	本町田 3350
11	南第一小学校	南町田 1-10-1
12	南第二小学校	成瀬 7-11-1
13	南第三小学校	金森東 1-2-1
14	南第四小学校	金森東 3-21-1
15	つくし野小学校	つくし野 2-21-11
16	小川小学校	小川 3-10-1
17	成瀬台小学校	成瀬台 2-5-2
18	鶴間小学校	鶴間 4-17-1
19	高ヶ坂小学校	高ヶ坂 6-7-1
20	成瀬中央小学校	成瀬 2-8
21	南成瀬小学校	南成瀬 3-6
22	南つくし野小学校	南つくし野 2-4-8
23	鶴川第一小学校	野津田町 1290
24	鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1
25	鶴川第三小学校	鶴川 6-5
26	鶴川第四小学校	鶴川 3-22
27	金井小学校	金井ヶ丘 1-30-1
28	大蔵小学校	大蔵町 286
29	三輪小学校	三輪町 330-1
30	忠生小学校	忠生 3-10-2
31	小山田小学校	上小山田町 614
32	忠生第三小学校	木曽東 3-11-3
33	七国山小学校	山崎町 1314-2
34	図師小学校	図師町 239-19
35	木曽境川小学校	木曽西 1-9-1
36	山崎小学校	忠生 2-15-26
37	小山田南小学校	小山田桜台 2-7
38	小山小学校	小山町 944
39	小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘 5-37
40	小山中央小学校	小山ヶ丘 3-7-1
41	相原小学校	相原町 1673
42	ゆくのき学園（大戸小学校）	相原町 3765-3
43	町田第一中学校	中町 1-27-5
44	町田第二中学校	南大谷 1327
45	町田第三中学校	本町田 1853
46	南大谷中学校	南大谷 985-1

無線施設等一覧

番 号	設 置 場 所	住 所
47	南中学校	金森 3-27-1
48	つくし野中学校	南つくし野 2-14-2
49	成瀬台中学校	成瀬台 2-5-1
50	南成瀬中学校	南成瀬 7-7-1
51	鶴川中学校	小野路町 1905-1
52	鶴川第二中学校	鶴川 6-4
53	薬師中学校	金井 1-20-1
54	真光寺中学校	真光寺 3-8-1
55	金井中学校	金井 6-15-1
56	忠生中学校	忠生 3-14-1
57	山崎中学校	山崎町 1445
58	木曽中学校	木曽西 2-4-9
59	小山田中学校	小山田桜台 1-12
60	小山中学校	小山ヶ丘 1-2-4
61	堺中学校	相原町 752
62	ゆくのき学園（武蔵岡中学校）	相原町 3865
63	Nature Factory 東京町田	相原町 5307-2
64	堺市民センター	相原町 795-1
65	こうさぎ保育園	相原町 792
66	小山市民センター	小山町 2503-1
67	大賀繭糸館	下小山田町 3267
68	花の家	下小山田町 3160
69	ふれあい桜館	下小山田町 3580
70	町田市立室内プール	函師町 199-1
71	授産センター（町田美術工芸館）	忠生 3-6-22
72	ひかり療育園	忠生 3-6-2
73	忠生市民センター	忠生 3-14-2
74	町田市農業協同組合	忠生 3-7-2
75	木曽山崎図書館	山崎町 2160
76	木曽山崎コミュニティセンター	山崎町 2160-4
77	山崎保育園	山崎町 1-2-1
78	町田ダリア園	山崎町 1213-1
79	こころみ農園	山崎町 996
80	町田リス園	薬師台 1-733-1
81	特別養護老人ホーム 福音の家（まちだケアセンター）	野津田町 1932
82	私立日本聾話学校	野津田町 1942
83	都立町田の丘学園事務所	野津田町 2003
84	陸上競技場管理事務所	野津田町 2035
85	自由民権資料館	野津田町 897
86	鶴川市民センター	大蔵町 1981-4
87	大蔵保育園	大蔵町 1984
88	ふれあいいちよう館	大蔵町 1984-1
89	鶴川図書館	鶴川 6-7-1-101
90	鶴見川クリーンセンター	三輪緑山 1-1
91	玉川学園コミュニティセンター	玉川学園 2-18-2
92	市立博物館	本町田 3562
93	ひなた村	本町田 2800-1
94	わかば保育園	本町田 2591-20

番 号	設 置 場 所	住 所
95	本町田わかさ保育園	本町田 29-8
96	サン町田旭体育館	旭町 3-20-60
97	町田警察署	旭町 3-1-3
98	町田市民病院	旭町 2-15-41
99	町田市医師会	旭町 1-4-5
100	もりの聖愛保育園	森野 4-8
101	市民ホール	森野 2-2-36
102	わくわくプラザ町田（シルバー人材センター）	森野 1-1-15
103	町田市保健所	中町 2-13-3
104	さるびあ図書館	中町 2-13-23
105	すみれ教室	中町 2-13-14
106	町田消防署	本町田 2380-3
107	町田保育園	原町田 6-26-15
108	健康福祉会館	原町田 5-8-21
109	国際版画美術館	原町田 4-28-1
110	せりがや会館	原町田 4-24-6
111	まちだ生涯学習センター	原町田 6-8-1
112	中央図書館	原町田 3-2-9
113	金森保育園	金森東 1-12-16
114	金森図書館	金森東 3-5-1
115	ふれあいもみじ館	金森東 3-17-14
116	南市民センター	金森 4-5-6
117	成瀬コミュニティセンター	西成瀬 2-49-1
118	成瀬クリーンセンター	南成瀬 8-1-1
119	市立総合体育館	南成瀬 5-12
120	わさびだ療育園	金森東 3-18-9
121	なるせ駅前市民センター	南成瀬 1-2-5
122	つくし野デイサービスセンター	つくし野 2-21-11
123	町田市道路部道路維持課（土木・公園サービスセンター）	下小山田町 3267-4
124	市民課町田駅前連絡所	原町田 6-12-20
125	町田市バイオエネルギーセンター（管理棟）	下小山田町 3160
126	こどもセンターばあん	金森 4-5-7
127	デイサービス鶴川	鶴川 3-22
128	クローバー保育園	相原町 3338-1
129	小山保育園	小山町 2502
130	桜台保育園	小山田桜台 1-18
131	町田ときわ保育園	常盤町 3456-1
132	しぜんの国保育園	忠生 2-5-3
133	ユニケ保育園	山崎町 457
134	たかね第二保育園	山崎町 1555
135	たかね保育園	山崎町 2160
136	木曽保育園	木曽東 4-13-7
137	ひかりの子保育園	木曽西 1-34-1
138	すみれ保育園	木曽東 2-8-1
139	赤ちゃんの家保育園	原町田 6-27-10
140	こうりん保育園	金森 7-6-1
141	田園保育園	南町田 3-1-1
142	町田南保育園	金森東 4-36-8

無線施設等一覧

番 号	設 置 場 所	住 所
143	成瀬南野保育園	成瀬が丘 3-22-1
144	町田わかさ保育園	成瀬 7-10-7
145	三輪保育園	三輪町 1720-8
146	ききょう保育園	鶴川 1-16-7
147	つるかわ保育園	大蔵町 2177
148	小野路保育園	小野路町 1416
149	草笛保育園	本町田 3133-5
150	ゆうき山保育園	金井ヶ丘 1-10-24
151	高ヶ坂保育園	高ヶ坂 6-2-10
152	こひつじ保育園	原町田 2-11-5
153	デイサービス森野	森野 5-28-1
154	デイサービス南大谷	南大谷 241
155	町田市民フォーラム 3F 男女平等推進センター	原町田 4-9-8
156	玉川学園高齢者在宅サービスセンター	玉川学園 3-35-1
157	三輪コミュニティセンター	三輪緑山 4-14-1
158	成瀬くりの家保育園	成瀬 1-5-1
159	ねむの木保育園	金森東 3-17-25
160	小野路保育園分園	野津田町 1084-1
161	こばと保育園	金森 6-37-18
162	玉川さくら保育園	玉川学園 3-35-48
163	ひかりの子保育園分園ぶどうの木	木曽西 3-9-5
164	三輪あいこう保育園	三輪町 82-1
165	子どもの森保育園	常盤町 2970-1
166	高ヶ坂ふたば保育園	高ヶ坂 7-26-6
167	光の原保育園	小川 5-17-34
168	多摩境敬愛保育園	小山町 4464
169	南つくし野保育園	南つくし野 2-17-1
170	東平ひまわり保育園	広袴町 543-1
171	こひつじ保育園分園	原町田 2-18-3
172	大善倶楽部	下小山田町 2361-2
173	田中谷戸倶楽部	上小山田町 1619-2
174	子どもセンターつるっこ	大蔵町 1913
175	花の木保育園	真光寺 3-1-6
176	町田市バイオエネルギーセンター（工場棟）	下小山田町 3160

無線・衛星携帯電話設置施設一覧・災害時用公衆電話設置一覧

(2024.2.1 現在)

地区名	施設名	所在地	設置通信手段		
			防災行政無線	衛星携帯電話	災害時用公衆電話
町田地区	町田市民病院	旭町 2-15-41	○	○	
	町田市民ホール	森野 2-2-36	○		
	町田市健康福祉会館	原町田 5-8-21	○		
南地区	なるせ駅前市民センター	南成瀬 1-2-5	○		
	南市民センター	金森 4-5-6	○		
	成瀬クリーンセンター	南成瀬 8-1-1	○		
鶴川地区	鶴川市民センター	大蔵町 1981-4	○		
	鶴見川クリーンセンター	三輪緑山 1-1	○		
忠生地区	町田市バイオエネルギーセンター	下小山田町 3160	○		
	忠生市民センター	忠生 3-14-2	○		
	土木・公園サービスセンター	下小山田町 3267-4	○		
堺地区	小山市民センター	小山町 2507-1	○		
	堺市民センター	相原町 795-1	○		
震災時医療拠点（成瀬台小、大蔵小、相原小）			○		○
救護連絡所（町田第二小、町田第一中、南大谷小、小川小、忠生第三小）			○		○
救護連絡所以外の避難施設 （上記以外の市立小中学校 54 箇所、都立高等学校 7 箇所、教育センター）			○		○
市・各対策部			○		
町田市消防団（団本部、1 分団、2 分団、3 分団、4 分団、5 分団）			○		

市内の雨量・水位観測地点一覧

(2023. 3. 31 現在)

雨量観測地点

観 測 所 名	所 在 地	所 管
本 町 田	町田市本町田 1212 町田第三小学校	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
鶴 川	// 鶴川 3-22 鶴川第四小学校	
下 川 戸 橋	// 大蔵町 203-2 (鶴見川・下川戸橋)	東京都建設局 南多摩東部建設事務所
図 師	// 図師町 53 (鶴見川・坂下橋)	
蓬 菜 橋	// 小山町 4312 (境川・蓬莱橋)	
町 田	// 中町 1-31-12 南多摩東部建設事務所	
鶴 間	// 鶴間 1-1 (境川・二津屋橋)	
昭 和 橋	// 小山町 (境川・昭和橋)	神奈川県県土整備局 厚木土木事務所 津久井治水センター
相原小学校	// 相原町 1673	町田市
忠生小学校	// 忠生 3-10-2	
子どもセンター つるっこ	// 大蔵町 1913	
町田市役所	// 森野 2-2-22	
子どもセンター ばあん	// 金森 4-5-7	

水位観測地点

観 測 所 名	所 在 地	所 管
下 川 戸 橋	町田市大蔵町 203-2 (鶴見川)	東京都建設局 南多摩東部建設事務所
坂 下 橋	// 図師町 53 (鶴見川)	
矢 崎 橋	// 能ヶ谷町 376-1 (真光寺川)	
高 瀬 橋	// 成瀬 2284 (恩田川)	
鶴 間	// 鶴間 1-1 (二津屋橋) (境川)	
境 橋	// 原町田 1-29 (境川)	
根 岸 橋	// 根岸町 573 (境川)	
蓬 菜 橋	// 小山町 4312 (境川)	
幸 延 寺 橋	// 森野一丁目 (境川)	神奈川県県土整備局 厚木土木事務所 津久井治水センター
高 橋	// 小山町 (境川)	
昭 和 橋	// 小山町 (境川)	
風 戸 橋	// 相原町 (境川)	

出典：東京都 雨量、水位等観測所位置図

町田市内の避難広場・避難施設一覧

■注釈の凡例

※1	臨時避難施設 (洪水・土砂)	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、警戒態勢以降に開設し、避難してきた避難者を一時的に収容する避難施設。避難施設よりも早期に、自主避難者の受入も行う。
※2	予備避難施設 (洪水・土砂)	災害等の状況により、予備的に開設する避難施設。
※3	地域における 臨時避難施設	避難施設（洪水・土砂）が遠方となる地区において、地域組織が臨時避難施設として開設・運営を行う集会所等の施設。
※4	洪水時集合場所	避難施設が少ない地域に設置する、避難者をバス等の指定地方公共機関等により、他地区の避難施設（洪水・土砂）等に収容するための集合拠点

■避難広場・避難施設の一覧

(2024.3.31 現在)

番号	施設名	避難施設		避難 広場	空地 面積 (㎡)	体育館 フロア 面積 (㎡)
		地震	洪水 土砂			
1	町田第二小学校	○	○※2	○	4,783	668
2	町田第一中学校	○	○※2	○	5,850	1,366
3	町田第一小学校	○	○	○	5,928	1,259
4	都立町田高等学校	○	○※2	○	24,350	832
5	町田第四小学校	○	○	○	10,146	691
6	本町田小学校	○	○	○	5,170	659
7	町田第三小学校	○		○	5,403	684
8	本町田東小学校	○		○	7,314	736
9	町田第三中学校	○	○※2	○	8,480	702
10	町田第五小学校	○	○	○	6,596	681
11	町田第六小学校	○	○※2	○	8,589	701
12	南大谷小学校	○		○	8,799	706
13	町田第二中学校	○	○	○	9,434	976
14	南大谷中学校	○	○	○	10,334	944
15	南第一小学校	○	○	○	5,349	675
16	鶴間小学校	○		○	9,612	710
17	小川小学校	○		○	6,190	703
18	都立小川高等学校	○		○	18,640	918
19	南第三小学校	○	○	○	6,713	723
20	南第四小学校	○	○※2	○	8,218	678
21	南中学校	○	○	○	11,356	1,924
22	南つくし野小学校	○		○	5,070	694
23	つくし野中学校	○	○	○	9,712	983
24	つくし野小学校	○	○※2	○	6,809	668
25	南第二小学校	○	○	○	8,720	743
26	都立成瀬高等学校	○		○	6,075	884
27	南成瀬小学校	○	○	○	7,955	780
28	南成瀬中学校	○	○※2	○	11,798	1,084
29	高ヶ坂小学校	○	○※2	○	6,929	683
30	成瀬中央小学校	○	○※2	○	6,972	682
31	成瀬台小学校	○	○※2	○	9,121	703
32	成瀬台中学校	○	○	○	8,484	992
33	鶴川第四小学校	○		○	9,829	724
34	真光寺中学校	○		○	7,758	947
35	鶴川第二中学校	○		○	10,285	772
36	鶴川第三小学校	○	○	○	8,465	724
37	藤の台小学校	○	○	○	8,125	726

町田市内の避難広場・避難施設一覧

番号	施設名	避難施設		避難 広場	空地 面積 (㎡)	体育館 フロア 面積 (㎡)
		地震	洪水 土砂			
38	薬師中学校	○		○	8,733	710
39	金井小学校	○	○※2	○	6,698	708
40	鶴川第一小学校	○	○	○	6,490	1,198
41	都立野津田高等学校	○		○	28,721	3,533
42	町田 GION スタジアム（町田市立陸上競技場）	○	○	○	-	-
43	鶴川中学校	○	○※2	○	12,130	1,293
44	大蔵小学校	○	○※2	○	9,085	695
45	鶴川第二小学校	○	○	○	9,108	668
46	三輪小学校	○		○	5,280	725
47	金井中学校	○	○	○	10,887	1,048
48	忠生第三小学校	○	○	○	7,606	689
49	教育センター	○		○	7,360	675
50	木曽境川小学校	○		○	7,510	681
51	都立町田総合高等学校	○	○	○	14,300	880
52	木曽中学校	○		○	12,222	1,031
53	七国山小学校	○	○※2	○	9,114	653
54	山崎中学校	○	○	○	10,476	1,005
55	都立山崎高等学校	○	○※2	○	22,820	832
56	忠生小学校	○	○※2	○	6,318	668
57	山崎小学校	○	○※2	○	8,346	732
58	忠生中学校	○	○	○	12,956	2,206
59	小山田小学校	○		○	5,745	888
60	小山田南小学校	○	○	○	9,451	710
61	小山田中学校	○	○※2	○	9,215	1,085
62	都立町田工科高等学校	○	○※2	○	9,456	845
63	函師小学校	○	○	○	9,989	1,161
64	小山小学校	○		○	9,980	714
65	堺中学校	○		○	8,269	1,234
66	相原小学校	○	○	○	6,652	668
67	ゆくのき学園（大戸小学校）	○	○	○	11,558	753
68	ゆくのき学園（武蔵岡中学校）				15,898	904
69	小山中央小学校	○	○	○	7,874	1,101
70	小山ヶ丘小学校	○	○	○	5,406	1,045
71	小山中学校	○	○	○	8,477	1,231
72	市立総合体育館		○※2		19,000	2,400
73	サン町田旭体育館		○		-	1,250
74	南町田グランベリーパーク パークライフ棟		○		-	-
75	玉川学園コミュニティセンター		○※1		-	-
76	南市民センター		○※1		-	-
77	なるせ駅前市民センター		○※1		-	-
78	つくし野コミュニティセンター		○※1		-	-
79	成瀬コミュニティセンター		○※1		-	-
80	鶴川市民センター		○※1		-	-
81	三輪コミュニティセンター		○※1		-	-
82	忠生市民センター		○※1		-	-
83	木曽森野コミュニティセンター		○※1		-	-
84	木曽山崎コミュニティセンター		○※1		-	-
85	堺市民センター		○※1		-	-
86	鶴見川クリーンセンター		○※2		-	-
87	日本大学第三中学校・高等学校		○※2	○	6,274	3,870
88	多摩境駅前ロータリー下ピロティ		○※4		3,700	-
89	町田市農業協同組合堺支店		○※4		985	-
90	法政大学（大教室 A 棟ロビー）		○※4		2,500	-

番号	施設名	避難施設		避難 広場	空地 面積 (㎡)	体育館 フロア 面積 (㎡)
		地震	洪水 土砂			
91	芹ヶ谷公園			○	4,683	-
92	木曽森野防災市民いこいの広場			○	3,500	-
93	藤の台球場			○	6,229	-
94	町田中央公園			○	20,874	-
95	玉川学園大グラウンド			○	10,483	-
96	三井住友海上玉川研修所グラウンド			○	15,000	-
97	鶴間公園			○	71,075	-
98	金森わさび田児童公園			○	4,827	-
99	金森防災市民いこいの広場			○	5,753	-
100	南つくし野こうま公園			○	5,204	-
101	つくし野セントラルパーク			○	17,226	-
102	南成瀬中央公園			○	5,597	-
103	成瀬台公園			○	5,723	-
104	昭和薬科大学多目的グラウンド			○	18,000	-
105	鶴川中央公園			○	19,719	-
106	ゆうき山公園			○	7,282	-
107	野津田公園			○	75,239	-
108	薬師池公園			○	102,767	-
109	和光中・高等学校々庭			○	10,467	-
110	国土館大学グラウンド			○	22,132	-
111	能ヶ谷町平和台第2児童公園			○	5,992	-
112	フェリシア高等学校々庭			○	11,020	-
113	フェリシアこども短期大学グラウンド			○	6,070	-
114	三輪中央公園			○	9,282	-
115	乗馬クラブクレイン東京			○	28,200	-
116	国土館楓の杜キャンパス			○	12,040	-
117	山崎自然公園			○	14,705	-
118	忠生公園			○	28,351	-
119	桜美林学園グラウンド			○	108,246	-
120	バンテリオン町田（日本大学学生寮）広場スペース			○	5,400	-
121	忠生スポーツ公園			○	13,000	-
122	サレジオ工業高等専門学校グラウンド			○	6,732	-
123	大善倶楽部		○※3		-	-
124	田中谷戸倶楽部		○※3		-	-

本項に記載する「避難広場」「避難施設」はそれぞれ、災害対策基本法（第四十九条の四～第四十九条の九）における「指定緊急避難場所」「指定避難所」の規定を勘案し、定めている。

■震災時医療拠点

災害拠点連携病院が離れた地域において、発災直後から傷病者が受け入れられるよう、避難施設である市立学校に設置する救急救護活動拠点。市災害医療コーディネーターは、必要な医師、看護師等の人員を早急に確保し、発災後なるべく早期の設置を目指す。

番号	施設名
1	成瀬台小学校
2	大蔵小学校
3	相原小学校

町田市内の避難広場・避難施設一覧

■救護連絡所

大地震等により災害が発生した場合、必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。

番号	施設名
1	町田第二小学校
2	町田第一中学校
3	南大谷小学校
4	小川小学校
5	忠生第三小学校

■準救護連絡所

市内の局地災害時に、市の要請に基づき必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。

番号	施設名
1	町田第四小学校
2	本町田小学校
3	町田第五小学校
4	町田第六小学校
5	南第三小学校
6	南第二小学校
7	高ヶ坂小学校
8	藤の台小学校
9	鶴川第二小学校
10	七国山小学校
11	忠生小学校
12	小山小学校
13	堺中学校

避難施設別避難者数

地区	No	施設名	所在地	避難者推計（人）
町田	1	町田第二小学校	原町田 4-26-40	971
	2	町田第一小学校	中町 1-20-30	855
	3	町田第六小学校	南大谷 1260	478
	4	町田第二中学校	南大谷 1327	322
	5	都立町田高校	中町 4-25-3	749
	6	南大谷小学校・南大谷中学校	南大谷 811-1、南大谷 985-1	1,325
	7	本町田小学校	本町田 2032	855
	8	本町田東小学校	本町田 3350	340
	9	町田第一中学校	中町 1-27-5	451
	10	町田第三中学校	本町田 1853	724
	11	町田第三小学校	本町田 1212	522
	12	町田第四小学校	森野 2-21-28	938
	13	藤の台小学校	藤の台 3-1-1	464
	14	町田第五小学校	玉川学園 4-14-7	1,549
南	15	南つくし野小学校	南つくし野 2-4-8	954
	16	南第一小学校	南町田 1-10-1	1,197
	17	つくし野中学校	南つくし野 2-14-2	678
	18	都立小川高校	小川 2-1002-1	419
	19	南中学校	金森 3-27-1	713
	20	南第四小学校	金森東 3-21-1	483
	21	南成瀬中学校	南成瀬 7-7-1	613
	22	鶴間小学校	鶴間 4-17-1	556
	23	南第三小学校	金森東 1-2-1	1,297
	24	南成瀬小学校	南成瀬 3-6	683
	25	南第二小学校	成瀬 7-11-1	273
	26	都立成瀬高校	成瀬 7-4-1	239
	27	つくし野小学校	つくし野 2-21-11	549
	28	高ヶ坂小学校	高ヶ坂 6-7-1	600
	29	成瀬中央小学校	成瀬 2-8	392
	30	小川小学校	小川 3-10-1	605
	31	成瀬台小学校・成瀬台中学校	成瀬台 2-5-2、成瀬台 2-5-1	954

避難施設別避難者数

地区	No	施設名	所在地	避難者推計（人）
鶴川	32	金井中学校	金井 6-15-1	800
	33	鶴川第一小学校	野津田町 1290	376
	34	三輪小学校	三輪町 330-1	857
	35	鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1	699
	36	大蔵小学校	大蔵町 286	764
	37	薬師中学校	金井 1-20-1	406
	38	金井小学校	金井ヶ丘 1-30-1	666
	39	鶴川中学校	小野路町 1905-1	233
	40	野津田高等学校	野津田町 2001	275
	41	市立陸上競技場	野津田町 2035	164
	42	真光寺中学校	真光寺 3-8-1	825
	43	鶴川第三小学校・鶴川第二中学校	鶴川 6-5、鶴川 6-4	1,012
	44	鶴川第四小学校	鶴川 3-22	374
忠生	45	木曽中学校	木曽西 2-4-9	76
	46	教育センター	木曽東 3-1-3	572
	47	都立町田総合高校	木曽西 3-5-1	234
	48	山崎中学校・都立山崎高校	山崎町 1445、山崎町 1453-1	362
	49	木曽境川小学校	木曽西 1-9-1	205
	50	小山田中学校	小山田桜台 1-12	416
	51	小山田南小学校	小山田桜台 2-7	516
	52	函師小学校	函師町 239-19	322
	53	忠生小学校・忠生中学校	忠生 3-10-2、忠生 3-14-1	709
	54	山崎小学校	忠生 2-15-26	532
	55	忠生第三小学校	木曽東 3-11-3	478
	56	七国山小学校	山崎町 1314-2	641
	57	都立町田工科高校	忠生 1-20-2	205
	58	小山田小学校	上小山田町 614	304
堺	59	ゆくのき学園 （大戸小・武蔵岡中）	相原町 3765-3、相原町 3865	390
	60	小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘 5-37	1,065
	61	小山中学校	小山ヶ丘 1-2-4	769
	62	堺中学校	相原町 752	497
	63	小山中央小学校	小山ヶ丘 3-7-1	590
	64	小山小学校	小山町 944	377
	65	相原小学校	相原町 1673	481
合計				38,941

一時滞在施設一覧

(2024.2.1 現在)

最寄り駅名	施設種別	施設名	所在地	収容人数 (※)
相原駅	公共施設	堺市民センター	町田市相原町 795-1	—
多摩境駅	公共施設	小山市民センター	町田市小山町 2507-1	—
町田駅	公共施設	町田市民ホール	町田市森野 2-2-36	1,600 人
	公共施設	町田市立中央図書館	町田市原町田 3-2-9	1,900 人
	公共施設	町田市生涯学習センター	町田市原町田 6-8-1 町田センタービル 6F～8F	700 人
	公共施設	町田市民フォーラム	町田市原町田 4-9-8 サウスフロントタワー3F	600 人
	公共施設	町田市文化交流センター	町田市原町田 4-1-14 プラザ町田ビル 5F～6F	600 人
	公共施設	町田市民文学館	町田市原町田 4-16-17	500 人
	公共施設	町田市健康福祉会館	町田市原町田 5-8-21	1,100 人
	公共施設	子どもセンターまあち	町田市中町 1-31-22	800 人
	民間施設	レンブラントホテル東京町田	町田市原町田 3-2-9	2,200 人
	民間施設	河合塾町田校	町田市中町 1-18-6	1,600 人
	民間施設	メガロス町田	町田市森野 2-2-45	1,000 人
鶴川駅	公共施設	和光大学ポブリホール鶴川	町田市能ヶ谷 1-2-1	—
玉川学園前駅	公共施設	玉川学園コミュニティセンター	町田市玉川学園 2-19-12	—
成瀬駅	公共施設	なるせ駅前市民センター	町田市南成瀬 1-2-5	—
つくし野駅	公共施設	つくし野コミュニティセンター	町田市つくし野 2-26-5	—
南町田グランベリーパーク駅	民間施設	グランベリーパーク	町田市鶴間 3-4-1	—

※収容人数については、町田駅周辺のみ算出

災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

（2023.10.1 現在）

施設名称	所在地	確保水量(m ³)
滝の沢給水所	町田市旭町 2-7-7	1,880
小野路給水所	町田市小野路町 2637-1	6,330
原町田浄水所	町田市原町田 5-13-3	520
野津田浄水所※	町田市野津田町 3398	1,000
市立つくし野セントラルパーク★※	町田市つくし野 3-19	1,500
市立鶴川中央公園★	町田市鶴川 6-6	100
南野給水所	多摩市南野 2-16	3,360
南大沢給水所	八王子市南大沢 4-25	4,950
寺田配水所	八王子市寺田町 1359-4	330
鑑水小山給水所	八王子市鑑水 2-92	23,330
大船給水所	八王子市七国 3-56-1	7,330
市立忠生公園★	町田市忠生 1-3	100
成瀬コミュニティセンター★	町田市西成瀬 2-49-1	100
市立三輪中央公園★	町田市三輪緑山 3-21	100
小山田南小学校給水拠点倉庫	町田市小山田桜台 2-7	8.2

- ・★は埋設の応急給水槽
- ・※工事等に伴い使用停止中
野津田浄水所（2023 年 1 月 4 日～2024 年 9 月 30 日まで停止予定）
市立つくし野セントラルパーク（2023 年 10 月 23 日～2024 年 5 月 31 日まで停止予定）
- ・小山田南小学校はペットボトルでの備蓄

出典：東京都水道局 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧（多摩地区）

災害時活用可能な空地一覧

(2024.2.1 現在)

地区	施設名	所在地	有効面積 (㎡)	救出・救助 部隊の 活動拠点	生活物資 の集積・ 輸送拠点	ライフ ライン 復旧拠点	がれき 置場	応急仮設 住宅建設 用地
町田地区	健康福祉会館	原町田 5-8-21	968	○				
	芹ヶ谷公園	原町田 5-1679	4,683				○	○
	市民ホール	森野 2-2-36	5,000	○	○			
	町田市役所	森野 2-2-22	7,500		○			
	町田中央公園	旭町 3-20-60	20,874	○	○		○	○
	市民病院	旭町 2-15-41	7,754	○				
	本町田後田公園	本町田 2339-1	6,200				○	○
	木曽山崎公園	本町田 1966-1	15,000				○	○
	ひなた村	本町田 2863	1,000	○				
	藤の台球場	本町田 3486	6,229	○			○	○
南地区	金森防災市民 いこいの広場	金森 7-18	5,753				○	○
	鶴間公園	鶴間 3-1-1	71,075				○	○
	つくし野セントラルパーク	つくし野 3-19	17,226	○			○	○
	成瀬コミュニティセンター (2024 年 7 月～2025 年 7 月末まで子ども クラブ 建設予定)	西成瀬 2-49-1	1,850 (子ども クラブ 用と して敷地 600 ㎡の 予定)			○		
	成瀬うさぎ谷戸公園	西成瀬 1-7	7,500				○	○
	南成瀬中央公園	南成瀬 1-10	5,397				○	○
	市立総合体育館	南成瀬 5-12	19,000		○			
	成瀬クリーンセンター	南成瀬 8-1-1	4,500	○		○	○	
鶴川地区	成瀬台公園	成瀬台 3-7	5,723				○	○
	野津田公園	野津田町 2035	75,239	○	○	○	○	○
	薬師池公園 北駐車場	野津田町 3150	5,702				○	
	薬師池公園 東駐車場	薬師台 2-2	7,424				○	
	山王塚公園	薬師台 3-3-20	3,000				○	○
	金井スポーツ広場	金井 2-28-5	13,444				○	○
	鶴川中央公園	鶴川 6-6	19,719				○	○
	鶴見川クリーンセンター	三輪緑山 1-1	12,740	○		○	○	
	三輪みどり山球場	三輪緑山 1-24-1	7,000				○	
忠生地区	三輪中央公園	三輪緑山 3-21	9,282				○	○
	三輪緑山 スポーツ広場	三輪緑山 3-25-1	15,000				○	○
	(旧)境川クリーンセンター	木曽東 2-1-1	600			○		
	山崎第二スポーツ広場	山崎町 569-1	13,000	○			○	○
	山崎自然公園	山崎町 1563	14,705				○	○
	忠生公園	忠生 1-3-1	28,351				○	○
	忠生スポーツ公園	小山田町 3337-1	13,000	○	○		○	
堺地区	市立室内プール	図師町 199-1	5,700	○		○		
	町田市バレーボールセンター (旧埋立地)	下小山田町 3160	8,000				○	
	小山白山公園	小山ヶ丘 5-4	5,500				○	○
	相原中央公園	相原町 2018	35,658				○	○

ヘリコプター発着可能地点一覧

(2023.6.1 現在)

施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況
町田市立町田市民球場	町田市旭町 3-20-60	6,300	野球場
町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山 1-1	1,000	ごみ処理場
日本大学第三高等学校運動場	町田市図師町 2375	6,300	高校グラウンド
法政大学プレイグラウンド	町田市相原町 4342	5,400	大学グラウンド
町田市立野津田公園陸上競技場	町田市野津田 2035	28,500	競技場
日向山公園野球場（藤の台球場）	町田市本町田 3486	8,100	野球場
山崎第 2 スポーツ広場	町田市山崎町 566-1	15,600	広場
町田市最終処分場	町田市下小山田町 3267	10,000	ごみ処理場
鶴間公園広場	町田市鶴間 3-1-1	9,000	公園
木曽山崎公園	町田市本町田 1996-1	12,000	公園

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

整備道路一覧

(2024.2.1 現在)

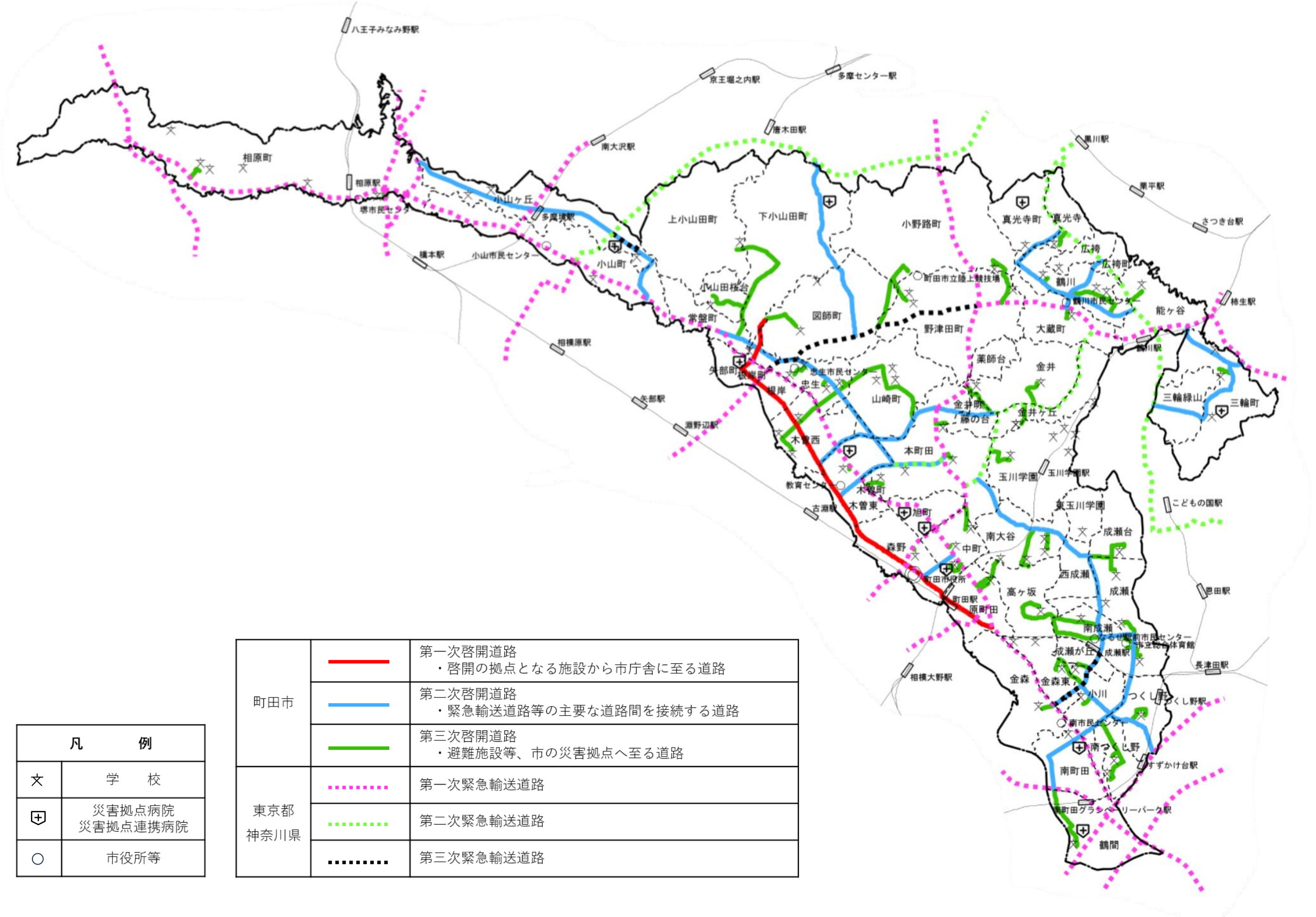
No.	路線名 【通称名】	起点 【通称名】	終点 【通称名】	主な経過地	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)
1	町田 3・4・41 号ニュータウン幹線 【多摩ニュータウン通り】	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	都県境（相模原市）	小山町	50	18
2	町田 3・4・34 号本町田金森線 （南大谷） 【本町田金森線】	町田 3・4・33 号線 【森野大蔵線】	町田 3・4・9 号線 【成瀬けやき通り】	南大谷	1,000	16
3	町田 3・4・9 号高ヶ坂成瀬線 【成瀬けやき通り】	町田 3・4・34 号線 【本町田金森線】	成瀬三又交差点	西成瀬三丁目	340	16
4	町田 3・4・34 号本町田金森線 （西成瀬） 【本町田金森線】	町田 3・4・33 号線 【森野大蔵線】	町田 3・3・7 号線 【成瀬街道】	高ヶ坂四丁目	560	16
5	町田 3・4・34 号本町田金森線 （高ヶ坂） 【本町田金森線】	町田 3・3・7 号線 【成瀬街道】	高ヶ坂六丁目	高ヶ坂六丁目	280	16
6	町田 3・4・37 号原町田鶴間線 （原町田） 【原町田鶴間線】	町田 3・3・7 号線 【成瀬街道】	町田 3・4・3 号線 【金森南枝線】	金森一丁目	930	16
7	町田 3・4・49 号相原南北線（相模原方面） 【相原南北通り】	都県境（相模原市）	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	相原町	120	16
8	町田 3・4・28 号鶴川駅北口線 【鶴川駅北口広場】	-	-	能ヶ谷一丁目	-	-
9	町田 8・6・1 号鶴川駅南北自由通路線	能ヶ谷一丁目 187-1	能ヶ谷一丁目 111-2	能ヶ谷一丁目	120	10.5
10	町田 3・4・19 号矢部図師線 【さくら通り】	矢部町地内	都県境（相模原市）	矢部町	24	16
11	町田 3・3・7 号原町田川崎線 【成瀬街道】	西成瀬二丁目地内	成瀬四丁目地内	成瀬 4 丁目、 成瀬 7 丁目	110	25
12	町田 3・4・11 号停車場成瀬線 【原町田大通り】	町田 3・4・38 号線 【町田街道】	町田 3・3・36 号線 【町田バイパス】	原町田 6 丁目	520	25
13	町田 3・4・22 号大蔵小野路線 【大蔵小野路線】	町田 3・3・8 号線 【鎌倉街道】	小野路町地内	小野路町	300	16
14	相模原南北道路	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	都県境（相模原市）	小山町	225	16
15	町田市道堺 268 号線	相原町 1152	相原町 1153	相原町	70	6~12
16	町田市道堺 662 号線	相原町 803	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	相原町	240	6~12
17	町田市道堺 958 号線	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	相原町 1155-5	相原町	243	6~12
18	町田市道堺 959 号線	相原町 792-5	相原町 792-5	相原町	20	6
19	町田市道堺 960 号線	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	相原町 787-5	相原町	70	12
20	町田市道堺 961 号線	相原町 1221-1	相原町 1221-1	相原町	40	6
21	町田市道忠生 33 号線	山崎町 1709	山崎町 1660	山崎町	340	12
22	町田市道忠生 441 号線	町田 3・3・36 号線 【町田街道】	上小山田町 3001	上小山田町	1,600	12
23	町田市道忠生 579 号線	上小山田町 1767	上小山田町地内	上小山田町	600	12
24	町田市道忠生 630 号線	下小山田町 2141	多摩市境	上小山田町、 下小山田町	600	13

緊急輸送路

No.	路線名 【通称名】	起点 【通称名】	終点 【通称名】	主な経過地	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)
25	町田市道忠生 732 号線【尾根緑道】	上小山田町 4 4 9	小山町 3 7 7	上小山田町、 下小山田町	1,100	15
26	町田市道南 1 0 0 7 号線（貝がら公園通り）	つくし野一丁目 3 6	つくし野一丁目 1 5	つくし野一丁目	480	10.5
27	町田市道鶴川 5 9 5 号線	小野路町 2 5 7 3	小野路町 2 5 7 2	小野路町	140	4
28	町田市道鶴川 3 3 号線	三輪町 8 2	三輪町 1 0 8	三輪町	140	4
29	町田市道鶴川 3 3 5 号線	野津田町 1 3 8 5	野津田町 1 0 0 5	野津田町	220	4
30	町田市道塚 3 2 5 号線	相原町 2 0 5 3	相原町 2 0 5 2	相原町	100	4
31	町田市道忠生 4 9 5 号・4 9 6 号線	下小山田町 2 0 6 4	下小山田町 1 9 3 3・1 9 6 3	下小山田町	700	4
32	町田市道塚 1 0 9 号線	小山町 1 1 7 6	小山町 1 1 7 5	小山町	80	5
33	町田市道忠生 6 3 0 号線	上小山田町 3 3	上小山田町 3 3	上小山田町	100	6
34	町田市道忠生 6 3 0 号線	下小山田町 2 2 2 4	下小山田町 2 1 3 3	下小山田町	250	5
35	町田市道鶴川 3 3 1 号線	野津田町 1 0 1 5	野津田町 1 0 1 5	野津田町	9	16
36	町田市道鶴川 2 0 3 号・2 0 4 号線	能ヶ谷一丁目 2 4	能ヶ谷一丁目 5 7	能ヶ谷一丁目	300	6
37	町田市道町田 6 2 3 号線	町田 3・3・8 号線 【鎌倉街道】	町田 3・3・3 6 号線 【町田バイパス】	本町田	900	16
38	町田市道町田 8 3 5 号線 【原町田中央通り】	町田 3・4・1 1 号線 【原町田大通り】	町田 3 7 号線 【文学館通り】	原町田六丁目	440	6
39	町田市道町田 3 7 号線 【文学館通り】	原町田 4－1	町田 3・4・3 8 号線 【町田街道】	原町田四丁目	520	9.5
40	町田市道鶴川 1 9 7 2 号線	能ヶ谷一丁目 5－3	能ヶ谷一丁目 7 4－1 5	能ヶ谷一丁目	10	6
41	町田市道鶴川 1 9 0 号線	玉川学園六丁目 3 9 6 5	玉川学園六丁目 3 9 6 5	玉川学園六丁目	9.5	9
42	町田市道塚 7 7 1 号線	相原町 5 3 4	相原町 5 3 4	相原町	110	4
43	町田市道南 2 0 7 号線	西成瀬一丁目 2 6 5 7	西成瀬一丁目 2 6 5 7	西成瀬一丁目	189	4
44	町田市道鶴川 5 1 6 号・1 6 7 9 号・1 6 6 4 号線	－	－	小野路町	135	4
45	町田市道塚 8 9 2 号・8 8 8 号・8 9 7 号・7 8 4 号・2 9 2 号・9 1 9 号・9 2 9 号・9 2 8 号・9 2 7 号・9 4 6 号・9 4 4 号・9 4 5 号・9 5 0 号線	－	－	相原町	732	4～6

※整備予定道路のため、啓開道路とは一致しない。

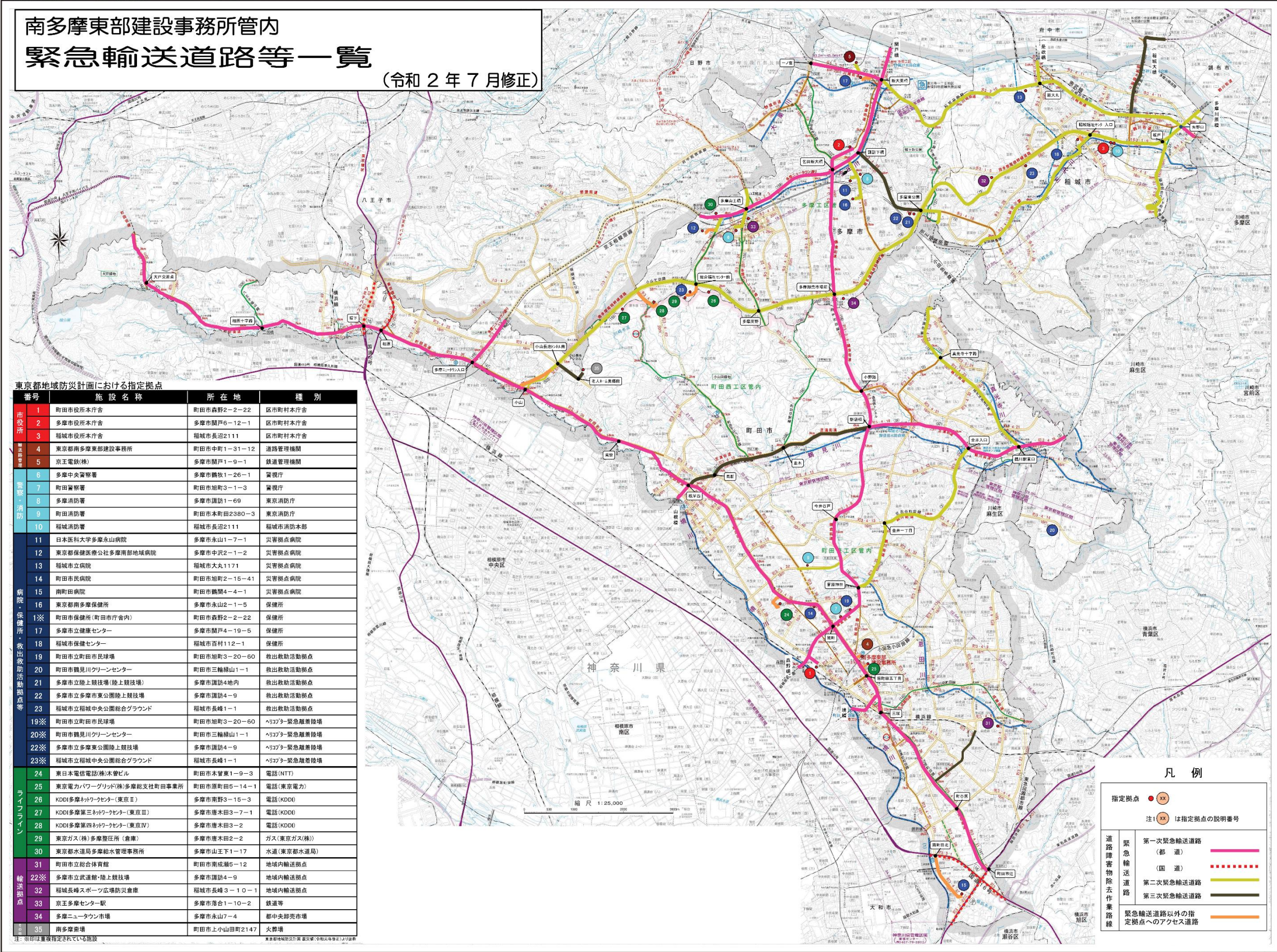
町田市指定啓開道路網図



凡 例	
文	学 校
⊕	災害拠点病院 災害拠点連携病院
○	市役所等

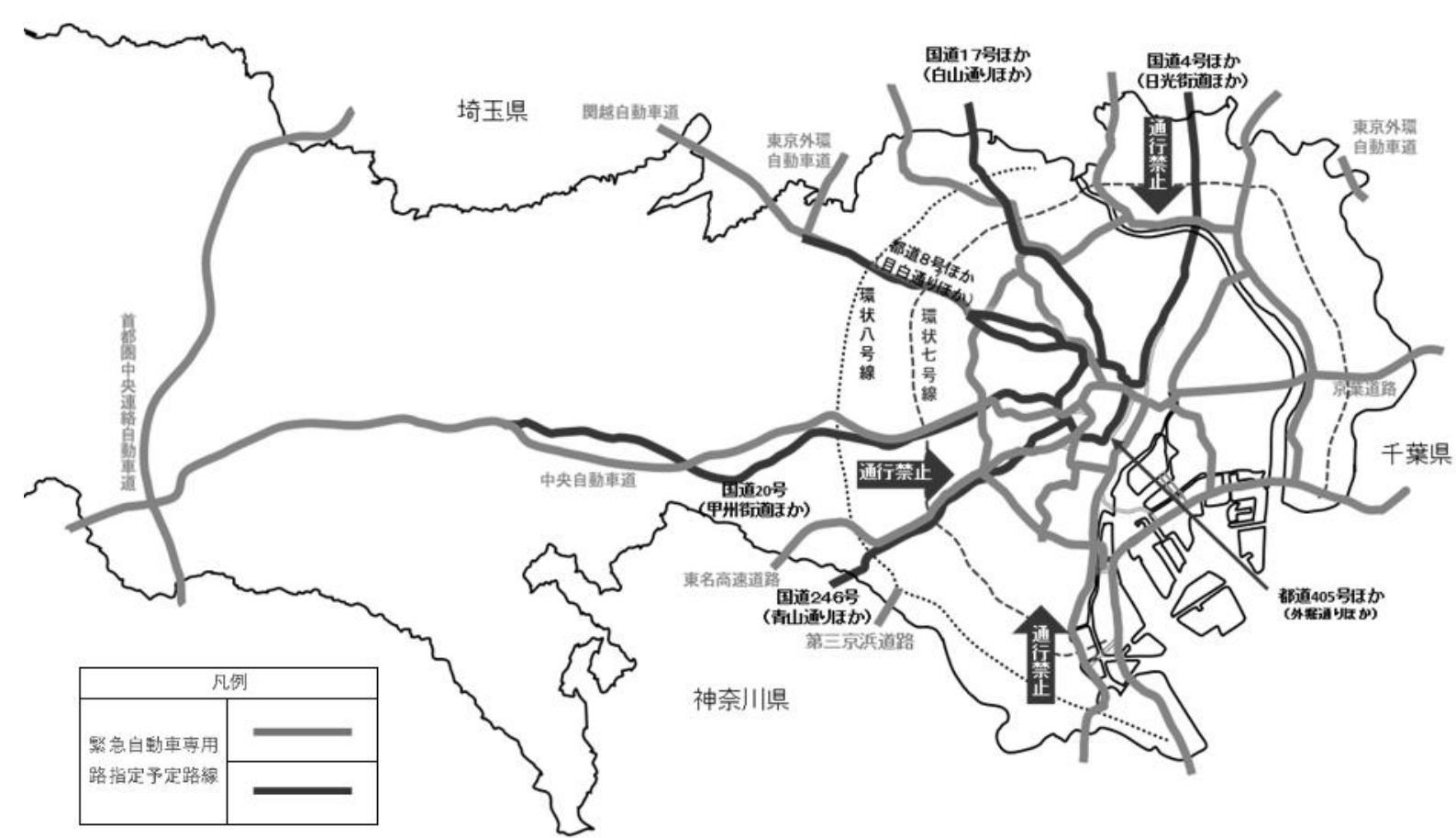
町田市		第一次啓開道路 ・啓開の拠点となる施設から市庁舎に至る道路
		第二次啓開道路 ・緊急輸送道路等の主要な道路間を接続する道路
		第三次啓開道路 ・避難施設等、市の災害拠点へ至る道路
東京都 神奈川県		第一次緊急輸送道路
		第二次緊急輸送道路
		第三次緊急輸送道路

東京都 緊急道路障害物除去作業分担図

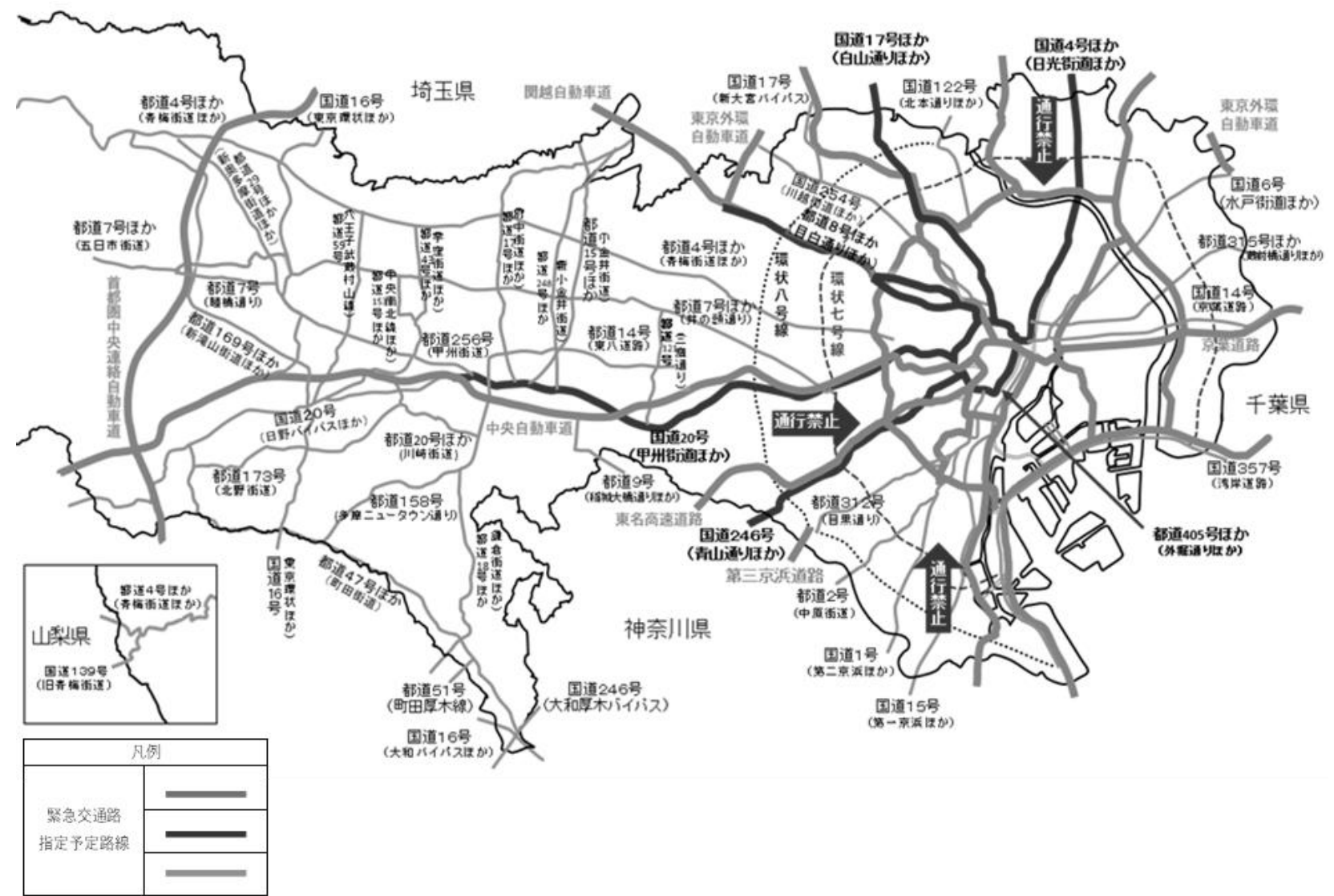


大震災時における交通規制図

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



出典：東京都地域防災計画 震災編

町田消防署の車両一覧

(2024.2.1 現在)

署 所	車 両	署 所	車 両
本 署	ポンプ車 1台 化学車 1台 はしご車 1台 救助車 1台 救急車 3台 指揮隊車 1台 その他 11台	鶴川出張所	ポンプ車 2台 救急車 1台
		西町田出張所	ポンプ車 2台 救急車 1台
忠生出張所	ポンプ車 2台 救急車 1台	成瀬出張所	ポンプ車 1台 救急車 1台
南出張所	ポンプ車 2台 救急車 1台	合 計 3 3 台	ポンプ車 10台 化学車 1台 はしご車 1台 救助車 1台 指揮隊車 1台 救急車 8台 その他 11台

町田市消防団の団員・車両等一覧

(2024.2.1 現在)

分 団 名 受 持 区 域 団 員 数	車 両	分 団 名 受 持 区 域 団 員 数	車 両
第1分団 町田地区 53名	ポンプ車 5台 可搬ポンプ 6台 照明車 1台 資機材運搬車 1台	第5分団 堺地区 88名	ポンプ車 6台 可搬ポンプ 6台 照明車 1台
第2分団 南地区 107名	ポンプ車 8台 可搬ポンプ 8台 照明車 1台	団本部 団長 1名 副団長 6名 本部付団員 14名	広報車 2台 可搬ポンプ 2台
第3分団 鶴川地区 113名	ポンプ車 9台 可搬ポンプ 9台 照明車 1台		
第4分団 忠生地区 110名	ポンプ車 8台 可搬ポンプ 8台 照明車 1台	計	計
		現員 492名 定員 660名	ポンプ車 36台 可搬ポンプ 39台 照明車 5台 資機材運搬車 1台 広報車 2台 合計 83台

自主防災組織等編成一覧

(2024.2.1 現在)

町田第1地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
原町田1丁目町内会自主防災隊	1979. 7.30	750 世帯
原町田2丁目自主防災隊	1980. 1. 1	342 世帯
原町田2丁目旭ヶ丘自主防災隊	1981. 7.14	71 世帯
原町田3丁目自主防災会	1981. 4. 1	513 世帯
原町田4丁目第一町内会自主防災隊	1979. 8. 1	539 世帯
原町田4丁目第二町会自主防災隊	1979. 6.20	470 世帯
原町田5丁目町内会自主防災隊	1979.11. 1	380 世帯
原町田六丁目若葉会自主防災隊	1979. 5.22	93 世帯
原町田六生会自主防災隊	1995. 7. 1	143 世帯

町田第2地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
中町中央町内会自主防災隊	1979. 8.20	981 世帯
中町3丁目自主防災隊	1979. 6. 2	508 世帯
新中町自主防災隊	1979. 5.21	375 世帯
上の原自治会自主防災隊	1982. 8. 1	164 世帯
中町むつみ会自主防災隊	1985.10.26	[42 世帯]
森野団地自治会自主防災隊	1979.11.20	407 世帯
森野中央町内会自主防災隊	1985. 8. 1	470 世帯
森野2丁目さつき会自主防災隊	1980. 6.25	153 世帯
森野3丁目自主防災隊	1979. 6. 1	370 世帯
森野やよい自主防災隊	1985. 6.16	104 世帯
森野4丁目自治会自主防災隊	1988. 5. 8	[47 世帯]
森野4丁目あゆみ自主防災隊	1988. 4. 1	13 世帯
公社本町田住宅自主防災隊	1980. 1. 1	[578 世帯]
日向台自治会自主防災会	1979. 6. 3	193 世帯
小田急本町田住宅自治会自主防災隊	1979. 5.30	82 世帯
新日東自治会自主防災隊	1979. 5.22	154 世帯
日東住宅自治会自主防災隊	1979. 5.31	162 世帯
新小田急住宅自治会自主防災隊	1979. 5.12	130 世帯
本町田東急住宅自治会自主防災組織	1979. 5.20	37 世帯
みどりヶ丘自主防災隊	1979. 5.26	164 世帯
本町田宿自主防災隊	1987. 6.15	114 世帯
本町田町内会自主防災隊	1984. 6. 1	1,261 世帯
松ヶ丘自主防災隊	1979. 5.12	46 世帯

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
弥生ヶ丘自主防災隊	1979. 7.14	329 世帯
望ヶ丘自主防災隊	1979. 5.17	96 世帯
藤の台防災会	1986. 8. 1	1,658 世帯
旭町中央自主防災隊	1982. 4. 1	343 世帯
旭町2丁目自主防災隊	1980. 7.19	167 世帯
東ヶ丘住宅自治会自主防災隊	1980. 9.20	150 世帯
首都高速道路自治会自主防災隊	1979. 6.12	[18 世帯]
井手の沢自主防災会	1980. 4.20	[69 世帯]
旭町菅原自治会自主防災隊	1979. 5.10	50 世帯
玉川学園南台自主防災隊	1983. 7. 1	54 世帯
学園ハイツ自治会自主防災隊	1979. 7. 1	[48 世帯]
南大谷台自治会自主防災隊	1979. 5.28	[48 世帯]
埴の丘自主防災隊	1985. 7.20	39 世帯
南大谷町内会自主防災隊	1979.10.30	1,210 世帯
旭ヶ丘自治会自主防災隊	1986. 6. 6	9 世帯
さざなみ自治会自主防災隊	1990. 4.15	38 世帯
森四平成自治会自主防災隊	1993. 5.15	130 世帯
木曽住宅ト号棟管理組合災害防止団	1983. 7.10	406 世帯
町田木曽団地自主防災会	1982. 1.20	760 世帯
森野5丁目自治会自主防災会	1995. 6.28	97 世帯
森野むつみ自治会自主防災隊	1997. 8. 9	143 世帯
南大谷団地自治会自主防災隊	1998. 1. 1	278 世帯
森野5丁目友隣自治会自主防災隊	1999. 8.29	89 世帯
藤の台二街区自主防災会	1999.11. 1	1,199 世帯
みはらしの丘自主防災隊	2003. 4. 6	[17 世帯]
かがやきの街自治会自主防災隊	2006.12. 2	130 世帯
アールヴェール町田森野自衛防火防災隊	2006. 9.16	185 世帯
森野4丁目AP自治会自主防災隊	2008. 8. 1	150 世帯
ユニヴェルシオール学園の丘自主防災組織	2009. 6.28	[421 世帯]
千代ヶ丘自主防災委員会	2009. 9.16	180 世帯
向陽台町内会自主防災隊	2012. 7.21	[107 世帯]
グランリビオ町田ガーデンコート自主防災組織	2015. 9.28	88 世帯

南地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
鶴間町内会自主防災隊	1979. 8.27	1,954 世帯
町谷町内会自主防災隊	1979. 5. 1	820 世帯

町田市の消防力

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
南町田ハイタウン自衛消防隊	1983. 5. 1	147 世帯
南町田自主防災組織	1979. 5.25	407 世帯
原町内会自主防災隊	1979. 9. 1	555 世帯
小川自治会自主防災隊	1980. 4. 1	1,177 世帯
町田コープタウン自治会自主防災隊	1979. 5.12	[422 世帯]
西小川親和会自主防災隊	1991. 6. 9	109 世帯
小川富士見台自主防災隊	1979. 5.31	435 世帯
京浜小川自治会自主防災隊	1983. 4. 1	[40 世帯]
成瀬が丘自治会自主防災隊	1979.11.20	870 世帯
金森 1 丁目町内会自主防災隊	1979.12. 1	500 世帯
金森中央町内会自主防災隊	1980. 8.21	1,500 世帯
金森 3 丁目自主防災隊	1979. 5.15	127 世帯
小田急金森自主防災隊	1979. 6. 1	213 世帯
西田町内会自主防災隊	1979.11.20	738 世帯
都営金森第 4 自治会自主防災隊	1985.12.25	57 世帯
西田団地自治会自主防災会	1980. 5.10	111 世帯
金森さつき会防災会	1980. 1. 1	116 世帯
金森第 10 自治会自主防災隊	1980. 4. 1	53 世帯
金森親和会自主防災会	1979.10. 1	240 世帯
金森互助会自主防災会	1979. 6.15	36 世帯
金森むつみ会自主防災隊	1979.11.25	62 世帯
金森第 5 自治会自主防災隊	1987. 6.15	192 世帯
小田急金森泉自治会自主防災隊	1979. 6.16	353 世帯
都営町田金森 1 丁目アパートいずみ会自主防災隊	1979. 4. 1	122 世帯
金森第 7 南自治会自主防災隊	1989. 4.19	74 世帯
南つくし野自治会自主防災隊	1981. 7.19	1,199 世帯
つくし野 1・2 丁目自治会自主防災隊	1981.12.11	601 世帯
つくし野三丁目自治会自主防災隊	1979. 5.20	355 世帯
つくし野 4 丁目自治会自主防災隊	1979. 5. 1	391 世帯
つくし野 2 丁目自治会自主防災隊	1979. 6. 1	180 世帯
つくし野センチュリーハイツ 4・5・6 自主防災会	1983. 1.28	30 世帯
都営金森第 6 自治会自主防災隊	1996. 4. 1	256 世帯
金森第三自主防災隊	1996. 4. 1	84 世帯
都営町田小川アパート自主防災隊	1997. 4.20	50 世帯
金森第 8 団地自治会防災部	1997. 5.10	206 世帯
金森市営住宅管理組合自主防災隊	1997. 9.15	119 世帯
都営金森第 6 桜自治会自主防災隊	1998. 8.27	175 世帯

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
すすかけ自治会自主防災隊	1998. 9. 1	124 世帯
金森第9 自主防災隊	1999. 8.10	65 世帯
都営金森1 丁目アパートカトリア自治会自主防災隊	2000. 4. 1	106 世帯
金森第1 1 住宅第2 自治会自主防災隊	2001. 7. 1	144 世帯
金森第1 1 自治会自主防災隊	2001. 7.10	79 世帯
グランセリーナ管理組合自主防災隊	2003. 7. 1	412 世帯
小田急金森わさびだ自治会自主防災隊	2005. 3.27	102 世帯
ガーデンセシア自主防災隊	2006. 9. 9	686 世帯
ソフィアすすかけ台ソルフェージュ自主防災隊	2006. 9. 1	95 世帯
つくし野ローズプラザ自主防災隊	2008. 4. 1	36 世帯
イニシア南町田防災組織	2013. 8.17	85 世帯

成瀬・高ヶ坂・成瀬台地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
成瀬団地自治会自主防災隊	1984. 8. 1	653 世帯
成瀬殖産自治会防災部	1982. 2.24	125 世帯
成瀬松風台自治会自主防災隊	1979. 5. 1	75 世帯
成瀬鞍掛台自主防災隊	1979. 7.22	310 世帯
鹿島自治会自主防災隊	1979. 7.20	280 世帯
成瀬町内会自主防災隊	1979. 5.12	552 世帯
南成瀬ひがし町内会自主防災隊	1982. 4. 1	167 世帯
成瀬中央自治会自主防災隊	1983. 6.13	337 世帯
成瀬西自治会自主防災隊	1986. 2. 2	168 世帯
南成瀬ひふみ町内会自主防災隊	1982. 5. 1	800 世帯
南成瀬中央町内会自主防災隊	1982. 6.12	600 世帯
高ヶ坂第一町内会自主防災隊	1979. 5. 6	1,258 世帯
芝好園自治会自主防災隊	1980.10. 1	214 世帯
高北自治会自主防災会	1979. 7.11	97 世帯
高ヶ坂住宅自主防災隊	1979. 5. 1	719 世帯
高瀬住宅自主防災隊	1983. 4. 1	210 世帯
成瀬台二丁目自治会自主防災隊	1981.10.15	461 世帯
成瀬台三丁目自治会自主防災隊	1996. 4.21	506 世帯
成瀬台1 丁目自主防災隊	1986. 9. 1	356 世帯
高美台自主防災隊	1980. 2. 1	165 世帯
東玉川学園睦会自主防災隊	1986. 5. 8	85 世帯
晴見台自治会自主防災隊	1980. 8. 1	230 世帯
向陽台自主防災隊	1979. 5.16	66 世帯

町田市の消防力

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
東玉川学園自治会自主防災隊	1995. 4.13	[78 世帯]
かしの木山町内会自主防災隊	1995. 7. 8	65 世帯
成瀬台4丁目自治会自主防災隊	1996. 6. 4	310 世帯
エステ・スクエア成瀬自主防災隊	1997. 3. 2	178 世帯
高ヶ坂あかね自主防災隊	1999. 9. 1	238 世帯
成瀬山自主防災隊	2003. 4.27	53 世帯
高ヶ坂第2アパートさくら会自主防災隊	2004. 6.28	232 世帯
成瀬駅前ハイツ自治会防災部	2004.12.01	56 世帯
西成瀬高台地区自治会自主防災隊	2009. 4. 1	66 世帯
北成瀬台自治会防災チーム	2009.10. 1	87 世帯
学園成瀬自主防災隊	2013. 4. 1	108 世帯

鶴川地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
鶴川1丁目若草会自主防災隊	1982. 6. 1	198 世帯
鶴川1丁目睦会自主防災隊	1981.10.21	134 世帯
鶴川2丁目町会自主防災隊	1979. 8.14	326 世帯
鶴川2丁目団地自主防犯防災団	1981. 1.11	520 世帯
鶴川三丁目防災団	1982. 2.14	300 世帯
鶴川4丁目一・七会自主防災隊	1979. 4. 1	123 世帯
鶴川4丁目富士見会自主防災隊	1981. 3. 1	470 世帯
鶴川5丁目町内会自主防災隊	1979.11.25	229 世帯
鶴川6丁目団地自主防災会	1984. 7.17	740 世帯
金井町内会自主防災隊	1979. 5.31	1,682 世帯
日の出が丘町会自主防災隊	1979. 5.17	313 世帯
つる川和光台自主防災隊	1981.12.13	264 世帯
小田急玉川学園台自主防災会	1980.10.28	93 世帯
桑陽台自治会自主防災隊	1990. 4.21	59 世帯
野津田自主防災会	1982. 7. 1	1,515 世帯
薬師ヶ丘自治会自主防災団	1981. 6. 1	270 世帯
大蔵自主防災隊	1979. 5.20	1,887 世帯
小野路町内会自主防災会	1979. 6.15	455 世帯
広袴町内会自主防災隊	1980. 7. 1	639 世帯
鶴川北町内会自主防災組織	1979. 8.25	95 世帯
真光寺町自主防災隊	1979. 6. 1	931 世帯
真光寺3丁目町内会自主防災隊	1979. 6. 1	343 世帯
公社真光寺住宅自主防災隊	1981. 7.18	90 世帯

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
能ヶ谷町内会自主防災隊	1981. 5.20	1,104 世帯
南イトーピア自主防災会	1979. 5.28	134 世帯
鶴川平和台自主防災隊	1986. 7. 1	530 世帯
下三輪町内会自主防災隊	1979.10. 1	[630 世帯]
上三輪町内会自主防災隊	1979. 6. 1	450 世帯
三輪町第一住宅自主防災隊	1979. 5. 6	120 世帯
三輪緑山自治会自主防災隊	1987. 6. 3	1,330 世帯
鶴川5丁目団地自主防災会	1991. 9. 8	653 世帯
薬師台一丁目自治会自主防災隊	1991. 9.30	185 世帯
榛名坂自主防災隊	1993. 9.26	345 世帯
有楽玉川学園自主防災隊	1983. 8. 8	289 世帯
三輪住宅自治会自主防災隊	1996. 7. 1	170 世帯
森の丘自主防災隊	1996.10. 6	434 世帯
やくし台自治会自主防災隊	1996.11. 3	610 世帯
三輪緑山山の手坂自主防災隊	1999. 9. 1	317 世帯
ライフタウン代官山自主防災隊	2000. 4. 1	68 世帯
エステ・アベニュー鶴川代官山自主防災隊	2001.10. 1	96 世帯
レーベンスガルテン鶴川自主防災隊	2002. 3. 9	115 世帯
玉川学園西美台自治会自主防災隊	2002. 9. 8	31 世帯
プロヴァンスヒルズ能ヶ谷自主防災隊	2006. 4.22	[28 世帯]
真光寺市営住宅自主防災隊	2006. 5.15	97 世帯
千都の杜自治会自主防災隊	2007. 4.22	569 世帯
西イトーピア自主防災隊	2007. 8.19	50 世帯
並木自主防災会	2009. 4. 1	315 世帯
ウッドパーク多摩センター自主防災隊	2023.12.1	45 世帯

木曽地区

自主防災組織	編生年月日	世帯数
木曽森野自治会自主防災隊	1981. 7.10	590 世帯
境川自治会自主防災隊	1979.11.17	359 世帯
木曽森野若草会自主防災隊	1979. 8. 1	256 世帯
滝の沢自治会自主防災隊	1980. 3. 1	134 世帯
木曽町中原自治会自主防災隊	1979. 8. 1	200 世帯
三家自治会自主防災隊	1979. 6. 1	183 世帯
西木曽自治会自主防災隊	1979. 5. 7	89 世帯
住宅公社境川団地自主防災隊	1979. 5. 1	1,077 世帯
木曽団地自治会自主防災隊	1979. 6.10	320 世帯

町田市の消防力

自主防災組織	編生年月日	世帯数
木曽上横町町内会自主防災隊	1979. 9. 1	121 世帯
木曽中央町内会自主防災隊	1979. 8.25	285 世帯
木曽上宿町内会自主防災隊	1979. 6. 1	580 世帯
木曽南自主防災隊	1983. 8. 1	167 世帯
都営中里橋自主防災隊	1979.10. 1	210 世帯
木曽市営住宅自主防災隊	1996. 5. 5	47 世帯
木曽親和会自主防災隊	1996. 5. 1	115 世帯
木曽町下横町内会自主防災隊	2001. 6.24	296 世帯

忠生地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
根岸町内会自主防災隊	1979.10. 1	442 世帯
忠生さつき自治会自主防災隊	1979. 5. 1	126 世帯
山崎新光自治会自主防災隊	1979. 6.10	74 世帯
都営忠生 2 丁目アパート自主防災隊	1980. 6. 7	25 世帯
都営忠生 3 丁目アパート自主防災隊	1980. 7.17	[50 世帯]
忠生忠霊地区自主防災隊	1982. 7.18	91 世帯
忠生 4 丁目町内会自主防災隊	1979. 5.28	300 世帯
忠生自然自治会防災隊	1979. 6. 1	106 世帯
忠生中央町内会自主防災隊	1979. 6.13	275 世帯
町田グリーンタウン自治会自主防災隊	1986. 4. 1	53 世帯
都営山崎自主防災隊	1986. 5.10	170 世帯
七国苑自治会自主防災隊	1979. 6. 1	78 世帯
竹美住宅自主防災隊	1979. 6. 5	26 世帯
山崎団地自主防災会	1983. 2.27	1,449 世帯
山崎団地八街区自主防災隊	1985. 4.20	260 世帯
シーアイハイツ町田自主防災管理組織	1988. 5.15	992 世帯
矢部町自主防災隊	1979. 7. 2	[351 世帯]
常盤自主防災隊	1980. 8.12	654 世帯
桜美林台自治会自主防災会	1979. 6. 5	82 世帯
函師町自主防災隊	1984. 8. 1	1,032 世帯
馬駟自主防災隊	1987. 4. 1	[98 世帯]
東馬駟自主防災部	1983. 7.29	27 世帯
上小山田町内会自主防災隊	1980. 2. 1	815 世帯
下小山田町自主防災隊	1980. 8. 3	561 世帯
町田ビューハイツ自主防災隊	1989. 9. 1	66 世帯
都営山崎町第 2 自主防災隊	1994. 9.14	121 世帯

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
もみじ台町内会自主防災隊	2000. 8. 1	131 世帯
上山崎町内会自主防災隊	2002. 4. 1	425 世帯
下山崎町内会自主防災隊	2002. 4. 1	311 世帯
清住平自主防災会	2003.12.10	208 世帯
新常盤自治会自主防災隊	2005. 4.17	128 世帯
ライオンズガーデン町田の丘自主防災隊	2006. 3.26	97 世帯
七国山自治会自主防災隊	2006. 9.15	60 世帯
サンヒルズ町田山崎防犯防災隊	2010. 5.30	305 世帯
新七国山自治会自主防災隊	2011. 9. 1	105 世帯
シーアイコート町田防災・防犯委員会	2012. 7.22	68 世帯
小山田桜台2－2団地自主防災会	2016. 5.15	164 世帯
山崎見晴らしの丘自主防災隊	2016. 5.15	128 世帯
小山田桜台1－2団地管理組合自主防災会	2017 年度	151 世帯
小山田桜台1－16団地自主防災会	2017 年度	105 世帯
小山田桜台2－15団地自治会 自主防災隊	2017 年度	111 世帯
小山田桜台2－11団地自治会 自主防災隊	2017 年度	124 世帯
小山田桜台自治会自主防災隊	2018. 6. 5	145 世帯
いちご防災会	2023.1.14	190 世帯

小山地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
中村町内会自主防災隊	1979. 7.22	706 世帯
沼町内会自主防災隊	1979. 8. 1	355 世帯
沼団地町内会自主防災隊	1979. 5.25	120 世帯
小山町第三町内会自主防災隊	1979. 6.10	1,208 世帯
田端町内会自主防災隊	1999. 4. 1	321 世帯
多摩境町内会自主防災隊	1999. 4. 1	178 世帯
小山町御嶽堂町内会自主防災隊	1999. 4. 1	417 世帯
町有町内会自主防災隊	1999. 4. 1	144 世帯
片所町内会自主防災隊	1999. 4. 1	170 世帯
上馬場町内会自主防災隊	2004. 4. 1	236 世帯
下馬場町内会自主防災隊	2004. 4. 1	334 世帯
グランレガーロ自主防災組織	2007. 9.15	500 世帯
ゼロワンシティ・ウエスタ自主防災隊	2009. 7. 1	159 世帯
ソルグランデメイツ多摩境自主防災隊	2009.10.28	390 世帯
アバガーデンパレス多摩境自主防災隊	2011. 4.24	229 世帯
響きの丘町内会自主防災隊	2012.10. 5	99 世帯

町田市の消防力

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
サンクレイドル町田自主防災隊	2016. 4.20	[40 世帯]
小山ヒルズ自治会自主防災隊	2016. 3.22	87 世帯
リーフィア町田小山ヶ丘自主防災隊	2016. 3.22	189 世帯
ゲートヒルズ多摩境パークフロント自主防災隊	2017. 7. 9	159 世帯
グロリアヒルズ多摩境管理組合自主防災隊	2019.10.15	232 世帯

相原地区

自主防災組織名	編生年月日	世帯数
境町会自主防災隊	1979. 6. 1	281 世帯
相原町坂下町会自主防災隊	1979. 5.26	212 世帯
相原中村町内会自主防災隊	1979. 5.12	230 世帯
陽田町会自主防災隊	1979. 5.22	259 世帯
相原町仲町会自主防災会	1979. 5.18	104 世帯
丸山団地自主防災隊	1979. 5.26	367 世帯
丸山町会自主防災隊	1979. 5.25	476 世帯
元橋町会自主防災隊	1979. 5.26	374 世帯
大戸町会自主防災隊	1979. 6.15	280 世帯
中相原町会自主防災隊	1979. 6. 2	434 世帯
都営武蔵岡自主防災隊	1983. 8. 1	620 世帯
相原町都営アパート１０号棟自治会自主防災隊	2011. 7.17	134 世帯

玉川学園地区

自主防災組織名	編成年月日	世帯数
玉川学園第一住宅自主防災隊	1980. 5.10	227 世帯
玉川学園興人自治会自主防災隊	1981. 8.20	235 世帯
玉川学園松風台自治会自主防災隊	1979. 5.20	75 世帯
玉川学園第一地区自主防災隊	1993. 5.25	564 世帯
玉川学園第二地区自主防災隊	1993. 5.25	374 世帯
玉川学園第三地区自主防災隊	1993. 5.25	284 世帯
玉川学園第四地区自主防災隊	1993. 5.25	315 世帯
玉川学園第五地区自主防災隊	1993. 5.25	480 世帯
玉川学園第六地区自主防災隊	1993. 5.25	373 世帯
玉川学園第七地区自主防災隊	1993. 5.25	598 世帯
玉川学園第八地区自主防災隊	1993. 5.25	656 世帯

※ [] の世帯数は、2022 年度以前の世帯数。

町田市認定地区防災計画一覧

(2024.2.29 現在)

地区・事業者	計画策定日	防災会議認定日
シーアイハイツ町田管理 組合・自治会	2006年7月 (2019年5月改定3版)	2021年2月18日
玉川学園第三地区自主防災隊	2023年2月12日 (2023年10月2日改定)	2024年2月29日

街頭消火器の配備状況一覧

(2024.2.1 現在)

地区名	世帯数 [世帯]	配備数 [本]
町田地区	22,743	433
南地区	26,915	492
鶴川地区	20,391	446
忠生地区	16,309	506
堺地区	10,044	172
合計	96,402	2,049

※世帯数は、自主防災隊、町内会加入世帯

庁用車一覧

(2024.2.1 現在)

		乗用		貨物			軽自動車		バス		特種			特殊	原付	自転車	合計 原付・自転車除く
		小型	普通	小型（4ナンバー）	普通（1ナンバー）	大型	乗用	貨物	マイクロ	中型	塵芥車	消防	その他				
市有財産活用課集中管理	政策経営部		1														1
	財務部	9	4	2	1		6	33	2						8	13	57
	市民部							8									8
	文化スポーツ振興部							2									2
	地域福祉部						3	3									6
	いきいき生活部						3	2									5
	保健所						6	7									13
	子ども生活部						1	11									12
	環境資源部							3									3
	道路部							9					7				16
	都市づくり部			1	3			18			2						24
	議会事務局		1														1
	学校教育部			5				13									18
	生涯学習部							5					3				8
	合 計		小型	普通	小型（4ナンバー）	普通（1ナンバー）	大型	乗用	貨物	マイクロ	中型	塵芥車	消防	その他	0	8	13
9			6	8	4	0	19	114	2	0	2	0	10				
乗用			貨物			軽自動車		バス		特種							
15			12			133		2		12							

		乗用		貨物			軽自動車		バス		特種			特殊	原付	自転車	合計 原付・自転車除く
		小型	普通	小型（4ナンバー）	普通（1ナンバー）	大型	乗用	貨物	マイクロ	中型	塵芥車	消防	その他				
市有財産活用課集中管理外	防災安全部						1	1				43	2				47
	地域福祉部			1													1
	いきいき生活部						3	2									5
	環境資源部	2	2	3	2		1	11			24						45
	道路部	1			12			2			2		3				20
	都市づくり部								5	3						40	8
	下水道部	1			1			15					1				18
	市民病院		1				1										2
	剪定枝資源化センター				1												1
	合　　計	小型	普通	小型（4ナンバー）	普通（1ナンバー）	大型	乗用	貨物	マイクロ	中型	塵芥車	消防	その他	0	0	40	147
4		3	4	16	0	6	31	5	3	26	43	6					
乗用		貨物			軽自動車		バス		特種								
7		20			37		8		75								

総 合 計	小型	普通	小型（4ナンバー）	普通（1 ナバ -）	大型	乗用	貨物	マイクロ	中型	塵芥車	消防	その他	特殊	原付	自転車	合 計 原付・自転車除く
	13	9	12	20	0	25	145	7	3	28	43	16	0	8	53	321
	乗用		貨物			軽自動車		バス		特種						
	22		32			170		10		87						

町田市米穀小売商組合加盟店舗一覧

(2024.3.1 現在)

店 舗 名	店 舗 名
加藤商店	(有) 志村米穀店
アダチ米や	(有) 薄井米穀店
(有) かとう	(有) 須崎米穀店
重南米穀店	(有) 大沢糧穀
(有) 角屋本店	(有) 鈴木商店
(株) 落合章二商店	(有) 佐藤商店
(有) 榊屋米穀店	(有) 青木商店
矢口商店	

主要な食料・生活必需品及び備蓄倉庫一覧

(2024.2.1 現在)

施設名	つくし野災害 備蓄倉庫	鶴川災害 備蓄倉庫	忠生災害 備蓄倉庫	相原災害 備蓄倉庫	森野災害 備蓄倉庫	合計
品目	つくし野 2-35-10	真光寺 3-21-1	忠生 2-16-1	相原町 45-1	森野 1-6	
アルファー化米・白飯(食)	-	4,700	2,450	-	-	7,150
都・アルファー化米・白飯(食)	-	-	3,000	-	-	3,000
アルファー化米・五目ご飯(食)	-	3,150	-	-	-	3,150
都・アルファー化米・五目ご飯(食)	-	11,600	-	-	-	11,600
アルファー化米・梅粥(食)	-	950	-	-	-	950
ビスケット(食)	-	3,120	-	-	24,360	27,480
ペットボトル飲料水・500ml(本)	-	34,656	-	-	12,600	47,256
ペットボトル飲料水・2ℓ(本)	-	-	-	-	-	0
粉ミルク(缶)	-	-	-	-	-	0
粉ミルク・アレルギー対応(缶)	-	-	-	-	-	0
毛布(枚)	3,350	2,850	540	5,600	-	12,340
都・毛布(枚)	-	-	360	1,040	-	1,400
床敷マット(枚)	640	170	20	70	-	900
都・カーベット(枚)	900	-	-	495	-	1,395
ブランケット(枚)	-	-	-	-	10,900	10,900
エアマット(枚)	-	-	-	-	-	0
エアクッション(枚)	-	-	-	-	7,350	7,350
災害用屋外テント(張)	-	320	80	-	-	400
災害用屋内テント(張)	-	100	-	-	-	100
仮設トイレ(ベンクイック)(台)	32	-	9	21	-	62
仮設トイレ(ドントコイ・ユニバーサル)(台)	1	-	3	1	-	5
簡易トイレ(台)	46	-	8	8	-	62
トイレ袋セット(式)	69	-	8	8	-	85
携帯トイレ(枚)	-	10,000	-	-	-	10,000
間仕切り(式)	-	4	-	-	-	4
紙おむつ・大人用	-	-	14,020	114	-	14,134
紙おむつ・子ども用	5,760	-	9,980	960	-	16,700
トイレトペーパー(ロール)	2,256	-	2,856	192	-	5,304
生理用品(枚)	17,640	-	24,220	-	-	41,860
哺乳瓶(本)	-	-	30	-	-	30
応急給水セット(式)	1	1	2	1	-	5
飲料水袋・6ℓ(枚)	-	-	-	-	-	0
飲料水袋・10ℓ(枚)	2,000	7,400	800	5,000	-	15,200
飲料水袋・20ℓ(枚)	11,200	-	5,400	1,500	-	18,100
飲料水スーパーローリータンク・1t(台)	-	-	5	2	-	7

施設名	つくし野災害 備蓄倉庫	鶴川災害 備蓄倉庫	忠生災害 備蓄倉庫	相原災害 備蓄倉庫	森野災害 備蓄倉庫	合計
品目	つくし野 2-35-10	真光寺 3-21-1	忠生 2-16-1	相原町 45-1	森野 1-6	
車載用水槽・2t(台)	1	2	1	1	-	5
濾水機(台)	10	18	11	9	-	48
炊き出し釜(台)	6	7	2	1	-	16
炊き出し袋(枚)	17,000	-	-	-	-	17,000
ツインバーナー(台)	3	-	-	-	-	3
七輪(台)	-	56	-	-	-	56
炭(袋)	-	1	4	5	-	10
ローソク(本)	473	-	898	200	-	1,571
石鹼(個)	-	-	720	-	-	720
三角巾(枚)	1,480	-	4,000	-	-	5,480
寝袋(式)	28	-	-	-	-	28
発電機(台)	-	2	1	-	-	3
バルーン投光器(台)	-	1	2	-	-	3
工具箱	1	-	-	-	-	1
発電機	2	-	-	-	-	2
リアカー	-	2	-	-	-	2
リールコード	-	3	-	-	-	3
エアテント	-	1	-	-	-	1
テント・小(張)	-	-	3	-	-	3
テント・大(張)	-	1	11	-	-	12

施設名	和光大学ポ ブリホール 鶴川	サン町田 旭体育館	町田市バイ オエネルギー センター	教育 センター	市立 博物館	三輪小 再配備 倉庫	小山田南小 学校給水拠 点倉庫	忠生 四丁目倉 庫	鶴見川 クリーン センター	市立総合 体育館	各市民セン ター・市庁 舎 等	余裕教室	地域備蓄	合計
品目	能ヶ谷 1-2-1	旭町 3-20-60	下小山田 町 3160	木曽東 3-1-3	本町田 3562	三輪町 330-1	小山田桜 台 2-7	忠生 4-24-1	三輪緑山 1-1	南成瀬 5-12	各センター 市庁舎	各学校	各自主防 災組織	
アルファー化米・白飯(食)	-	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	600
アルファー化米・五目ご飯(食)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
アルファー化米・梅粥(食)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ビスケット(食)	33,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,960	-	-	9,960
クリームビスケット(食)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ペットボトル飲料水・500ml(本)	14,016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,496	-	-	8,496
ペットボトル飲料水・2l(本)	14,016	-	-	-	-	-	10,032	-	-	-	-	-	-	10,032
粉ミルク(缶)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
粉ミルク・アレルギー対応(缶)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ブルーシート・3.6m×5.4m(枚)	-	-	-	2,430	-	-	-	-	-	-	-	2,770	2,150	7,350
ブルーシート・5.4m×5.4m(枚)	-	-	-	306	-	-	180	-	-	-	-	-	1,458	1,944
毛布(枚)	-	-	4,500	960	-	-	3,870	-	-	50	650	17,810	4,000	31,840
都・毛布(枚)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
床敷マット(枚)	-	-	-	2,715	-	-	-	-	-	1,850	120	-	-	4,685
都・カーペット(枚)	-	-	-	2,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,400
仮設トイレ(ベンクイック)(台)	-	-	-	-	-	26	30	-	-	-	-	64	-	120
仮設トイレ(ドントコイ・ユニバーサル) (台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
簡易トイレ(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
トイレ袋セット(式)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	16
紙おむつ・大人用	-	-	-	-	-	149	-	-	-	-	-	-	-	149
紙おむつ・子ども用	-	-	-	-	-	44	-	-	-	-	-	6,264	-	6,308
トイレットペーパー(ロール)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,008	-	1,008
生理用品(枚)	-	-	-	9,540	-	-	-	-	-	-	-	2,720	-	12,260
哺乳瓶(本)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	50
飲料水袋・6l(枚)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
飲料水袋・10l(枚)	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-	-	11,000	-	11,800
飲料水袋・20l(枚)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
飲料水スーパーローリータンク・1t (台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
車載用水槽・2t(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
濾水機(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
炭(袋)	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	64
炊き出し釜(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
炊き出し袋(枚)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ローソク(本)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,160	-	1,160

施設名	和光大学ポ ブリホール 鶴川	サン町田 旭体育館	町田市バイ オエネルギー センター	教育 センター	市立 博物館	三輪小 再配備 倉庫	小山田南小 学校給水拠 点倉庫	忠生 四丁目倉 庫	鶴見川 クリーン センター	市立総合 体育館	各市民セン ター・市庁 舎 等	余裕教室	地域備蓄	合計
品目	能ヶ谷 1-2-1	旭町 3-20-60	下小山田 町 3160	木曽東 3-1-3	本町田 3562	三輪町 330-1	小山田桜 台 2-7	忠生 4-24-1	三輪緑山 1-1	南成瀬 5-12	各センター 市庁舎	各学校	各自主防 災組織	
石鹸(個)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	980	-	980
三角巾(枚)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
テント・小(張)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
テント・大(張)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
寝袋(式)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
救助棒(本)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
発電機(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
バルーン投光器(台)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2
避難所間仕切りシステム(式)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
応急給水セット(式)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
工具箱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ブランケット(枚)	14,000	-	-	-	-	-	-	-	-	200	11,500	-	-	11,700
エアマット(枚)	-	-	-	7,100	-	-	-	-	-	650	-	-	-	7,750
エアクッション(枚)	7,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,550	-	-	9,550
屋外用テント	-	-	-	-	480	-	-	80	-	-	-	-	-	560
屋内用テント	-	-	-	-	300	-	-	-	-	50	-	-	-	350
携帯トイレ	-	-	-	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000
開設キット	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ヘルメット	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
避難者名簿	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
スリッパ	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
アウターバッグ(遺体安置用 納体袋)	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90
インナーバッグ(遺体安置用 納体袋)	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90
アイソレーションガウン	-	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
ビニール手袋(M) 1000 枚入り	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ビニール手袋(L) 1000 枚入り	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ペットゲージ(XL サイズ)	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
ペットゲージ(LL サイズ)	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
ペットゲージ(L サイズ)	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
ペットゲージ(M サイズ)	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
ペットゲージ(S サイズ)	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25
ペットゲージ(SS サイズ)	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25

主要な資機材及び備蓄倉庫一覧

(2024.2.1 現在)

施設名	つくし野災害 備蓄倉庫	鶴川災害 備蓄倉庫	忠生災害 備蓄倉庫	相原災害 備蓄倉庫	合計
品目	つくし野 2-35-10	真光寺 3-21-1	忠生 2-16-1	相原町 45-1	
ブルーシート・3.6m×5.4m(枚)	1,730	4,100	1,750	340	7,920
ブルーシート・5.4m×5.4m(枚)	230	-	-	2,052	2,282
土嚢袋(枚)	-	19,000	8,000	1,500	28,500
SP パイル(本)	640	1,500	3,600	1,200	6,940
土留鋼板(枚)	158	570	590	394	1,712
単管パイプ・1.0m(本)	81	-	-	-	81
単管パイプ・1.5m(本)	216	227	200	152	795
単管パイプ・1.8m(本)	18	-	-	-	18
木杭・1.8m(本)	179	31	49	-	259
クランプ(個)	73	-	19	-	92
番線・なまし#8 50kg(束)	4	-	-	9	13
被覆番線・#10 50kg(束)	2	2	-	2	6
被覆番線・#16 30kg(束)	2	2	-	3	7
被覆番線・#18 30kg(束)	2	-	-	-	2
箱番線・#10 700 mm×200 本(箱)	6	9	-	7	22
ロープ・200m(巻)	1	1	2	1	5
トラロープ・100m(巻)	11	-	-	-	11
剣スコップ(本)	63	6	34	-	103
平スコップ(本)	-	-	4	-	4
ツルハシ(本)	12	8	-	-	20
掛矢(本)	19	12	26	-	57
大ハンマー(本)	30	30	30	30	120
チェーンソー(台)	-	-	3	-	3
水中ポンプ(台)	-	-	1	-	1
ジャッキ(台)	-	-	34	-	34
一輪車	9	3	6	5	23
救助棒(本)	44	-	49	11	104
カラーコーン	40	30	48	10	128

避難施設・余裕教室

(2024.2.1 現在)

品目	単位	71 施設合計
アルファ化米(白飯)	食	239,100
アルファ化米(五目)	食	219,570
アルファ化米(梅粥)	食	47,300
アルファ化米(わかめ)	食	41,550
飲料水(500ml)	本	264,288
ビスケット	食	281,700
粉ミルク	缶	1,704
粉ミルク(アレルギー対応)	缶	144
哺乳瓶	個	1,335
炊き出し釜(バーナー、ざる付)	台	71
炊飯袋	枚	7,000
飲料水袋	枚	14,000
応急給水セット(消火栓)	式	71
応急給水用資器材(給水栓)	式	71
仮設トイレ(ドント・コイ)	台	279
簡易トイレ	台	552
簡易トイレ(袋セット)	個	552
マンホールトイレセット	式	515
マンホールトイレ用ホース付水中ポンプ	式	43
紙おむつ(子ども用S)	枚	10,920
紙おむつ(子ども用M)	枚	8,946
紙おむつ(子ども用L)	枚	7,668
紙おむつ(大人用M)	枚	64,200
紙おむつ(大人用L)	枚	60,750
紙おむつ(新生児用)	枚	22,560
トイレトペーパー	ロール	19,776
生理用品	枚	67,420
生理用品(多い日用)	枚	66,828
口腔ケア用品	式	71
毛布	枚	7,030
ブランケット	枚	47,600
エアマット	枚	84,450
床敷マット	枚	10,270
ファミリールーム	室	698
避難所間仕切りシステム	式	71
屋内用テント	室	3,550
発電機	台	70
投光器	セット	140
バルーン投光器(発電機付)	台	200
LED ランタン・懐中電灯	台	1,516
携帯電話充電器	台	69
携帯ラジオ	台	273
特設公衆電話用電話器	セット	65
救助工具セット	セット	71
組み立て式担架	台	70
リヤカー	台	139
チェンソー	台	70
トラロープ	巻	70
レスキューシート	枚	7,100
ブルーシート・3.6m×5.4m(枚)	枚	3,500
組み立て式水槽	台	71
ガソリン缶(1リットル)	缶	2,544
エンジンオイル	缶	70
給油ポンプ	本	70

避難施設等の主な備蓄品

品目	単位	71 施設合計
開設キット	式	71
指定職員用ビブス	枚	284
手話通訳者用ベスト	枚	138
ビブス(紺・赤)	枚	710
腕章(紺・赤)	個	710
腕章(町田市)	枚	710
ヘルメット	個	710
避難者用名簿	枚	71,000
簡易筆談器	台	140
トランジスタメガホン	台	212
ふた付きゴミ箱	個	71
スリッパ	組	3,550

救助に関する協力業者一覧（町田市建設業協会）

（2023.9 現在）

社 名	住 所	電 話	業 種
(有)石井運輸	大蔵町 3027	042-735-4191	運送業
(有)太陽住設	高ヶ坂 2-21-10	042-720-7389	管工事業
(有)タケダ	小山ヶ丘 5-18-4	042-720-7344	管工事業
多摩南設備共同組合	山崎町 1-1-9	042-793-5282	管工事業
愛知金物建材(株)	木曽西 3-12-16	042-791-1100	金物・生コン
(有)池田屋	相原町 2071	042-771-2555	金物・生コン
(株)渡辺工業所	本町田 3675-1	042-725-2281	空調工事業
(株)アクティオ	小野路 3355-1	042-737-0231	建機レンタル
(有)押田重機	南町田 4-15-5	042-795-2761	建機レンタル
町田建機(株)	函師町 3235	042-792-4741	建機レンタル
(有)林建材店	本町田 3672	042-723-0596	建材・生コン
(有)会勝建設	小山町 840	042-797-2970	建設業
(有)伊藤建設	森野 3-10-26	042-739-4355	建設業
(株)英建社	小山町 119	042-794-8056	建設業
(有)エー・シー・イー	上小山田町 3000-3	042-797-5134	建設業
(株)エクセルテクナー	小野路町 4460-15	042-735-1914	建設業
(有)エム・ビルド	小野路町 46-1	042-708-9537	建設業
(株)開発機工	函師町 1696-18	042-791-4048	建設業
岳大土木(株)	山崎町 1635-1	042-792-8695	建設業
春日建設(株)	野津田町 210-1	042-734-2005	建設業
菊一建設(株)	金井町 1-28-20	042-735-3220	建設業
(株)クレイン工業	真光寺町 1012-6	042-860-2016	建設業
(株)広洋建設	小野路町 2457-1	042-735-0885	建設業
(株)児玉土建	忠生 4-17-1	042-797-4558	建設業
(株)三和住建	忠生 3-7-15	042-794-3030	建設業
システム・ハウジング建設株式会社	中町 1-25-9	042-723-1941	建設業
常勝建設(株)	大蔵町 545-5	042-703-9952	建設業
(有)末野土木	上小山田町 442-2	042-797-4814	建設業
(有)田中商事土木	野津田町 856	042-735-5630	建設業
土屋企業(株)	相原町 1251	042-773-6686	建設業
堤建設(株)	旭町 1-20-24	042-723-2233	建設業
(株)南州建設開発興業	忠生 3-13-21	042-793-9333	建設業
萩生田産業(株)	大蔵町 2159	042-735-2601	建設業
(株)富道建設	山崎町 1701-1	042-789-4306	建設業
町田住宅防音協(株)	常磐町 3254-6	042-798-5230	建設業
(株)三ノ輪建設	中町 1-17-3	042-722-5155	建設業
八王建設(株)	小野路町 2028	042-736-7824	建設業
(株)林間土木	成瀬が丘 1-31-1 成瀬 ｽﾍﾟｰｽ306	046-272-1117	建設業
(株)レジスタ	鶴間 1013-1-2F	042-706-8713	建設業
シー・エイチ・シー・システム株式会社	中町 1-25-9	042-728-6660	建設設備業

救助に関する協力業者一覧

社 名	住 所	電 話	業 種
行政書士 佐々木事務所	能ヶ谷 4-2-1 プラザリ ッツ 1-102	042-708-1402	行政書士
町田共同アスコン	真光寺 2-1-1	042-735-2249	合材
細野コンクリート(株)	南町田 1-31-41	046-275-6193	生コン
(有)長谷川商会	木曽西 4-12-20	042-791-0200	設備業
美設	高ヶ坂 506 ナインハ イツ C-2	042-724-4887	設備業
(株)足立造園	南大谷 329	042-723-4344	造園業
(有)小山田グリーンサービス	下小山田町 745	042-797-3340	造園業
(有)三晃園	南大谷 1394	042-785-4893	造園業
(有)首都圏環境整備	木曽西 3-19-2	042-791-0252	造園業
天龍造園設土(株)	金森 847-1	042-795-5261	造園業
(有)ミワクリーン	真光寺 2-37-3	042-735-3183	造園業
(有)緑華園	木曽西 4-33-10	042-791-0768	造園業
(株)コスモコンサルタンツ	木曽東 3-25-25	042-791-0069	測量・土木設計
(株)ヤードエンジニアリング	本町田 3148-2-101	042-794-7920	測量・土木設計
(有)共和技建	矢部町 2760	042-797-1752	測量業
(株)創造開発社	森野 6-195-1-202	042-726-0760	測量業
(有)ランドサーベイ	常盤町 3345-1	042-797-7741	測量業
(有)八木電気	相原町 1294-2	042-773-2891	電気工事業
(有)ブルーウェイ	函師町 2254-25	042-794-9217	建設業
(株)サトウ住設	小山ヶ丘 5-18-4	042-851-7660	管工事業
(株)スキルド・シール	西成瀬 2-4-4	042-710-5355	防水工事業
(有)カイト美装	野津田町 1866-5	042-734-7537	塗装業
(有)建築塗装サイトウ	上小山田町 2619-16	042-797-1840	塗装業

救助に関する協力業者一覧（町田市管工事協同組合）

（2023.11.1 現在）

社名	住所	電話
(株)設備工事石上	木曽西 4-30-21	792-4123
(有)石渡水道工業所	中町 3-5-12	722-2566
(有)井上工業所	金森東 2-10-35	722-4940
(有)岩東工業所	鶴川 2-1-8	735-3601
(有)長田工業	小野路町 2571-4	734-7633
(有)小澤設備	下小山田町 3368-3	860-0130
(有)河西工業	忠生 1-2-3	791-8766
(株)加藤管工設備	金森 2-17-26	725-6132
(株)川島商事	森野 1-31-13	723-0521
木曽水道工業所	木曽東 4-22-1	791-0109
(株)久島工業	木曽西 2-4-18	791-1201
(株)ケイ・エス工業	高ヶ坂 7-12-7	726-6754
(株)ジェス	横浜市緑区長津田町 2966	045-981-7202
(株)芝田総合住設	高ヶ坂 5-21-10	728-6987
(株)創栄工業	函師町 1629-32	791-0193
(有)タツミ設備工業	西成瀬 1-51-43	729-2670
玉川設備(有)	金井 2-17-1	734-2857
(株)鶴川設備工業	真光寺町 1012-6	734-5328
藤和工業(株)	旭町 2-15-19	728-8851
(有)豊沢工営	下小山田町 1712	797-2169
(株)八設	相原町 788-1	770-2172
星崎設備工業(株)	野津田町 847	734-4030
(株)町田工業	森野 4-15-8	723-6244
(株)松田設備	野津田町 2534-11	737-6255
(株)村山工業所	西成瀬 1-49-23	723-3283
森崎工業(株)	相原町 2120-1	771-1585
(有)守隆工業	根岸 2-8-2	791-1761
守屋ポンプ店	忠生 3-15-6	791-1791
(有)安諸工業所	大蔵町 945	735-5779
山口設備工業(株)	根岸 2-29-25	793-4822

町田市管工事協同組合 中町 2-15-19 722-2583

町田市内の防火対象物の用途別現況

(2023.12.1 現在)

対象物の用途				対象物の用途			
計			9,976	(9)	イ	蒸気浴場等	0
					□	公衆浴場	10
(1)	イ	劇場等	10	(10)		停車場等	7
	□	公会堂等	5	(11)		神社等	141
(2)	イ	キャバレー等	1	(12)	イ	工場等	226
	□	遊技場等	6		□	映画スタジオ等	3
	ハ	性風俗店等	0				
	ニ	カラオケボックス等	5				
(3)	イ	料理店等	0	(13)	イ	駐車場等	63
	□	飲食店	246		□	飛行機等格納庫	0
(4)		百貨店等	398	(14)		倉庫	259
(5)	イ	旅館等	31	(15)		前以外の事業場	1,056
	□	共同住宅等	3,705	(16)	イ	特定用途の複合	1,095
(6)	イ	病院等	118		□	非特定用途の複合	1,689
	□	特別養護老人ホーム等	142	(16)の2		地下街	0
	ハ	老人デイサービスセンター等	290	(16)の3		準地下街	0
	ニ	幼稚園等	63	(17)		文化財	21
(7)		学校等	376	(18)		アーケード	0
(8)		図書館等	10				

注.本表の件数は、棟を単位とする。

高圧ガス第一種製造事務所及び貯蔵所数一覧

(2024.1.23 現在)

第 一 種 製 造 所							
液化石油 ガ ス	一 般 高 圧 ガ ス					冷 凍	
	可 燃 性 毒性ガス	可燃性ガス	毒性ガス	酸 素	その他	アンモニア	フロン系 ガ ス
5	1	3	1	2	3	0	4

貯 蔵 所					
液化石油ガス	可 燃 性 毒性ガス	可燃性ガス	毒性ガス	酸 素	その他
1	1	3	0	5	14

浸水想定区域内の地下街等

地下街等の範囲は、範囲は次のとおりとする。

- (1) 延べ面積千平方メートル以上の地下街（消防法施行令別表第1（十六の二）項）
- (2) 地階を消防法施行令別表第1（一）項から（五）項まで、（九）項イ並びに（十六）項イに掲げる用途に供していて、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設（ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く）
- (3) その他市長が必要と認める施設

※地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設で上記に該当する施設も含む

(2024.2.1 現在)

No	施設名称	住所	浸水想定区域内
1	小田急町田駅ビル	原町田 6-12-20	○

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の範囲は次のとおりとする。

老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

※医療施設については有床施設に限る

(2024.2.1 現在)

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
1	子どもセンターばお	相原町 2025-2	○		
2	介護老人保健施設 サンシルバ ー町田	相原町 2373-1		○	○
3	クローバー保育園	相原町 3338-1	○		
4	大戸小学校	相原町 3765-3		○	○
5	大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町 3865		○	○
6	武蔵岡中学校	相原町 3865		○	○
7	平成デイサービスセンター町田	相原町 4391-7		○	
8	介護老人福祉施設 ヴィラ町田 (短期入所生活介護)	相原町 4391-7		○	
9	介護老人福祉施設 ヴィラ町田 (介護老人福祉施設)	相原町 4391-7		○	
10	相原幼稚園	相原町 4445-3		○	○
11	医療法人社団松友会 上相原病院	相原町 5098		○	○
12	かがやき町田夢工場	相原町 737 牛久保ビ ル 1 階	○		
13	堺中学校	相原町 752	○		
14	児童発達支援事業スモールバ ード	旭町 2-14-9		○	
15	赤い屋根	大蔵町 122	○		
16	子どもセンターつるっこ	大蔵町 1913		○	
17	お〜くらいど	大蔵町 1969-1	○		
18	ふれあいいちょう館	大蔵町 1984-1	○		
19	高齢者グループホーム 光の園 おおくら	大蔵町 257-1	○		
20	小規模多機能ホーム 光の園お おくら	大蔵町 257-1	○		
21	大蔵学童保育クラブ	大蔵町 286	○		
22	大蔵小学校	大蔵町 286	○		
23	花の郷	大蔵町 360-2	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
24	ノーマライゼーション K	大蔵町 390-1	○		
25	ぽっぽの森保育園	大蔵町 410	○		
26	デイサービスかたくりの里 大蔵	大蔵町 482-7	○		
27	デイリハ煌 ツルカワ	大蔵町 5002-2 鶴川 メディカルモール 201	○		
28	東平ひなぎく保育園	大蔵町 5002-2 鶴川 メディカルモール 2B1	○		
29	東平なでしこ保育園	大蔵町 5002-2 鶴川 メディカルモール 2B2	○		
30	都立小川高等学校	小川 2-1002-1		○	
31	わんぱく学童保育クラブ	小川 3-10-1		○	
32	小川小学校	小川 3-10-1		○	
33	小野路保育園	小野路町 1416		○	
34	町田生活実習所	小野路町 1605-2		○	○
35	サンシティ町田	小野路町 1611-2		○	
36	SOMPO ケア ラヴィーレ町田小 野路	小野路町 1612		○	
37	医療法人社団鶴川さくら会 鶴川さくら病院	小野路町 1632		○	○
38	老人保健施設 町田さくらんぼ	小野路町 1632		○	○
39	黒川第一生活寮	小野路町 2856		○	
40	黒川第二生活寮	小野路町 2856		○	
41	敬愛桃の実保育園	小山ヶ丘 3-28	○		
42	桜の森学童保育クラブ	小山田桜台 2-7		○	
43	小山田南小学校	小山田桜台 2-7		○	
44	小山子どもクラブ	小山町 1165-3	○		
45	愛恵会乳児院	小山町 3191-3	○		
46	ショートステイベビーCoCo	小山町 3191-3	○		
47	デイサービスばんば	小山町 40-1	○		
48	SOMPO ケアラヴィーレ町田小 山	小山町 652	○		
49	グループホーム さちあかり B 棟	小山町 76 1 階	○		
50	グループホーム さちあかり C 棟	小山町 76 2 階	○		
51	かえで保育園	小山町 775	○		
52	小山学童保育クラブ	小山町 944	○		
53	小山小学校	小山町 944	○		
54	小山保育園	小山町 954	○		
55	デイサービスうたなかま	小山町 998-1	○		
56	グループホーム小山ヶ丘	小山町 1570-1	○		
57	放課後等デイサービスウィズ・ユ ー町田小山町	小山町 2608-4	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
58	プチコパン保育室	小山町 3651-1	○		
59	薬師中学校	金井 1-20-1		○	
60	リアンレーヴ町田	金井 1-7-14		○	
61	クラフト工房 La Mano	金井 5-14-18		○	
62	高齢者在宅サービスセンター 清風園(通所介護)	金井 7-17-13		○	
63	清風園(短期入所生活介護)	金井 7-17-13		○	
64	清風園(介護老人福祉施設)	金井 7-17-13		○	
65	丘の家 清風	金井 7-17-13		○	
66	ツクイ町田金井	金井 8-25-28	○		
67	ゆうき山保育園	金井ヶ丘 1-10-24		○	
68	金井小学校	金井ヶ丘 1-30-1		○	○
69	金井学童保育クラブ	金井ヶ丘 1-30-2		○	○
70	介護職人のデイサービス 金森マイスペ館	金森 1-21-6	○		
71	こばと保育園	金森 6-37-18	○		
72	第2シャロームの家	金森 7-18-2	○		
73	こうりん保育園	金森 7-6-1	○		
74	小山田学童保育クラブ	上小山田町 610	○		
75	小山田小学校	上小山田町 614		○	
76	ひかりの子保育園	木曽西 1-34-1	○		
77	木曽境川小学校	木曽西 1-9-1	○		
78	木曽境川学童保育クラブ	木曽西 1-9-1	○		
79	木曽中学校	木曽西 2-4-9	○		
80	グループホームわおん 町田ひろば2	木曽西 4-11-22 2階	○		
81	看護小規模多機能型居宅介護 ハーモニー	木曽西 4-12-22	○		
82	Kidsテラス木曽西	木曽西 4-5-2 1階	○		
83	第二わかくさ保育園	木曽西 5-1-1	○		
84	わかくさクラブ	木曽西 5-1-5	○		
85	サロン ひまわり	木曽東 1-24-17	○		
86	認定こども園 きそ幼稚園	木曽東 1-27-26	○		
87	ちろりん村・町田	木曽東 1-33-16	○		
88	エルダーホームケア町田	木曽東 1-33-16	○		
89	しんわ町田事業所	木曽東 1-34-1	○		
90	木曽東グループホーム圓	木曽東 1-37-36	○		
91	だんらんの家 町田木曽	木曽東 1-37-5	○		
92	一織庵町田木曽	木曽東 1-49-24 グレ ース 101	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
93	すずらん保育園	木曽東 2-3-22	○		
94	すみれ保育園	木曽東 2-8-1	○		
95	グループホームわおん 木曽東 1 号館	木曽東 3-1-27	○		
96	salon de みずき	木曽東 3-24-15 1F	○		
97	リハセンターみどりの樹 町田	木曽東 4-2-12 グレ イスヤギワ 1A	○		
98	医療法人社団創生会 町田病院	木曽東 4-21-43	○		
99	サエラ	木曽町 495	○		
100	町田こひつじ幼稚園	高ヶ坂 2-37-24	○		
101	高ヶ坂保育園	高ヶ坂 6-2-10	○		
102	立華幼稚園	高ヶ坂 6-29-1	○		
103	コンフォート ロイヤルライフ多 摩	下小山田町 1461		○	
104	医療法人社団幸隆会 多摩丘陵リハビリテーション病院	下小山田町 1491		○	○
105	プラナスクリエイティブセンター	下小山田町 1532		○	○
106	真光寺中学校	真光寺 3-8-1		○	
107	和光中学校	真光寺町 1291		○	○
108	和光高等学校	真光寺町 1291		○	○
109	つるかわ学園	真光寺町 186		○	○
110	老人グループホーム 陽だまりの家町田	真光寺町 327-3		○	○
111	医療法人社団正心会 よしの病院	図師町 2252		○	○
112	富士作業所	忠生 2-26-12		○	
113	しぜんの国保育園	忠生 2-5-3		○	○
114	ニコア	玉川学園 2-7-11 井 之上ビル 2 階	○		
115	第2赤い屋根	玉川学園 2-7-13	○		
116	サニーステージ玉川学園	玉川学園 6-3-36		○	
117	鶴川台ウィメンズクリニック	鶴川 2-14-11	○		
118	デイサービス鶴川	鶴川 3-22		○	
119	鶴川第四小学校	鶴川 3-22		○	
120	鶴川第四学童保育クラブ	鶴川 3-22		○	
121	鶴川第二中学校	鶴川 6-4		○	
122	鶴川第三小学校	鶴川 6-5		○	
123	だんらんの家 南町田	鶴間 2-3-10	○		
124	ひだまりガーデン南町田	鶴間 4-14-1	○		
125	鶴間小学校	鶴間 4-17-1	○		
126	鶴間ひまわり学童保育クラブ	鶴間 4-17-1	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
127	社会医療法人社団正志会 南町田病院	鶴間 4-4-1	○		
128	介護老人保健施設オネスティ南 町田	鶴間 7-3-3	○		
129	子どもの森保育園	常盤町 2970-1		○	
130	認定こども園 子どもの森幼稚園	常盤町 3031-2		○	
131	しんわ常盤事業所	常盤町 3196-11	○		
132	町田ときわ保育園	常盤町 3465-1	○		
133	成瀬中央あおぞら学童保育クラ ブ	成瀬 2-8		○	
134	成瀬中央小学校	成瀬 2-8		○	
135	ひかり	成瀬 7-10-6 411・ 509	○		
136	アイ・らんど成瀬	成瀬 7-10-6-110	○		
137	町田わかさ保育園	成瀬 7-10-7	○		
138	南第二小学校	成瀬 7-11-1	○		
139	都立成瀬高等学校	成瀬 7-4-1	○		
140	成瀬台幼稚園	成瀬台 2-2-12		○	
141	ケアセンター成瀬 (通所介護)	成瀬台 3-24-1		○	
142	ケアセンター成瀬・暖家 (短期入所生活介護)	成瀬台 3-24-1		○	
143	ケアセンター成瀬・暖家 (地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護)	成瀬台 3-24-1		○	
144	地域のデイサロン くらかけ庵	西成瀬 1-6-7		○	
145	でいほーむ いろり	根岸 1-1-3	○		
146	まなざし保育園	根岸 1-2-3	○		
147	ショートステイ クレヨンレッド館	根岸 1-8-11	○		
148	にじ レッド館	根岸 1-8-11	○		
149	グループホームあすなろ	根岸 2-9-8	○		
150	つぼみ保育室	根岸 2-16-5	○		
151	デイサービスセンター 福寿まち だ根岸	根岸町 1001-19	○		
152	メディカルホーム まどか鶴川	能ヶ谷 2-20-1		○	○
153	医療法人社団 誠裕會 鶴川レディースクリニック	能ヶ谷 3-1-5 リニ ューアルヤザキ 1 階	○		
154	放課後等デイサービス Steady step	能ヶ谷 4-3-18 第二 京香ビル 103	○	○	
155	鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1		○	○
156	鶴川第二学童保育クラブ	能ヶ谷 7-24-2		○	
157	花物語まちだナーシング	野津田町 697-2	○		
158	花織まちだ	野津田町 697-2	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
159	支援センター ソラール	野津田町 851-1	○		
160	つるかわ学園 職業準備支援センター	野津田町 851-1	○		
161	ブリコラージュのづたの空	野津田町 1055	○		
162	のづた	野津田町 1055	○		
163	小野路保育園分園	野津田町 1084-1	○		
164	鶴川第一小学校	野津田町 1290	○		
165	鶴川若竹幼稚園	野津田町 1303	○		
166	ひあたり野津田	野津田町 1832-5		○	○
167	軽費老人ホーム A 型町田愛信 園	野津田町 1932		○	
168	まちだケアセンター	野津田町 1932		○	
169	福音の家(短期入所生活介護)	野津田町 1932		○	
170	福音の家(介護老人福祉施設)	野津田町 1932		○	
171	都立野津田高等学校	野津田町 2001		○	○
172	デイサービスセンター 福寿まちだ野津田町	野津田町 2543-9	○		
173	Cocorport 町田駅前 Office	原町田 1-1-3 ハイ ストーンビル 402	○		
174	こひつじ保育園分園	原町田 2-18-3		○	
175	かがやきデイサービス町田	原町田 3-19-1		○	
176	なごみ第二保育園	原町田 3-19-6		○	○
177	学童 21 保育クラブ	原町田 4-26-40		○	
178	町田第二小学校	原町田 4-26-40		○	
179	介護老人保健施設ハピネスせり がや	原町田 4-27-29		○	
180	喫茶けやき(1 号店)	原町田 4-28-1 町田市立国際版画美 術館内	○	○	○
181	デイサービスセンター エクラシア町田	広袴町 521-2		○	
182	しんわ本町田第一ホーム	本町田 1165-2 B 棟	○		
183	しんわ本町田第二ホーム	本町田 1165-2 C 棟	○		
184	町田第三小学校	本町田 1212	○	○	
185	竹ん子学童保育クラブ	本町田 1212	○	○	
186	リアンレーヴ本町田	本町田 2668-1		○	
187	本町田東小学校	本町田 3350		○	
188	藤の台学童保育クラブ	本町田 3350		○	
189	でんでん虫の家・町田	本町田 97 イ-4 号棟 0-1 号室	○		
190	プラスアルファ	本町田 97 イ-4 号棟 0-1 号室	○		
191	しんわ南大谷第一ホーム	南大谷 804-22	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
192	しんわ南大谷第二ホーム	南大谷 804-22 B 棟	○		
193	南大谷小学校	南大谷 811-1	○		
194	南大谷学童保育クラブ	南大谷 811-1	○		
195	つくし野中学校	南つくし野 2-14-2		○	
196	南つくし野小学校	南つくし野 2-4-8		○	
197	ウイングまちだ成瀬	南成瀬 6-1-1	○		
198	つくし寮	南成瀬 7-20-7 センチュリーハイツ 13 201・202		○	
199	あかね寮	南成瀬 7-20-7 センチュリーハイツ 13 101・102		○	
200	田園保育園	南町田 3-1-1	○		
201	飛鳥病院	南町田 3-8-1	○		
202	通所介護事業所 みぎわホーム (認知症対応型通所介護)	南町田 4-10-38	○		
203	通所介護事業所 みぎわホーム (通所介護)	南町田 4-10-38	○		
204	みぎわホーム (短期入所生活介護)	南町田 4-10-38	○		
205	みぎわホーム (介護老人福祉施設)	南町田 4-10-38	○		
206	ハッピードリーム鶴間保育園 (分園)	南町田 4-16-31	○		
207	リハテラス南町田	南町田 4-6-1 ライオンズマンション 南町田 1F 105 号室	○		
208	三輪あいこう保育園	三輪町 82-7	○		
209	フェリシア高等学校	三輪町 122	○		
210	認定こども園 フェリシア幼稚園 フェリシアこども短期大学附属	三輪町 122-12	○		
211	鶴川フェリシア保育園	三輪町 122-12	○		
212	みわっこ学童保育クラブ	三輪町 330-1	○		
213	三輪小学校	三輪町 330-1		○	
214	annieyouth	三輪町 392	○		
215	夢の森幼稚園	三輪町 1051-2		○	
216	医療法人社団三医会 鶴川記念病院	三輪町 1059-1		○	○
217	三輪保育園	三輪町 1720-8		○	○
218	三輪保育園分園	三輪町 1760-3		○	○
219	医療法人社団鶴永会 鶴が丘ガーデンホスピタル	三輪緑山 2-2133-1		○	○
220	町田睡眠メディカルクリニック	森野 1-1-21 ライオンインプラントセ ンター町田ビル 3 階	○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

No.	施設名称	住所	浸水想定区域 (0.5m 以上)内	土砂災害 警戒区域内	土砂災害特別 警戒区域内
221	さくらんぼ保育園	森野 1-7-11 ザ・レジ デンス町田 1F	○		
222	ハッピーテラス町田駅前	森野 2-2-36 Wald202 2 階	○		
223	ウェルビー町田市役所前センタ ー	森野 2-2-36 Wald202 1 階	○		
224	カブス	森野 2-2-46-107・109	○		
225	グランダ町田式番館	森野 2-8-15	○		
226	リハテラス町田駅前通り	森野 5-14-19 1F	○		
227	MERRILY(メリリー)	森野 5-21-1 シブヤ ツインビル 202	○		
228	光の森保育園	森野 5-21-5	○		
229	コペルプラス 町田教室	森野 6-379-1	○		
230	リハテラス森野	町田市森野 6-380-1 コスモス町田 C 棟 101 号	○		
231	第二清風園 高齢者在宅サービスセンター (通所介護)	薬師台 3-270-1		○	
232	第二清風園 高齢者在宅サービスセンター (認知症対応型通所介護)	薬師台 3-270-1		○	
233	第二清風園 (短期入所生活介護)	薬師台 3-270-1		○	
234	第二清風園 (介護老人福祉施設)	薬師台 3-270-1		○	
235	きららアルパカハウス	山崎町 827		○	
236	山崎中学校	山崎町 1445		○	○
237	アイ・らんど忠生	山崎町 2055-2 C- 113		○	

町田市の指定文化財一覧

(2021.3 現在)

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
国・重要 文化財	旧永井家住宅	野津田町 薬師池公園内	1978.1.21
都・有形 文化財	妙福寺祖師堂	三輪町	1961.1.31
	無極和尚坐像	下小山田町 大泉寺	1961.1.31
	観世音菩薩立像	小山町 福生寺	1961.1.31
	旧荻野家住宅	野津田町 薬師池公園内	1974.8.1
	異形台付土器（2点一式）	下小山田町 考古資料室	1975.2.6
	旧多摩郡小野路村名主 小島家文書	小野路町 小島資料館	1993.3.22
	小野路組合農兵隊関係資料	小野路町 小島資料館	2000.3.6
市・有形 文化財	十六羅漢図	小山町 宝泉寺	1964.11.25
	長福寺山門・文珠堂・ 本堂格天井花丸絵画	相原町 長福寺	1973.3.8
	清水寺観音堂・鐘楼・水屋	相原町 清水寺	1973.3.8
	青木家住宅	相原町	1977.2.23
	神蔵家住宅	金井	1977.2.24
	妙福寺本堂・鐘楼門・ 高麗門（総門）	三輪町 妙福寺	1984.2.24
	天神社本殿	南大谷 天神社	1984.2.24
	阿弥陀三尊像	原町田 勝楽寺	1985.4.17
	阿弥陀三尊像	本町田 養運寺	1985.4.17
	阿弥陀如来坐像・地藏菩薩立像	相原町 円林寺	1985.4.17
	釈迦如来坐像	小山町 宝泉寺	1985.4.17
	菩薩立像脇侍像	小山町 福生寺	1987.11.13
	誕生釈迦仏立像	成瀬 東雲寺	1987.11.13
	聖徳太子立像	鶴間 円成寺	1987.11.13
	薬師如来坐像	野津田町 薬師堂	1987.12.11
	箭幹八幡宮隨身門	矢部町 箭幹八幡宮	1990.2.14
	熊野神社本殿	三輪町 熊野神社	1990.2.14
	村野常右衛門生家	小野路町 野津田公園内	1994.7.11
	能ヶ谷出土銭遺跡出土品一式	下小山田町 考古資料室	1997.3.25
	北条氏照朱印状 永禄5（1562）年7月5日	野津田町 自由民権資料館	2010.12.22
	北条氏照朱印状 永禄8（1565）年3月20日	野津田町 自由民権資料館	2010.12.22
	彫刻付大形石棒	下小山田町 考古資料室	2011.12.16
	土偶一式	下小山田町 考古資料室	2011.12.16
	深鉢形土器	下小山田町 考古資料室	2011.12.16
	細野喜代四郎書斎（処静小斎）	町田市教育委員会	2011.12.16
	隆起線文土器	下小山田町 考古資料室	2012.12.14

区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
市・有形 文化財	爪形文土器	下小山田町 考古資料室	2012.12.14
	南多摩郡各町村縮図	野津田町 自由民権資料館	2012.12.14
	中空土偶頭部	下小山田町 考古資料室	2014.1.10
	クルミ形土器	下小山田町 考古資料室	2015.1.9
	細野利平家（角屋）ガラス乾板	野津田町 自由民権資料館	2015.1.9
	村野常右衛門関係史料	野津田町 自由民権資料館	2017.1.13
	なすな原遺跡出土透かし彫り土製耳飾り一式（12点）	下小山田町 考古資料室	2018.1.24
	日枝神社本殿	鶴間 日枝神社	2018.1.24
市・無形 民俗 文化財	金井の獅子舞	金井町 八幡神社	1963.10.22
	丸山獅子舞	相原町 諏訪神社	1963.10.22
	矢部八幡宮獅子舞	矢部町 箭幹八幡宮	1963.10.22
	大戸囃子	相原町 八雲神社	1963.10.22
	三ツ目囃子	小山町 日枝神社	1963.10.22
市・登録 有形 文化財	西谷戸横穴墓群出土圭頭大刀	下小山田町 考古資料室	2016.1.8
	野津田神社幟（石阪昌孝揮毫）	野津田町 自由民権資料館	2016.1.8
	善寧児先生碑 （通称 ジェンナー碑）	相原町 清水寺	2016.1.8
国・史跡	高ヶ坂石器時代遺跡 （牢場、稻荷山、八幡平）	高ヶ坂	1926.2.24
都・史跡	田端環状積石遺構	小山町	1971.3.29
	青木家屋敷	相原町	1980.2.21
	小山田1号遺跡	小山田桜台	1985.3.18
	本町田遺跡	本町田	1992.3.30
	西谷戸横穴墓群	三輪緑山	1992.3.30
	下三輪玉田谷戸横穴墓群	三輪町	2008.3.26
市・史跡	（通称）代官屋敷	金井	1964.11.25
	木曽一里塚	木曽西	1969.9.2
	三輪白坂横穴群	三輪町	1975.10.27
	白洲次郎・正子旧宅	能ヶ谷	2002.11.14
都・旧跡	相原かま跡	相原町	1926.4
	井出の沢古戦場	本町田 菅原神社付近	1926.4
都・名勝	福王寺旧園地（薬師池公園）	野津田町	1998.3.13
市・旧跡	伝鎌倉井戸（鎌倉古道推定地）	山崎町	2021.3.15
	凌霜館跡	野津田町 自由民権資料館敷地内	2023.6.27
市・天然記 念物	アカガシ群落	相原町 清水寺内	1964.11.25
	シダレザクラ	小山町 小山市民センター内	1964.11.25
	シイ	小野路町 （個人所有）	1964.11.25

東京都災害拠点病院一覧

(2023.4.1 現在)

二次保健 医療圏	名 称	所 在 地	電 話 番 号
区中央部 ☆	日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	03-3293-1711
	三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	03-3862-9111
	聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	03-3541-5151
	東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17	03-3451-8211
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18	03-3433-1111
	北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1	03-3444-6161
	虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111
	日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	03-3822-2131
	東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	03-3823-2101
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	03-3813-3111
	東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411
	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	03-3833-8381
区南部 ☆	昭和大学病院	品川区旗の台 1-5-8	03-3784-8000
	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	03-3448-6111
	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	03-3762-4151
	大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	03-3775-3111
	東京都立荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	03-5734-8000
	東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	03-3742-7301
	池上総合病院	大田区池上 6-1-19	03-3752-3151
区西南部 ★	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1	03-3300-0366
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171
	日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田 4-8-1	03-3700-1151
	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10	03-3444-1181
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	03-3400-1311
区西部 ☆	東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	03-3342-6111
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町 35	03-3353-1211
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	03-3353-8111
	東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	03-5273-7711
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	03-3202-7181
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	03-3382-1231
	東京警察病院	中野区中野 4-22-1	03-5343-5611
	荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	03-3399-1101
区西北部 ☆	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1	03-3383-1281
	東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941-3211
	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963-3311
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111
	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964-1141
	東京都立豊島病院	板橋区栄町 33-1	03-5375-1234
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-5-1	03-3979-3611
区東北部 ☆	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111
	東京女子医科大学附属足立医療センター	足立区江北 4-33-1	03-3857-0111
	西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700
	苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111
	東京都立東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111
	平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

二次保健医療圏	名 称	所 在 地	電 話 番 号
区東部	☆ 東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	03-3633-6151
	東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	03-5655-1120
	江東病院	江東区大島 6-8-5	03-3685-2166
	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	03-5632-3111
	がん研究会有明病院	江東区有明 3-8-31	03-3520-0111
	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	03-6204-6000
	東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	03-5605-8811
	江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	03-3673-1221
	森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	03-5679-1211
西多摩	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111
南多摩	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611
	東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	042-639-1111
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	042-371-2111
	東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	042-377-0931
	町田市市民病院	町田市旭町 2-15-41	042-722-2230
	南町田病院	町田市鶴間 4-4-1	042-799-6161
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677
北多摩西部	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511
	立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131
	東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411
北多摩南部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111
	☆ 東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151
北多摩北部	☆ 公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535
	東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

神奈川県災害医療拠点病院

<※参考>

災害医療拠点病院（近隣の神奈川県災害医療拠点病院）

災害時における災害医療拠点病院による医療は、本市の場合、東京都の災害拠点病院によるのが第一義的であるが、災害の程度により「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成22年4月1日制定）により、受入れが可能になるためここに近隣の施設を記載する。

（2022.7.1 現在）

医療圏	名 称	所 在 地	電話番号
横浜	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	045-971-1151
	横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	045-474-8111
	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	045-979-7000
	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	045-576-3000
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	045-366-1111
	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	045-221-8181
	横浜州市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	045-331-1961
	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621
	横浜州市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	045-261-5656
	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	045-832-1111
	横浜州市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	045-787-2800
	横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	045-782-2101
	横浜州市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	045-628-6100
川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	044-977-8111
	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	044-844-3333
	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	044-933-8111
川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	044-233-5521
	関東労災病院	川崎市中区木月住吉町 1-1	044-411-3131
	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中区小杉町 1-383	044-733-5181
	川崎市立井田病院	川崎市中区井田 2-27-1	044-766-2188
相模原	北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-8111
	相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	042-772-4291
	相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	042-784-1101
横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	046-822-2710
	横須賀州市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136
	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	0467-46-1717
湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111
	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	0467-52-1111
湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	0463-93-1121
	平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	0463-32-0015
	秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	0463-81-3721
県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	046-221-1570
	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	046-260-0111
県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	0465-83-0351
	小田原市立病院	小田原市久野 46	0465-34-3175

出典：神奈川県地域防災計画 地震災害対策マニュアル・資料

市内の災害拠点連携病院一覧

(2023.4.1 現在)

地区	名 称	電話番号	所在地	都指定	市指定
相原 小山	ふれあい町田ホスピタル	042-798-1121	小山ヶ丘 1-3-8		○
忠生	多摩丘陵病院	042-797-1511	下小山田町 1401	○	
	町田脳神経外科	042-798-7337	根岸町 1009-4		○
	町田病院	042-789-0502	木曽東 4-21-43	○	
鶴川	鶴川サナトリウム病院	042-735-2222	真光寺町 197	○	
	鶴川記念病院	044-987-1311	三輪町 1059-1		○
町田	町田胃腸病院	042-726-6511	旭町 1-17-21	○	
	あけぼの病院	042-728-1111	中町 1-23-3		○
南	町田慶泉病院	042-795-1668	南町田 2-1-47	○	

※ 災害拠点病院である町田市民病院、南町田病院は、発災後の時期においては重症者向けに集中的治療を行う拠点となるため、災害拠点連携病院とは一線を画す。

※ 本表には、東京都の定める災害拠点連携病院のほか、同病院が果たす役割と同様の役割を担う災害時医療の拠点として、町田市が、町田市医師会との協議のもと、独自に定める病院も含む。

市内の透析医療機関一覧

(2024.2.1 現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
町田市民病院	旭町 2-15-41	722-2230
南町田病院	鶴間 4-4-1	799-6161
あけぼの病院	中町 1-11-11	728-1111
医療法人社団慶泉会 町田慶泉病院	南町田 2-1-47	795-1668
医療法人社団善仁会 鶴川駅前クリニック	能ヶ谷 1-3-2 大黒屋ビル 3F	737-2113
医療法人社団善仁会 成瀬腎クリニック	成瀬が丘 2-27-1 FS ビル 4F	862-0077
医療法人社団 康心会 ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	798-1121
医療法人新光会 グランハート透析クリニック	山崎町 2055 番地 2	789-1881

市内の救急告示医療機関一覧

(2023.2.1 現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
町田市民病院	旭町 2-15-41	722-2230
医療法人社団慶泉会 町田慶泉病院	南町田 2-1-47	795-1668
医療法人社団創生会 町田病院	木曽東 4-21-43	789-0502
医療法人社団幸隆会 多摩丘陵病院	下小山田町 1491	797-1511
医療法人社団正志会 南町田病院	鶴間 4-4-1	799-6161
医療法人社団三友会 あけぼの病院	中町 1-23-3	728-1111
医療法人社団三翔会 町田脳神経外科	根岸町 1009-4	798-7337
医療法人社団三医会 鶴川記念病院	三輪町 1059-1	044-987-1311
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	042-798-1121

出典：都保健医療局 救急医療機関一覧

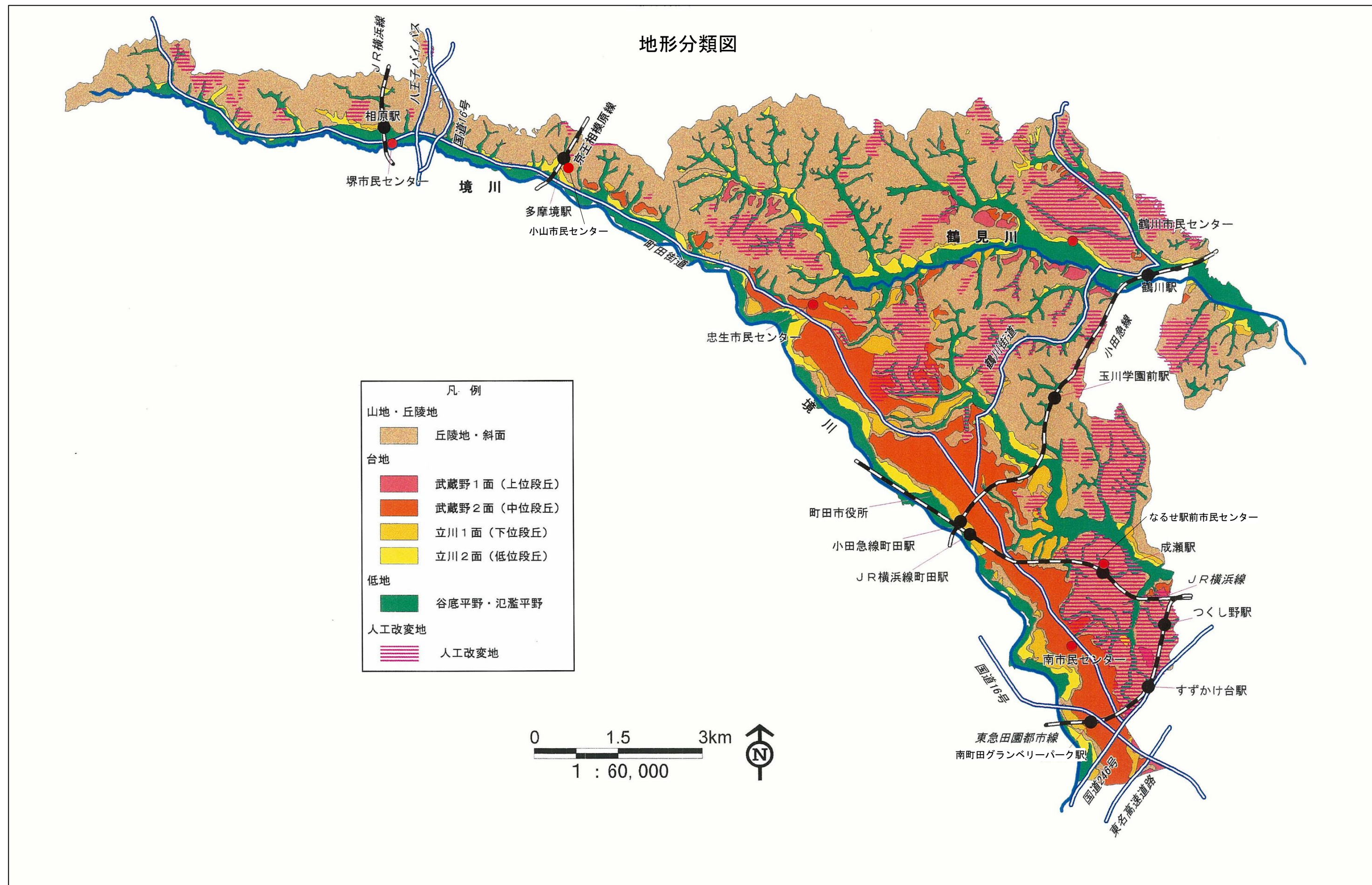
火葬場一覧

(2023.4.1 現在)

	名 称	所在地	電話番号	経 営
多 摩 地 区	南多摩斎場	町田市上小山田町 2147	042-797-7641	一部組合
	青梅市火葬場	青梅市永淵 5-743	0428-22-3918	青 梅 市
	瑞穂斎場	瑞穂町富士山栗原新田 244	042-557-0064	一部組合
	ひので斎場	日の出町大字平井 3092	042-597-2131	一部組合
	八王子市営斎場	八王子市山田町 1681-2	0426-64-5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平 3-28-8	0425-83-8888	日 野 市
	立川聖苑	立川市羽衣町 3-20-18	042-522-2730	一部組合
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町 1-3	042-367-7788	府 中 市
	多磨葬祭場	府中市多磨町 2-1-1	042-361-2174	民 営
近 隣 地 区	相模原市営斎場	相模原市古淵 5-26-1	042-744-3330	相模原市
	大和斎場	大和市西鶴間 8-10-8	046-264-5566	一部組合
	西寺尾火葬場	横浜市神奈川区松見町 2-418	045-421-0850	民 営
	横浜市戸塚斎場	横浜市戸塚区鳥が丘 10-5	045-864-7001	横 浜 市
	横浜市南部斎場	横浜市金沢区みず木町 1	045-785-9411	横 浜 市
	横浜市久保山斎場	横浜市西区元久保町 3-1	045-231-3060	横 浜 市
	横浜市北部斎場	横浜市緑区長津田町 5125-1	045-921-5700	横 浜 市
	かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延 6-18-1	044-822-3171	川 崎 市
	かわさき南部斎苑	川崎市川崎区夜光 3-2-7	044-277-8146	川 崎 市
	厚木市斎場	厚木市下古沢 548	046-281-8595	厚 木 市

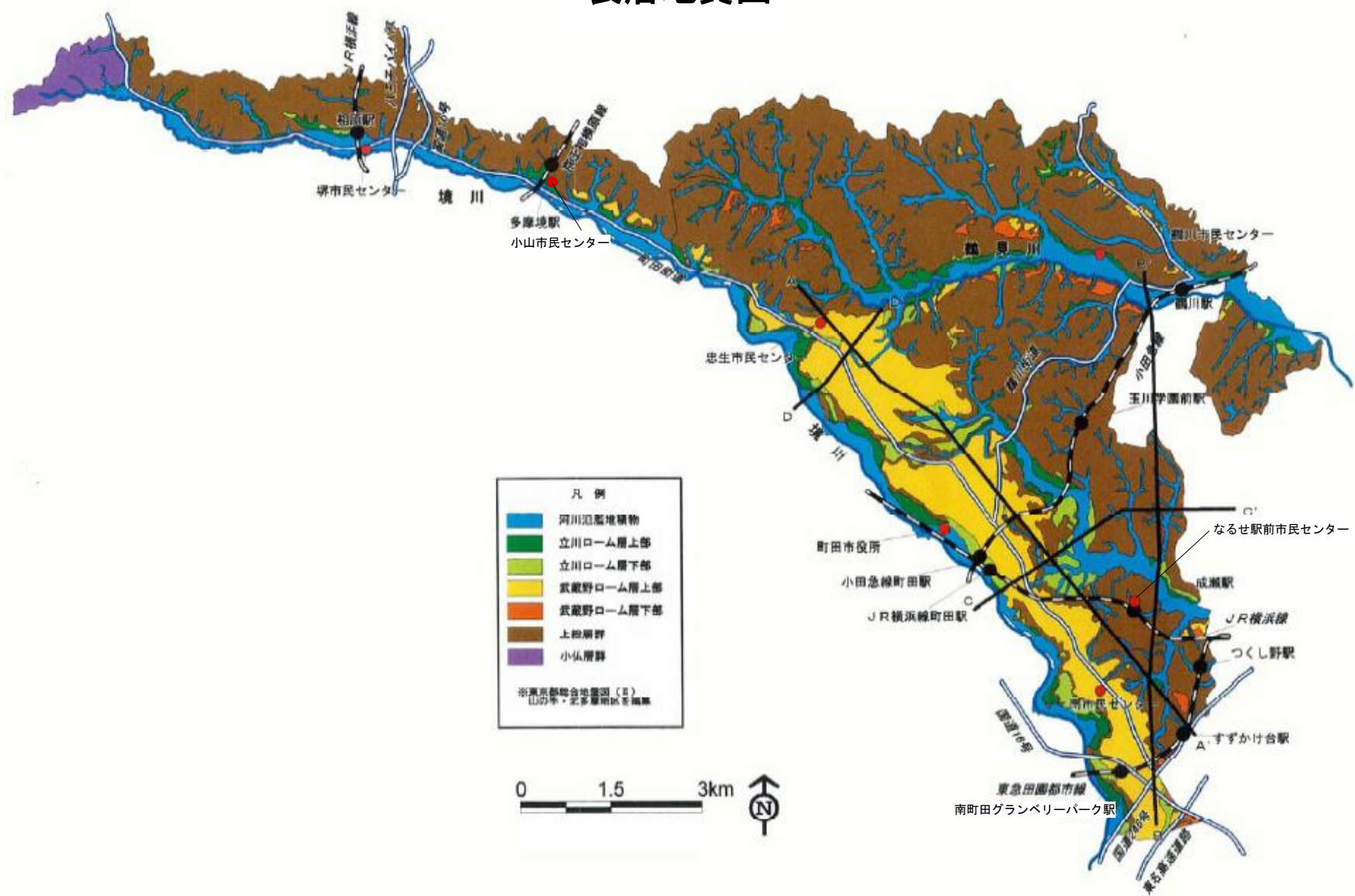
出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

第4章 災害環境

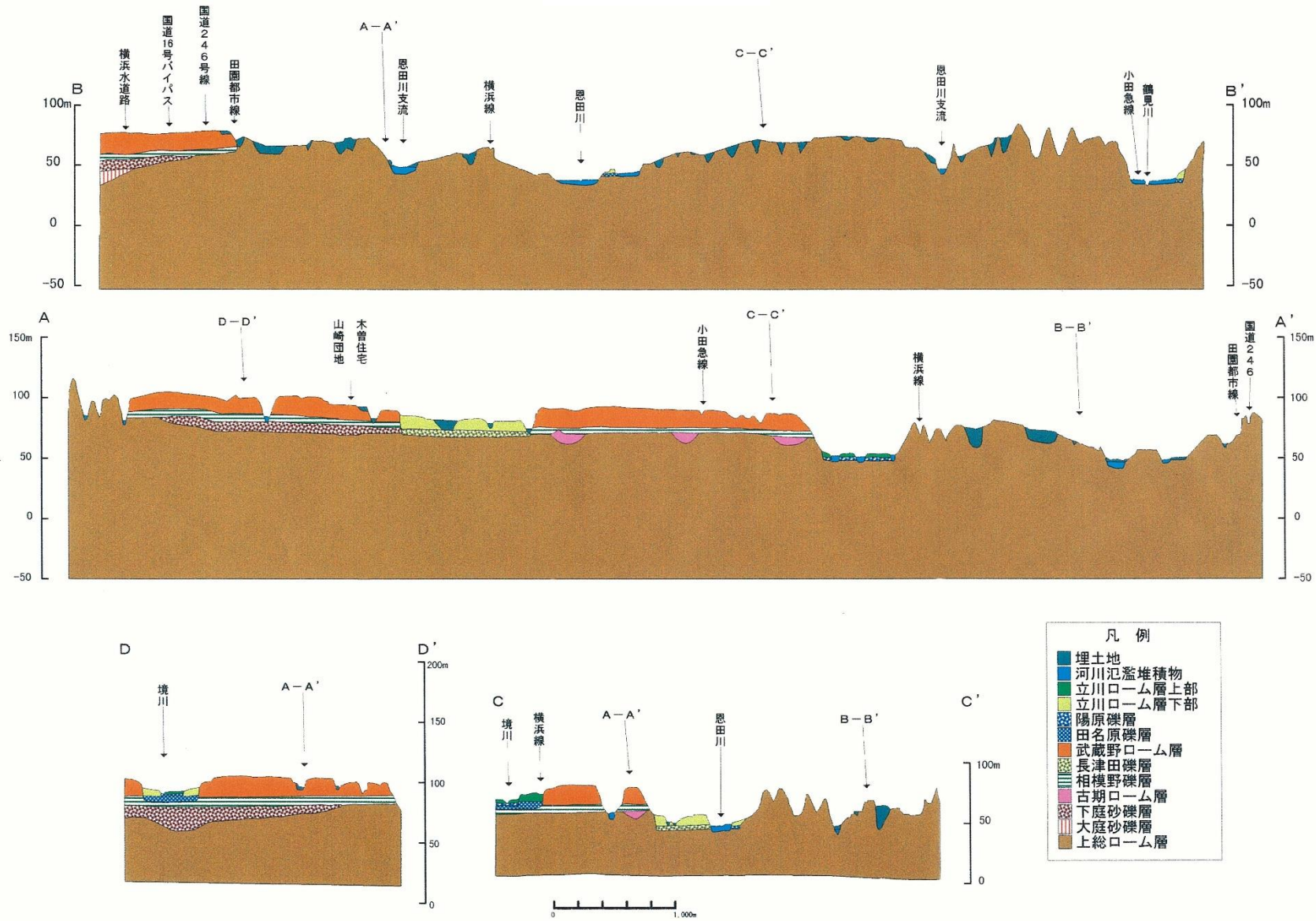


表層地質図・地質断面図

表層地質図



地質断面図



風水害等履歴一覧

発生年	月 日	災害種	災害名	人的被害		住 家 被 害												非住家		罹災世帯	罹災者数	道路冠水	道路破損	がけ崩れ	その他	気 象 状 況					
				死者	負傷者	全 壊			半 壊			一部破損			床上浸水			床下浸水								公共建物	その他	時間最大雨量	累積雨量	観測点	その他
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟							
昭和41年	6. 28	水害	台風 4 号											166			269							18		27			290 mm		
	9. 26	水害	台風 26 号											410			1,052							16		35					
昭和45年	7. 1～6	水害	集中豪雨 台風 2 号														295														
昭和46年	8. 31	水害	台風 23 号											17			366							21		7			176 mm		
昭和47年	7. 12 ～16	水害	集中豪雨 台風 6 号											214			403							75		22			202 mm		
	9. 15	水害	台風 20 号											5			79							32		15			265. 5 mm		
昭和49年	8. 25	水害	台風 14 号											1																	
	9. 1	水害	台風 16 号											2			45														
昭和50年	6. 10	水害	集中豪雨											3			26											75 mm			
	8. 23	水害	集中豪雨														3														
昭和51年	9. 8 ～11	水害	台風 17 号											123			205							20		128			297 mm		
昭和52年	5. 15	水害	大雨														8														
	7. 7	水害	雷雨											6			76											60 mm			
	8. 17 ～19	水害	集中豪雨											1			10														
	9. 8 ～10	水害	台風 9 号											2			21											192 mm			
昭和53年	4. 6～7	水害	集中豪雨											36			139											100 mm			
	7. 10 ～11	水害	集中豪雨											22			76											71 mm			
昭和54年	3. 24	水害	集中豪雨											10			23											104 mm			
	9. 4	水害	台風 12 号														5											55 mm			
	10. 1	水害	台風 16 号											1			19														
	10. 19	水害	台風 20 号											2			30											158. 5 mm			
昭和56年	4. 20	水害	集中豪雨														4											85. 5 mm			
	7. 22	水害	集中豪雨														1														
	10. 22	水害	台風 24 号											5			17											198. 5 mm			
昭和57年	6. 21	水害	集中豪雨														2														
	7. 31	水害	大雨														25														
	8. 1～2	水害	台風 10 号														34														
	9. 12	水害	台風 18 号											8			91											221 mm			
	11. 30	水害	集中豪雨														12											93 mm			
昭和58年	8. 15 ～17	水害	台風 5・6 号														1											150 mm			
昭和59年	6. 23	水害	集中豪雨														1											71. 5 mm			
	7. 27	水害	大雨											2	2	9	2	2	11								73 mm (27 日 17:00～18:00)	91 mm (27 日 16:00～19:00)	蓮菜橋		
昭和60年	6. 30 ～7. 1	水害	台風 6 号								1	1	6	3	3	16	8	8	26		1	3	16					52 mm (30 日 21:10～22:10)	235 mm (29 日 19:00～1 日 4:00)	高尾	
	7. 12	水害	大雨														9	9	30											(雷雨注意報)	
昭和63年	8. 11 ～12	水害	大雨											8			18							41	11	23	1	70 mm (11 日 18:00～19:00)	310 mm (10 日 10:50～12 日 10:00)	八王子	(大雨・洪水警報)
	8. 25	水害	大雨											4			14							1			18 mm (25 日 17:50～18:50) 43 mm (25 日 18:30～19:30) 30 mm (25 日 18:30～19:30)	51 mm (25 日 9:00～26 日 1:00) 84 mm (25 日 10:00～26 日 7:00) 90 mm (25 日 9:00～26 日 8:00)	駅前 図師 蓬萊橋	(大雨・洪水・雷注意報)	
平成元年	8. 1	水害	大雨													3	3	9					2				1			(大雨・洪水警報、雷注意報)	
	8. 10	水害	大雨					1																							
	8. 27	水害	台風 17 号														4							5	2	1				(大雨・洪水警報、強風・雷注意報)	
	9. 19 ～20	水害	台風 22 号																					1						(暴風・大雨・洪水警報、雷注意報)	

発生年	月 日	災害種	災害名	人的被害		住 家 被 害															非住家		罹災世帯	罹災者数	道路冠水	道路破損	がけ崩れ	その他	気 象 状 況					
				死者	負傷者	全 壊			半 壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他							時間最大雨量	累積雨量	観測点	その他		
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人													棟	世帯
平成2年	8. 8	水害	大雨														13											72 mm (8 日 21:00～22:00) 64 mm (8 日 20:30～21:30)	86 mm (8 日 19:20～8 日 22:30) 75 mm (8 日 19:40～8 日 22:00)	町田 蓬莱橋	(大雨・洪水警報、雷注意報)			
	8. 10	水害	台風 11 号																							1		30 mm (9 日 11:50～12:50)	180 mm (9 日 9:00～11 日 8:00)	八王子	(大雨・洪水・暴風警報・雷注意報)			
	9. 19 ～20	水害	台風 19 号								1																	23 mm (9 日 18:00～19:00)	80 mm (19 日 18:10～20 日 2:30)	八王子	(大雨・洪水警報、雷・強風注意報)			
	9. 3	水害	台風 20 号											2			3							1		1	1	36 mm (30 日 15:40～16:40)	206 mm (30 日 4:20～30 日 23:00)	八王子	(大雨・洪水警報、雷・強風注意報)			
	11. 3	水害	台風 28 号														4							7	1	5		31 mm (30 日 16:20～17:20)	253 mm (30 日 0:00～30 日 18:40)	東大和	(大雨・洪水警報、雷・強風注意報)			
平成3年	9. 7～9	水害	台風 15 号																													(大雨・洪水・暴風警報、雷注意報)		
	9. 19 ～20	水害	台風 18 号	1		1			3			8			29		53											51 mm (19 日 : ~ :) 47 mm (18 日 : ~ :)	203 mm (19 日 0:00～30 日 10:50) 245 mm (19 日 0:00～30 日 10:50)	町田 図師	(大雨・洪水警報、強風・雷注意報)			
	10. 11 ～13	水害	台風 21 号											1													11 mm (18 日 0:00～1:00)	58 mm (12 日 9:30～13 日 9:30)	八王子	(大雨・洪水・暴風警報、雷注意報)				
	8. 26 ～27	水害	台風 11 号														2								2	27						(大雨・洪水警報)		
	11. 14	水害	大雨														1																(大雨・雷・洪水注意報)	
平成7年	8. 22	水害	大雨											1			5								1	8							(大雨・洪水警報、雷注意報)	
	9. 16 ～17	水害	台風 12 号								4																	15 mm (17 日 9:20～10:20)	161 mm (16 日 5:17～18 日 15:30)	東久留米	(大雨・洪水・暴風警報、雷注意報)			
平成8年	7. 21	水害	大雨																						2		7		48 mm (21 日 3:30～4:30) 45 mm (21 日 4:00～5:00)	185 mm (21 日 0:00～21 日 12:00) 178 mm (21 日 0:00～21 日 12:00)	図師 蓬莱橋	(大雨・洪水警報、雷注意報)		
	9. 21 ～22	水害	台風 17 号									15					1			2				1		1	3	31 mm (22 日 10:00～11:00) 31 mm (22 日 10:00～11:00) 31 mm (22 日 10:00～11:00) 30 mm (22 日 10:00～11:00)	120 mm (21 日 18:20～22 日 11:00) 127 mm (21 日 18:20～22 日 11:00) 134 mm (21 日 18:20～22 日 11:00) 126 mm (21 日 18:20～22 日 11:00)	蓮葉橋 下川戸橋 図師 町田	(大雨・洪水・暴風警報)			
平成9年	4. 7	水害	大雨																							1	3	24 mm (7 日 17:40～18:40)	40 mm (7 日 0:00～7 日 24:00)	下川戸橋	(雷・濃霧注意報)			
	5. 21	水害	大雨																1							1		20 mm (21 日 22:40～23:40)	36 mm (21 日 13:00～22 日 7:00)	図師	(大雨・洪水・雷注意報)			
	6. 20	水害	台風 7 号								3	3	8							4							155	35 mm (20 日 5:10～6:10)	174 mm (20 日 0:00～20 日 24:00)	蓬莱橋	(大雨・洪水・暴風警報)			
	8. 23	水害	大雨																							4	35 mm (23 日 21:00～22:00)	64 mm (23 日 16:00～24 日 3:00)	蓬莱橋	(大雨・洪水警報)				
	11. 29	水害	大雨																							4			10 mm (29 日 23:00～30 日 2:00)		町田			
平成10年	7. 30	水害	大雨											2	2	6	22			8				29	13		1	84 mm (30 日 14:40～15:40)	101 mm (30 日 11:00～30 日 24:00)	図師	(大雨・洪水警報)			
	8. 28	水害	大雨														6	6	21		1			4				53 mm (28 日 5:50～6:50)	260 mm	蓬莱橋	(大雨・洪水警報)			
	9. 15	水害	台風 5 号																				4		1	1	41 mm (15 日 21:50～22:50)	179 mm (15 日 1:00～16 日 15:00)	町田	(大雨・洪水・暴風警報)				
平成11年	4. 11	水害	大雨																						1	1	1		10 mm (10 日 14:00～11 日 23:00)		町田	(大雨・洪水警報)		
	7. 21	水害	集中豪雨																1			2					30 mm (21 日 16:12～17:12)	34 mm (21 日 14:00～22 日 0:00)	町田	(大雨・洪水・雷注意報)				
	8. 14	水害	大雨														3	3	12		2			13	9	10		42 mm (14 日 16:49～17:49)	279 mm (13 日 14:00～15 日 3:00)	図師	(大雨・洪水警報)			
平成12年	4. 10	水害	大雨																	1				4	1	3	5			78 mm (10 日 15:00～11 日 4:00)		町田	(大雨・洪水・雷注意報)	
	7. 8	水害	台風 3 号																				5	2	3	9			29 mm (8 日 1:31～2:31)	163 mm (7 日 16:00～8 日 10:00)	町田	(大雨・洪水警報)		
	9. 12	水害	集中豪雨														9	9	30	1			1		2	1			54 mm (12 日 7:47～8:47)	219 mm (11 日 3:00～12 日 16:00)	蓬莱橋	(大雨・洪水警報)		
	9. 16	水害	集中豪雨														11	11	30				4	2	2	5			35 mm (16 日 9:51～10:51)	201 mm (15 日 23:00～17 日 16:00)	図師	(大雨・洪水警報)		
平成13年	7. 25	水害	大雨														1	1	4					1					54 mm (25 日 14:25～15:25)	71 mm (25 日 12:00～26 日 5:00)	町田	(大雨・洪水警報)		
	8. 21	水害	台風 11 号																					16	1		22			30 mm (22 日 7:26～8:26)	170 mm (21 日 0:00～22 日 19:00)	下川戸橋	(大雨・洪水・強風注意報)	
	9. 11	水害	台風 15 号								4	4	15							3							12			33 mm (10 日 9:30～10:30)	221 mm (8 日 15:00～12 日 17:00)	図師	(大雨・洪水・強風警報)	
平成14年	8. 19	水害	台風 13 号																					19	3				38 mm (19 日 1:31～2:31)	147 mm (18 日 0:00～21 日 0:00)	下川戸橋	(大雨・洪水警報)		
	9. 9	水害	集中豪雨												1	1	1				3			4			5			61 mm (9 日 18:47～19:47)	62 mm (9 日 16:00～10 日 2:00)	町田	(大雨・洪水警報)	
	10. 1	水害	台風 21 号														2	2	6		3			50	5	8	2			50 mm (1 日 16:46～1 日 17:46)	147 mm (30 日 22:00～2 日 4:00)	図師	(大雨・洪水・暴風警報)	
平成15年	6. 25	水害	集中豪雨																					6					44 mm (25 日 6:52～10:52)	77 mm (23 日 7:00～25 日 12:00)	下川戸橋	(大雨・洪水・雷注意報)		
	8. 9	水害	台風 10 号																							12			33 mm (9 日 5:00～9 日 16:30)		町田	(大雨・洪水・雷注意報)		
	8. 15	水害	集中豪雨																	1			2			2			23 mm (15 日 5:37～6:37)	267 mm (14 日 0:00～17 日 7:00)	町田	(大雨・洪水警報)		
	10. 13	水害	集中豪雨														2	2	2				1						59 mm (13 日 13:10～14:10)	59 mm (13 日 11:00～13 日 16:00)	町田	(大雨・洪水・雷・強風注意報)		
平成16年	6. 21	水害	台風 6 号									1	1	4													14			8 mm (21 日 15:00～16:00)	18.5 mm (21 日 11:00～21 日 21:00)		(大雨・強風・洪水注意報)	
	10. 9	水害	台風 22 号									1	1	4	2	2	7	2	2	5		1	2	7	12	3	26	26			32.5 mm (9 日 17:00～18:00)	292.5 mm (8 日 12:00～9 日 19:00)		(大雨・洪水警報)
	10. 20	水害	台風 23 号																					4		4	47			18 mm (20 日 16:00～17:00)	164 mm (19 日 9:00～21 日 8:00)	町田	(大雨・強風・洪水注意報)	
	12. 5	風害	低気圧																															

発生年	月 日	災害種	災害名	人的被害		住 家 被 害												非住家		罹災世帯	罹災者数	道路冠水	道路破損	がけ崩れ	その他	気 象 状 況						
				死 者	負傷者	全 壊			半 壊			一部破損			床上浸水			床下浸水								公共建物	その他	時間最大雨量	累積雨量	観測点	その他	
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯							人
平成17年	5. 15	風害	低気圧																1												(雷注意報)	
	8. 8	水害	大雨											1	1	2					1				3	1	1	1	5. 5 mm (8 日 19:00～20:00)	9 mm (8 日 18:00～8 日 21:00)		(大雨・洪水警報)
	8. 25	水害	台風 11 号																								2	19 mm (25 日 11:00～12:00)	112 mm (25 日 1:00～26 日 5:00)		(大雨・洪水・雷注意報)	
	9. 4	水害	集中豪雨														10	10	20		7			27			2	91. 5 mm (4 日 21:00～22:00)	150. 5 mm (4 日 20:00～5 日 1:00)		(大雨・洪水警報)	
平成18 年	4. 3	風害	強風																								3				(大雨・洪水警報)	
	5. 24	水害	集中豪雨																					3		1					(大雨・洪水警報)	
平成19 年	5. 31	水害	集中豪雨																					4				30 mm (31 日 17:00～18:00)	64. 5 mm (31 日 17:00～23:00)	町田	(大雨・洪水警報)	
	7. 14 ～15	水害	台風 4 号																					3	1		8	14 mm (15 日 8:00～9:00)	168 mm (14 日 7:00～15 日 20:00)	町田	(大雨・洪水警報)	
	7. 29 ～30	水害	大雨													2	2						6			4	48 mm (29 日 21:00～22:00)	72 mm (29 日 14:00～24:00)	忠生	(大雨・洪水警報)		
	9. 5 ～7	水害	大雨 台風 9 号											1	1		1	1			1	5	10			47	63. 5 mm (5 日 8:00～9:00)	286 mm (5 日 7:00～7 日 10:00)	忠生	(大雨・洪水警報)		
	10. 26 ～27	水害	台風 20 号																							5	12 mm (27 日 17:00～18:00)	107 mm (26 日 8:00～27 日 22:00)	忠生	(大雨・洪水警報)		
平成20 年	5. 20	水害	大雨																					1			5	39. 5 (8 日 7:00～8:00)	120. 5 mm (19 日 21:00～20 日 10:00)	金森	(大雨・洪水警報)	
	8. 5	水害	大雨											1	1									2			3	45 mm (5 日 16:00～17:00)	62. 5 mm (5 日 16:00～17:00)	忠生	(大雨・洪水警報)	
	8. 29～ 8. 31	水害	集中豪雨											14	14		46	46		17	2	4		10		130	105 mm (29 日 3:00～4:00)	247 mm (28 日 19:00～31 日 2:00)	忠生	(大雨・洪水警報)		
	9. 4	水害	大雨																							1	32. 5 mm (4 日 19:00～20:00)	71. 5 mm (4 日 12:00～5 日 3:00)	鶴川	(大雨・洪水警報)		
	9. 7	水害	大雨																							1	25 mm (7 日 18:00～19:00)	34 mm (7 日 18:00～22:00)	相原	(大雨・洪水警報)		
	9. 19	水害	台風 13 号																							1	16. 5 mm (19 日 23:00～24:00)	67. 5 mm (19 日 20:00～20 日 6 : 00)	相原	(大雨・洪水警報)		
平成21 年	1. 31	水害	大雨																					3			1	15 mm (31 日 6:00～7:00)	119 mm (30 日 8:00～31 日 10:00)	相原	(大雨・洪水警報)	
	4. 25	水害	大雨																					1				9. 5 mm (25 日 16:00～17:00)	60 mm (25 日 8:00～23:00)	相原	(大雨・洪水警報)	
	8. 10	水害	大雨																					1				52 mm (10 日 7:00～8:00)	71. 5 mm (10 日 4:00～14:00)	相原	(大雨・洪水警報)	
	10. 8	水害	台風 18 号																					1				33 mm (8 日 3:00～4:00)	149 mm (7 日 22:00～8 日 10:00)	相原	(大雨・洪水警報)	
平成22 年	6. 28	水害	大雨											1	1									1			2	43 mm (28 日 17:00～18:00)	44 mm (28 日 17:00～19:00)	鶴川	(大雨・洪水警報)	
	8. 19	水害	大雨																							1	7 mm (19 日 21:00～22:00)	9 mm (19 日 18:00～22:00)	相原	(大雨・洪水警報)		
	9. 23	水害	大雨																							1	43. 5 mm (23 日 12:00～13:00)	143. 5 mm (23 日 10:00～24 日 1 : 00)	相原	(大雨・洪水警報)		
	12. 3	水害	大雨													4	4						38	6		88	48. 5 mm (3 日 8:00～9:00)	118. 5 mm (3 日 2:00～10:00)	金森	(大雨・洪水警報)		
平成23 年	6. 30	水害	大雨																							3	43 mm (30 日 16:00～17:00)	50 mm (30 日 16:00～18:00)	金森	(大雨注意報)		
	8. 26	水害	大雨											1	1		2	2					7		2	16	51. 5 mm (26 日 15:00～16:00)	136 mm (26 日 15:00～24:00)	金森	(大雨・洪水警報)		
	9. 21	風水害	台風 15 号								4	4											2			115	25 mm (21 日 17:00～18:00)	203 mm (20 日 20:00～21 日 21:00)	金森	(大雨・洪水・暴風警報)		
平成24 年	4. 3	風害	強風																							5	22 mm (3 日 18:00～19:00)	57 mm (3 日 15:00～21:00)	相原	(強風・雷注意報・竜巻注意情報)		
	5. 3	水害	大雨																							1	18 mm (3 日 5:00～6:00)	179. 5 mm (2 日 4:00～3 日 15:00)	相原	(大雨警報)		
	9. 30	風水害	台風 17 号																	2						19	13 mm (30 日 20:00～21:00)	38. 5 mm (30 日 13:00～23:00)	相原	(暴風警報)		

発生年	月 日	災害種	災害名	人的被害		住 家 被 害															非住家		罹災世帯数	道路冠水	道路破損	がけ崩れ	その他	気 象 状 況									
				死者	負傷者	全 壊			半 壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			公共建物棟	その他棟						世帯	人	箇所	箇所	箇所	箇所	時間最大雨量	累積雨量	観測点	その他
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人																	
平成25 年	4. 6	水害	大雨																					2		1		62mm（6 日 22:00～23:00）	166mm（6 日 14:00～7 日 3:00）	金森	（大雨・洪水警報）						
	9. 5	水害	大雨																		1			1		2	2	45mm（5 日 7:00～8:00）	155mm（4 日 21:00～5 日 10:00）	町田	（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）						
	9. 15 ～16	風水害	大雨 台風 18 号																							2	10	38.5mm（15 日 8:00～9:00）	261.5mm（15 日 3:00～16 日 11:00）	相原	（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）						
	10. 15 ～16	風水害	台風 26 号	1							1	1									1			4			4	32mm（16 日 4:00～5:00）	191mm（15 日 11:00～6 日 7:00）	鶴川	（大雨・洪水・暴風警報）						
平成26 年	2. 14 ～15	雪害	大雪																	1							1					（大雪警報）					
	6. 5 ～7	風水害	大雨・強風																							2	1	21.5mm（6 日 19:00～20:00）	347mm（5 日 15:00～7 日 22:00）	相原	（大雨警報）						
	8. 10	水害	大雨																							1		37mm（10 日 10:00～11:00）	82.5mm（10 日 6:00～13:00）	鶴川	（大雨・洪水警報）						
	10. 5	風水害	台風 18 号								1	1														2	2	37.5mm（6 日 9:00～10:00）	334mm（5 日 3:00～6 日 11:00）	相原	（大雨・洪水・暴風警報、土砂災害警戒情報）						
	10. 13 ～14	風水害	台風 19 号																					3		1	5	33mm（13 日 23:00～24:00）	116mm（13 日 13:00～24:00）	忠生	（大雨警報・竜巻注意情報）						
平成27 年	5. 12 ～13	風水害	台風 6 号																					1			1	29.5mm（12 日 22:00～23:00）	83.5mm（12 日 19:00～24:00）	金森	（大雨・洪水・雷・強風注意報）						
	7. 16 ～17	水害	台風 11 号																					4		1	1	35.5mm（16 日 5:00～6:00）	217.5mm（16 日 1:00～17 日 12:00）	相原	（大雨警報・土砂災害警戒情報）						
	9. 9 ～10	水害	台風 18 号																					9	1		1	42mm（9 日 15:00～16:00）	239mm（6 日 18:00～9 日 15:00）	相原	（大雨警報・土砂災害警戒情報）						
平成28 年	1. 17 ～18	雪害	大雪																					2			8					（大雪警報）					
	7. 14	水害	大雨																					3			2	38mm（14 日 19:00～20:00）	38.5mm（14 日 19:00～21:00）	鶴川	（大雨・洪水警報）						
	8. 22	風水害	台風 9 号												1	1		1	1					16	10		16	73mm（22 日 11:00～12:00）	221mm（22 日 0:00～17:00）	相原	（大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報）						
平成29 年	6. 21	水害	大雨																					4			25	19.5mm（21 日 14:00～15:00）	93 mm（21 日 8:00～17:00）	森野	（大雨注意報、洪水注意報）						
	7. 4	水害	大雨																							1	17.5mm（4 日 20:00～21:00）	41.5 mm（4 日 19:00～22:00）	相原	（大雨注意報、洪水注意報）							
	10. 22 ～23	風水害	台風 21 号								3	3	9													3	3	45.5mm（23 日 2:00～3:00）	365.5 mm（20 日 18:00～23 日 6:00）	相原	（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）						
平成30 年	3. 9	水害	大雨																	1				2		2		79mm（9 日 3:00～4:00）	218 mm（8 日 7:00～9 日 8:00）	金森	（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）						
	4. 25	水害	大雨																							16	29.5mm（25 日 8:20～9:20）	68 mm（25 日 5:00～10:00）	忠生	（洪水注意報）							
	7. 28	風水害	台風 12 号								1	1	3													6	27mm（28 日 17:00～18:00）	116.5 mm（28 日 2:00～29 日 9:00）	相原	（大雨警報）							
	8. 24	水害	大雨																							2	34mm（24 日 2:10～3:10）	54.5 mm（23 日 19:00～24 日 7:00）	相原	（大雨注意報）							
	9. 5	風水害	台風 21 号								3	3	9															15mm（5 日 2:40～3:40）	15.5 mm（5 日 2:00～5:00）	相原	（大雨注意報）						
	9. 30 ～10. 1	風水害	台風 24 号								47	43	113														401	18.5mm（30 日 14:50～15:50）	98 mm（30 日 14:00～1 日 2:00）	相原	（大雨・洪水警報、洪水注意報）						

発生年	月 日	災害種	災害名	人的被害		住 家 被 害																		非住家		罹災世帯	罹災者数	道路冠水	道路破損	がけ崩れ	その他	気 象 状 況				
				死 者	負傷者	全 壊			半 壊			一部損壊 (準半壊)※			準半壊に至らない※			床上浸水			床下浸水			公共建物棟	その他棟							時間最大雨量	累積雨量	観測点	その他	
						棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人			棟	世帯	人	世帯	人	箇所					箇所
令和元年	5. 21	水害	大雨																										14	21.5mm (21 日 8 : 10～9 : 10)	152.5 mm (20 日 22:00～21 日 14 : 00)	相原	(洪水警報)			
	6. 28	水害	台風 3 号																									1	4mm (27 日 17 : 50～18 : 50)	7mm (27 日 17:00～28 日 5:00)	鶴川					
	9. 8 ～9	風水害	台風 15 号												53	51	129									3		73	19.5mm (9 日 1 : 50～2 : 50)	147mm (8 日 12:00～9 日 8:00)	相原	(大雨警報・洪水警報・暴風警報)				
	10. 11 ～12	風水害	台風 19 号						2	1	2	1	1	1	45	41	103	2	2	5	1	1	3					10	18	25	61mm (12 日 19 : 30～20 : 30)	452mm (11 日 13:00～12 日 21 : 00)	相原	(大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・大雨特別警報)		
令和2年	(風水害等による被害の発生なし)																																			
令和 3 年	3. 13	水害	大雨																										2				17.5mm (13 日 13:10～14:10)	80.5 mm (13 日 0:00～16 : 00)	金森	(洪水注意報)
	7. 3	水害	大雨																										3	25.5mm (3 日 0:00～1:00) 34.0mm (3 日 4:20～5:20)	164.0mm (1 日 18:00～3 日 12 : 00) 129.0mm (1 日 18:00～3 日 12 : 00)	金森 相原	(大雨警報 (土砂災害)、洪水注意報)			
	7. 11	風水害	豪雨												1	1	5																			
	8. 14 ～8. 15	水害	大雨																							3		7	3	41.0mm (15 日 5:00～6:00)	348.5 mm (14 日 23:05～15 日 23 : 00)	相原	(大雨警報 (浸水害、土砂災害)、洪水警報、土砂災害警戒情報)			
	8. 16	風水害	暴風												2	2	5																			
	9. 18	水害	大雨																								1		2	61.0mm (18 日 5:00～6:00) 52.5mm (18 日 5:30～6:30)	157.0 mm (18 日 2:00～13 : 00) 158.0 mm (18 日 2:00～13 : 00)	森野 金森	(大雨警報 (浸水害)、洪水警報)			
	10. 1	風水害	台風 16 号												1	1	3																			
	12. 1	水害	大雨																								2			36.0mm (1 日 5:00～6:00)	132.0 mm (1 日 1:00～7:00)	金森	(大雨注意報、洪水注意報)			
	12. 17	風水害	暴風													3	3	6																		
令和 4 年	3. 13	風水害	暴風												2	2	6																			
	5. 27	水害	大雨																									4	43.5mm (26 日 10:00～11:00)	105.0 mm (26 日 23:00～27 日 17:00)	相原	(大雨注意報、洪水注意報)				
	7. 15	水害	大雨																							2		2	35.0mm (15 日 14:10～15:10) 23.0mm (15 日 15:00～16:00)	73.5 mm (15 日 7:00～19:00) 89.5 mm (15 日 7:00～19:00)	金森 忠生	(大雨注意報、洪水注意報)				
	9. 19	風水害	台風 14 号																									8	29.0mm (19 日 8:00～9:00)	153.0 mm (19 日 0:30～19 日 12:10)	相原	(大雨注意報、洪水注意報)				
	9. 23 ～9. 24	風水害	台風 15 号																									2	25.0mm (24 日 2:40～3:40)	141.5 mm (23 日 1:00～24 日 19:00)	相原	(大雨注意報、洪水注意報)				
令和 5 年	2. 10	雪害	大雪												1	1	3												3					(大雪警報)		
	6. 2 ～6. 3	風水害	台風 2 号												4	4	8										5	7	4	77	38.5mm (3 日 0:10～1:10) 39.0mm (3 日 0:00～1:00)	296.0mm(2 日 1:00～3 日 11:00) 293.5mm(2 日 1:00～3 日 11:00)	鶴川 忠生	(大雨警報 (浸水害)、洪水警報)		
	7. 3	風水害	暴風												1	1	2																			
	7. 4	風水害	豪雨												1	1	4																			
	9. 8	風水害	台風 13 号																								1		11	19.0mm (8 日 6:10～7:10) 25.0mm (8 日 7:20～8:20)	84.0mm (8 日 1:00～14:00) 83.0mm (8 日 1:00～14:00)	忠生 相原	(大雨注意報、洪水注意報)			

※災害救助事務取扱要領の令和元年 10 月改正に伴い令和元年度から「一部破損」を「一部損壊(準半壊)」 「準半壊に至らない」に変更

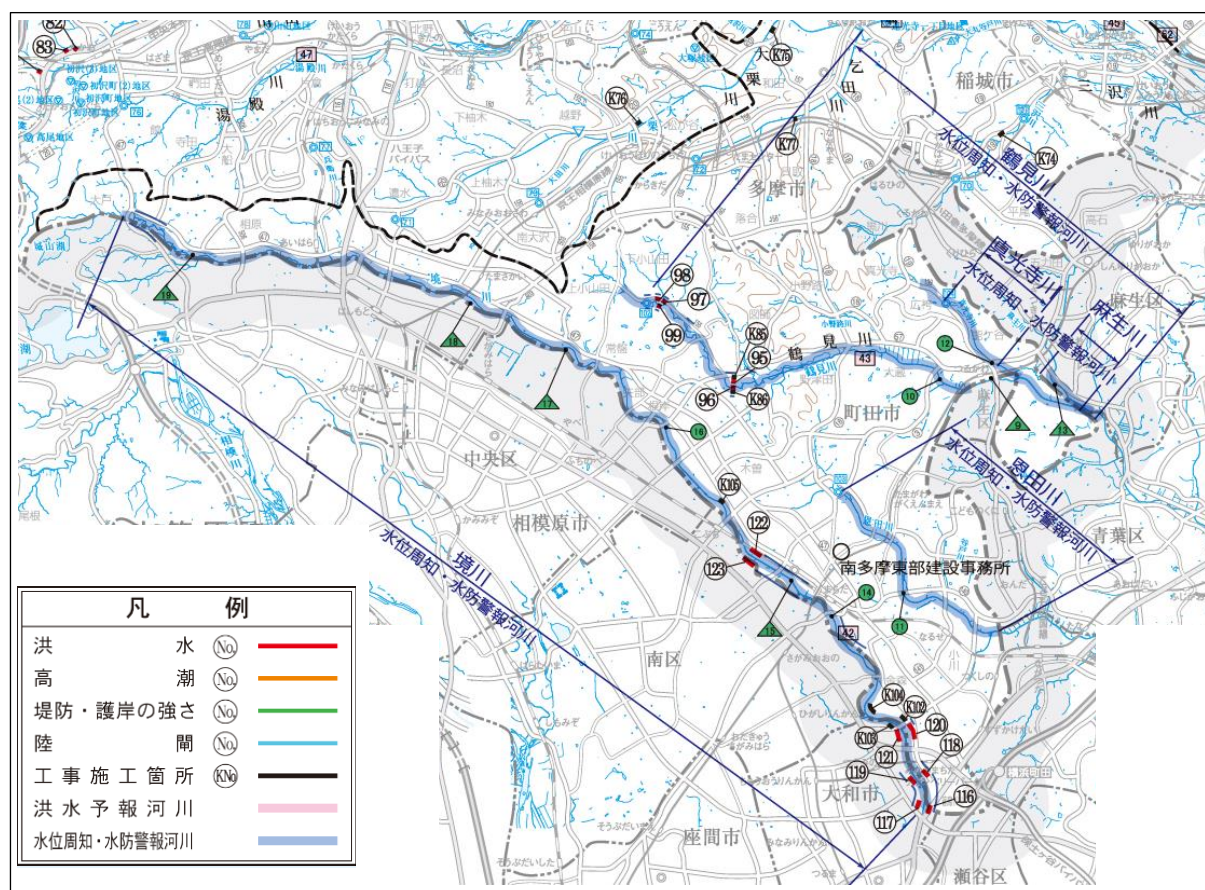
水防上注意を要する箇所一覧（東京都）

▼重要水防箇所(東京都)

河川名	図面 番号	左右岸	位置(目標)	洪水 (m)	所管 事務所
鶴見川	95	左	図師町(宮川橋上流)	120	南東建
	96	右	図師町(宮川橋上流)	100	南東建
	97	左	下小山田町(新竹之内橋上下流)	90	南東建
	98	左	下小山田町(新竹之内橋～山の端橋)	40	南東建
	99	右	下小山田町(新竹之内橋～山の端橋)	40	南東建
境川	116	左	鶴間四丁目(東京女学館大学跡地付近)	280	南東建
	117	右	神奈川県大和市下鶴間(東京女学館大学跡地付近)	280	南東建
	118	左	鶴間二丁目(鶴間一号橋上下流)	350	南東建
	119	右	神奈川県大和市下鶴間(鶴間一号橋上下流)	350	南東建
	120	左	南町田(鶴間橋上下流)	240	南東建
	121	右	神奈川県大和市下鶴間(鶴間橋上下流)	240	南東建
	122	左	森野五丁目～同市森野六丁目(島橋上流)	230	南東建
	123	右	神奈川県相模原市南区鶴野森一丁目(島橋上流)	230	南東建

(令和5年度東京都水防計画)

▼都管理河川 水防上注意を要する箇所位置図

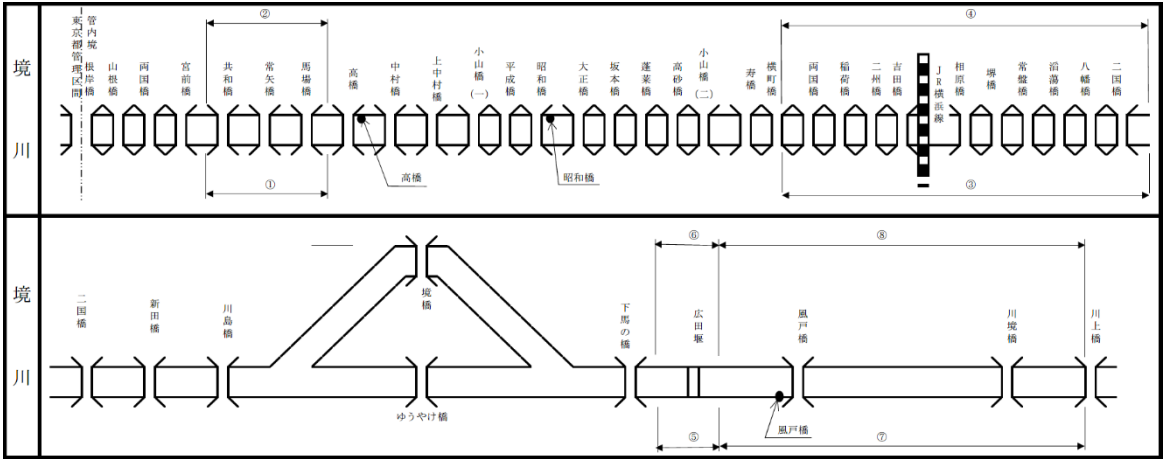


(都管理河川 水防上注意を要する箇所位置図)

重要水防箇所一覧（神奈川県）

▼重要水防区域（神奈川県）

河川名	図面対象 番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
境川	1	堤防高	重点A	左	町田市矢部町、 常盤町、小山町	1,580	流下能力不足	町田市
境川	3	堤防高	A	左	町田市相原町	2,620	流下能力不足	町田市
境川	5	堤防高	重点A	左	町田市相原町	90	流下能力不足	町田市
境川	6	堤防高	重点A	右	相模原市緑区川尻 町田市相原町	90	流下能力不足	相模原市 町田市
境川	7	堤防高	A	左	町田市相原町	1,780	流下能力不足	町田市



(令和5年度神奈川県水防計画)

令和５年東京都地震に関する地域危険度測定調査報告書（第９回）

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
相原町	丘陵	0.24	4683	1	0.01	4357	1	0.24	0.06	4450	1
旭町１丁目	台地 1	0.90	3518	1	0.07	2759	2	0.19	0.19	3261	1
旭町２丁目	台地 1	1.18	2917	1	0.12	2323	2	0.17	0.23	2951	1
旭町３丁目	台地 1	0.85	3629	1	0.05	3043	1	0.28	0.25	2778	2
大蔵町	谷底低地 1	0.61	4111	1	0.05	3196	1	0.20	0.13	3773	1
小川１丁目	丘陵	0.78	3774	1	0.04	3227	1	0.08	0.07	4347	1
小川２丁目	丘陵	0.96	3386	1	0.04	3330	1	0.08	0.08	4247	1
小川３丁目	丘陵	1.32	2661	2	0.14	2158	2	0.13	0.19	3267	1
小川４丁目	丘陵	1.53	2334	2	0.11	2351	2	0.09	0.14	3652	1
小川５丁目	台地 1	0.77	3791	1	0.00	5098	1	0.14	0.11	3992	1
小川６丁目	台地 1	0.59	4141	1	0.00	5098	1	0.20	0.12	3856	1
小川７丁目	台地 1	0.56	4200	1	0.00	5098	1	0.12	0.07	4383	1
小野路町	丘陵	0.13	4889	1	0.00	4759	1	0.35	0.05	4579	1
小山町	丘陵	0.58	4156	1	0.02	3701	1	0.21	0.13	3771	1
金井町	丘陵	0.65	4029	1	0.02	3722	1	0.17	0.11	3914	1
金森１丁目	台地 1	1.55	2298	2	0.46	1077	3	0.28	0.57	1269	2
金森２丁目	台地 1	0.85	3616	1	0.00	5098	1	0.17	0.15	3626	1
金森３丁目	台地 1	1.04	3227	1	0.00	5098	1	0.27	0.28	2543	2
金森４丁目	台地 1	1.23	2834	2	0.00	5098	1	0.21	0.26	2680	2
金森５丁目	台地 1	0.58	4150	1	0.00	5098	1	0.27	0.16	3500	1
金森６丁目	台地 1	0.77	3807	1	0.00	5098	1	0.20	0.16	3526	1
金森７丁目	谷底低地 1	0.50	4278	1	0.00	5098	1	0.16	0.08	4256	1
上小山田町	丘陵	0.13	4891	1	0.00	4625	1	0.28	0.04	4682	1
木曾町	台地 1	1.47	2417	2	0.04	3256	1	0.13	0.19	3217	1
下小山田町	丘陵	0.13	4881	1	0.00	4709	1	0.26	0.03	4694	1
真光寺町	丘陵	0.16	4818	1	0.00	4674	1	0.47	0.08	4270	1
図師町	丘陵	0.26	4656	1	0.01	4340	1	0.16	0.04	4603	1
忠生１丁目	台地 1	0.72	3906	1	0.04	3324	1	0.09	0.07	4356	1
忠生２丁目	台地 1	0.98	3350	1	0.07	2858	1	0.10	0.11	3990	1
忠生３丁目	台地 1	0.89	3536	1	0.03	3548	1	0.10	0.09	4165	1
忠生４丁目	台地 1	0.51	4262	1	0.02	3964	1	0.08	0.04	4583	1
玉川学園１丁目	丘陵	1.32	2664	2	0.11	2399	2	0.33	0.47	1611	2
玉川学園２丁目	丘陵	1.02	3269	1	0.07	2856	1	0.44	0.48	1583	2
玉川学園３丁目	丘陵	1.42	2497	2	0.09	2572	2	0.28	0.42	1769	2
玉川学園４丁目	丘陵	1.18	2937	1	0.09	2603	2	0.21	0.27	2642	2
玉川学園５丁目	丘陵	1.04	3215	1	0.07	2849	1	0.21	0.23	2877	1
玉川学園６丁目	丘陵	0.20	4754	1	0.00	4699	1	0.22	0.04	4599	1
玉川学園７丁目	丘陵	0.96	3397	1	0.06	2905	1	0.28	0.29	2448	2
玉川学園８丁目	丘陵	1.40	2540	2	0.20	1774	2	0.35	0.56	1298	2
つくし野１丁目	台地 1	1.26	2800	2	0.03	3515	1	0.08	0.11	3981	1
つくし野２丁目	台地 1	1.12	3067	1	0.03	3451	1	0.09	0.10	3995	1
つくし野３丁目	台地 1	1.05	3195	1	0.03	3445	1	0.07	0.08	4275	1
つくし野４丁目	台地 1	1.00	3302	1	0.03	3583	1	0.08	0.08	4229	1
鶴川１丁目	丘陵	1.15	2985	1	0.07	2793	2	0.07	0.09	4177	1
鶴川２丁目	丘陵	1.18	2922	1	0.05	3161	1	0.13	0.16	3465	1
鶴川３丁目	丘陵	1.03	3254	1	0.04	3301	1	0.08	0.09	4168	1
鶴川４丁目	丘陵	1.36	2595	2	0.09	2570	2	0.10	0.14	3689	1
鶴川５丁目	丘陵	0.42	4410	1	0.01	4237	1	0.09	0.04	4655	1

地域危険度

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
鶴川6丁目	丘陵	0.24	4687	1	0.01	4403	1	0.10	0.02	4811	1
鶴間1丁目	台地 1	0.87	3581	1	0.03	3656	1	0.09	0.08	4291	1
鶴間2丁目	谷底低地 1	0.58	4167	1	0.01	4143	1	0.13	0.07	4308	1
鶴間3丁目	台地 1	0.17	4799	1	0.00	4590	1	0.10	0.02	4879	1
鶴間4丁目	台地 1	0.12	4911	1	0.00	5098	1	0.26	0.03	4729	1
鶴間5丁目	台地 1	0.33	4541	1	0.00	5098	1	0.10	0.03	4695	1
鶴間6丁目	台地 1	0.81	3703	1	0.00	5098	1	0.33	0.27	2634	2
鶴間7丁目	台地 1	0.29	4608	1	0.00	5098	1	0.32	0.09	4117	1
鶴間8丁目	台地 1	0.25	4676	1	0.00	5098	1	0.13	0.03	4712	1
常盤町	丘陵	0.55	4206	1	0.03	3608	1	0.23	0.13	3723	1
中町1丁目	台地 1	0.77	3801	1	0.03	3555	1	0.15	0.12	3880	1
中町2丁目	台地 1	1.04	3235	1	0.05	3124	1	0.18	0.20	3130	1
中町3丁目	台地 1	0.98	3345	1	0.04	3384	1	0.21	0.21	3025	1
中町4丁目	台地 1	0.90	3517	1	0.05	3199	1	0.23	0.22	3015	1
成瀬1丁目	丘陵	0.99	3326	1	0.03	3665	1	0.08	0.08	4245	1
成瀬2丁目	丘陵	0.90	3524	1	0.02	3868	1	0.07	0.06	4414	1
成瀬3丁目	丘陵	0.23	4698	1	0.00	4474	1	0.07	0.02	4909	1
成瀬4丁目	丘陵	0.36	4487	1	0.00	4716	1	0.18	0.07	4385	1
成瀬5丁目	丘陵	0.42	4402	1	0.00	5098	1	0.22	0.09	4140	1
成瀬6丁目	谷底低地 1	0.33	4555	1	0.00	5098	1	0.09	0.03	4726	1
成瀬7丁目	谷底低地 1	0.17	4803	1	0.00	5098	1	0.12	0.02	4831	1
成瀬8丁目	谷底低地 1	0.98	3340	1	0.00	5098	1	0.10	0.10	4088	1
成瀬台1丁目	丘陵	1.19	2899	1	0.05	3086	1	0.07	0.09	4125	1
成瀬台2丁目	丘陵	0.91	3494	1	0.02	3695	1	0.10	0.09	4111	1
成瀬台3丁目	丘陵	1.57	2278	2	0.04	3326	1	0.08	0.12	3834	1
成瀬台4丁目	丘陵	1.35	2605	2	0.04	3337	1	0.09	0.13	3783	1
根岸町	台地 1	0.34	4527	1	0.01	4225	1	0.06	0.02	4819	1
野津田町	丘陵	0.39	4442	1	0.02	3946	1	0.22	0.09	4160	1
原町田1丁目	谷底低地 1	0.97	3382	1	0.14	2117	2	0.23	0.25	2752	2
原町田2丁目	台地 1	1.21	2875	1	0.09	2558	2	0.19	0.25	2776	2
原町田3丁目	台地 1	1.09	3112	1	0.02	3742	1	0.11	0.13	3779	1
原町田4丁目	台地 1	1.01	3289	1	0.02	3856	1	0.18	0.18	3286	1
原町田5丁目	台地 1	0.89	3534	1	0.05	3150	1	0.20	0.19	3236	1
原町田6丁目	台地 1	0.81	3718	1	0.01	4075	1	0.15	0.12	3868	1
東玉川学園1丁目	丘陵	1.57	2272	2	0.04	3334	1	0.12	0.19	3228	1
東玉川学園2丁目	丘陵	1.13	3036	1	0.25	1593	2	0.20	0.27	2595	2
東玉川学園3丁目	丘陵	0.03	5101	1	0.00	4875	1	0.10	0.00	5119	1
東玉川学園4丁目	丘陵	0.38	4452	1	0.01	4187	1	0.14	0.05	4476	1
広袴町	丘陵	0.33	4552	1	0.01	4386	1	0.19	0.06	4421	1
本町田	台地 1	0.65	4041	1	0.02	3700	1	0.19	0.13	3777	1
南大谷	台地 1	0.78	3773	1	0.07	2823	2	0.23	0.20	3173	1
南つくし野1丁目	台地 1	1.07	3159	1	0.05	3176	1	0.11	0.12	3863	1
南つくし野2丁目	台地 1	1.11	3074	1	0.05	3095	1	0.11	0.12	3824	1
南つくし野3丁目	台地 1	0.52	4251	1	0.01	4039	1	0.07	0.04	4683	1
南つくし野4丁目	台地 1	1.13	3040	1	0.04	3373	1	0.09	0.10	4011	1
南成瀬1丁目	丘陵	0.62	4101	1	0.02	3958	1	0.09	0.06	4443	1
南成瀬2丁目	台地 1	0.93	3449	1	0.02	3698	1	0.09	0.09	4196	1
南成瀬3丁目	丘陵	0.76	3824	1	0.02	3996	1	0.15	0.11	3927	1
南成瀬4丁目	丘陵	0.67	3999	1	0.03	3677	1	0.08	0.05	4496	1

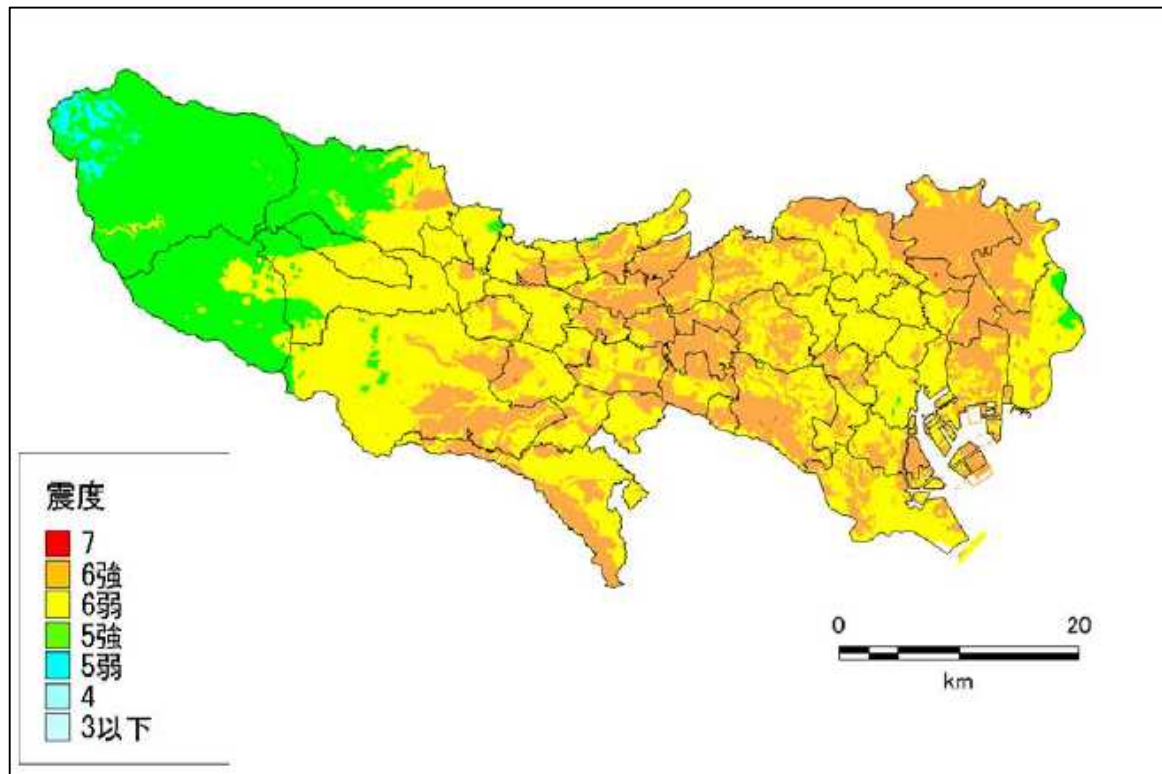
町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
南成瀬5丁目	台地 1	1.10	3109	1	0.04	3320	1	0.09	0.11	3988	1
南成瀬6丁目	台地 1	1.14	3020	1	0.05	3049	1	0.08	0.09	4162	1
南成瀬7丁目	谷底低地 1	0.44	4374	1	0.01	4148	1	0.13	0.06	4464	1
南成瀬8丁目	台地 1	0.23	4701	1	0.00	4445	1	0.39	0.09	4119	1
三輪町	丘陵	0.28	4628	1	0.01	4311	1	0.23	0.06	4396	1
森野1丁目	谷底低地 1	0.53	4231	1	0.01	4377	1	0.20	0.11	3948	1
森野2丁目	台地 1	0.79	3751	1	0.02	3773	1	0.19	0.16	3524	1
森野3丁目	台地 1	1.73	2046	2	0.73	756	3	0.27	0.66	1058	3
森野4丁目	台地 1	0.98	3361	1	0.07	2756	2	0.30	0.31	2309	2
森野5丁目	谷底低地 1	0.68	3981	1	0.06	2939	1	0.23	0.17	3430	1
森野6丁目	谷底低地 1	0.46	4331	1	0.02	3980	1	0.17	0.08	4224	1
矢部町	谷底低地 1	0.39	4446	1	0.01	4092	1	0.27	0.11	3975	1
山崎町	丘陵	0.26	4657	1	0.00	4524	1	0.25	0.07	4389	1
小山田桜台1丁目	丘陵	0.06	5030	1	0.00	4841	1	0.22	0.01	4971	1
小山田桜台2丁目	丘陵	0.17	4813	1	0.00	4645	1	0.15	0.03	4783	1
薬師台1丁目	丘陵	0.60	4129	1	0.02	3768	1	0.09	0.05	4483	1
薬師台2丁目	丘陵	0.28	4633	1	0.04	3291	1	0.08	0.02	4802	1
薬師台3丁目	丘陵	0.15	4840	1	0.02	3707	1	0.07	0.01	4967	1
成瀬が丘1丁目	台地 1	1.00	3311	1	0.05	3081	1	0.09	0.10	4091	1
成瀬が丘2丁目	台地 1	1.49	2396	2	0.05	3047	1	0.11	0.17	3403	1
成瀬が丘3丁目	台地 1	1.39	2554	2	0.15	2060	2	0.12	0.19	3216	1
三輪緑山1丁目	丘陵	0.25	4669	1	0.01	4260	1	0.14	0.04	4688	1
三輪緑山2丁目	丘陵	0.63	4073	1	0.06	2936	1	0.08	0.05	4491	1
三輪緑山3丁目	丘陵	0.48	4300	1	0.03	3683	1	0.08	0.04	4619	1
三輪緑山4丁目	丘陵	0.26	4654	1	0.01	4086	1	0.08	0.02	4844	1
金井1丁目	丘陵	0.95	3430	1	0.13	2236	2	0.16	0.17	3407	1
金井2丁目	丘陵	0.42	4408	1	0.01	4010	1	0.10	0.04	4611	1
金井3丁目	丘陵	0.47	4311	1	0.03	3615	1	0.09	0.05	4547	1
金井4丁目	丘陵	0.50	4281	1	0.01	4004	1	0.17	0.09	4199	1
金井5丁目	丘陵	0.34	4525	1	0.01	4007	1	0.08	0.03	4741	1
金井6丁目	丘陵	0.48	4305	1	0.05	3102	1	0.10	0.05	4484	1
金井7丁目	丘陵	0.37	4472	1	0.01	4139	1	0.08	0.03	4743	1
金井8丁目	丘陵	0.53	4224	1	0.03	3660	1	0.18	0.10	4039	1
真光寺1丁目	丘陵	0.45	4366	1	0.03	3537	1	0.08	0.04	4631	1
真光寺2丁目	丘陵	0.16	4825	1	0.01	4396	1	0.08	0.01	4948	1
真光寺3丁目	丘陵	1.03	3247	1	0.06	3002	1	0.10	0.11	3991	1
広袴1丁目	丘陵	0.12	4901	1	0.00	4764	1	0.06	0.01	5040	1
広袴2丁目	丘陵	0.92	3471	1	0.08	2678	2	0.09	0.09	4098	1
広袴3丁目	丘陵	0.22	4725	1	0.01	4231	1	0.15	0.03	4699	1
広袴4丁目	丘陵	0.40	4428	1	0.01	4114	1	0.16	0.07	4355	1
小山ヶ丘1丁目	丘陵	0.04	5074	1	0.00	4792	1	0.12	0.00	5083	1
小山ヶ丘2丁目	丘陵	0.05	5039	1	0.00	5007	1	0.15	0.01	5042	1
小山ヶ丘3丁目	丘陵	0.06	5012	1	0.00	4733	1	0.12	0.01	5045	1
小山ヶ丘4丁目	丘陵	0.07	4997	1	0.00	4725	1	0.14	0.01	4993	1
小山ヶ丘5丁目	丘陵	0.14	4856	1	0.00	4468	1	0.08	0.01	4975	1
小山ヶ丘6丁目	丘陵	0.04	5076	1	0.01	4167	1	0.18	0.01	5024	1
木曽西1丁目	台地 1	0.70	3929	1	0.02	3944	1	0.13	0.10	4083	1
木曽西2丁目	台地 1	0.24	4680	1	0.00	5098	1	0.08	0.02	4849	1
木曽西3丁目	台地 1	0.31	4577	1	0.00	5098	1	0.08	0.02	4810	1

地域危険度

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
木曽西4丁目	台地 1	1.11	3077	1	0.05	3118	1	0.15	0.17	3380	1
木曽西5丁目	台地 1	0.93	3452	1	0.07	2789	2	0.23	0.23	2898	1
木曽東1丁目	台地 1	0.89	3527	1	0.12	2273	2	0.22	0.23	2919	1
木曽東2丁目	台地 1	0.12	4909	1	0.00	4723	1	0.17	0.02	4851	1
木曽東3丁目	台地 1	0.60	4126	1	0.05	3145	1	0.19	0.12	3833	1
木曽東4丁目	台地 1	0.41	4412	1	0.02	3911	1	0.11	0.05	4563	1
山崎1丁目	丘陵	0.18	4796	1	0.00	5098	1	0.07	0.01	4951	1
能ヶ谷1丁目	谷底低地 1	0.43	4388	1	0.00	5098	1	0.20	0.09	4185	1
能ヶ谷2丁目	丘陵	0.52	4244	1	0.00	4439	1	0.20	0.10	4005	1
能ヶ谷3丁目	谷底低地 1	0.52	4243	1	0.00	4906	1	0.13	0.07	4376	1
能ヶ谷4丁目	丘陵	0.27	4651	1	0.00	5098	1	0.11	0.03	4742	1
能ヶ谷5丁目	丘陵	0.56	4189	1	0.00	5098	1	0.09	0.05	4504	1
能ヶ谷6丁目	丘陵	0.58	4162	1	0.00	5098	1	0.08	0.05	4560	1
能ヶ谷7丁目	丘陵	0.56	4186	1	0.00	4641	1	0.11	0.06	4408	1
根岸1丁目	谷底低地 1	0.28	4632	1	0.00	5098	1	0.08	0.02	4834	1
根岸2丁目	台地 1	0.34	4519	1	0.00	5098	1	0.06	0.02	4835	1
金森東1丁目	台地 1	0.68	3983	1	0.00	4836	1	0.26	0.18	3358	1
金森東2丁目	台地 1	0.65	4028	1	0.00	5098	1	0.15	0.10	4055	1
金森東3丁目	台地 1	0.97	3376	1	0.00	5098	1	0.12	0.12	3905	1
金森東4丁目	台地 1	1.59	2248	2	0.00	4504	1	0.12	0.19	3244	1
高ヶ坂1丁目	台地 1	1.06	3181	1	0.02	3835	1	0.15	0.16	3517	1
高ヶ坂2丁目	台地 1	1.43	2481	2	0.00	4703	1	0.20	0.29	2490	2
高ヶ坂3丁目	台地 1	1.17	2952	1	0.01	4015	1	0.17	0.20	3132	1
高ヶ坂4丁目	谷底低地 1	1.02	3267	1	0.00	5098	1	0.21	0.21	3020	1
高ヶ坂5丁目	台地 1	1.13	3027	1	0.00	5098	1	0.14	0.16	3486	1
高ヶ坂6丁目	台地 1	0.59	4146	1	0.00	5098	1	0.17	0.10	4038	1
高ヶ坂7丁目	台地 1	0.60	4122	1	0.00	5098	1	0.21	0.12	3816	1
西成瀬1丁目	丘陵	1.19	2904	1	0.00	5098	1	0.32	0.38	2003	2
西成瀬2丁目	丘陵	0.64	4050	1	0.00	5098	1	0.19	0.12	3828	1
西成瀬3丁目	丘陵	0.33	4545	1	0.00	5098	1	0.15	0.05	4528	1
南町田1丁目	台地 1	0.89	3539	1	0.00	5098	1	0.18	0.16	3457	1
南町田2丁目	台地 1	1.06	3188	1	0.00	5098	1	0.21	0.22	2990	1
南町田3丁目	台地 1	0.64	4061	1	0.00	5098	1	0.29	0.18	3296	1
南町田4丁目	台地 1	0.41	4418	1	0.00	5098	1	0.19	0.08	4282	1
南町田5丁目	台地 1	0.26	4663	1	0.00	5098	1	0.20	0.05	4510	1

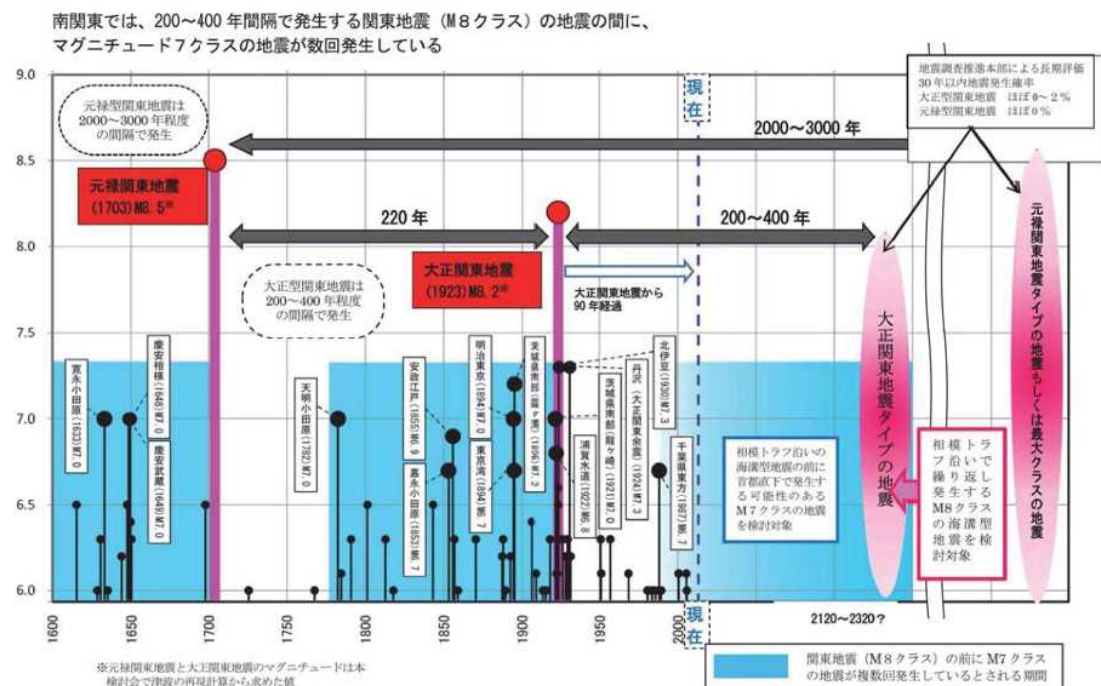
順位は、都内の町丁目全 5,192 件における順位です。
危険度ランクは 1 (低)～5 (高) の 5 段階で表しています。

多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布



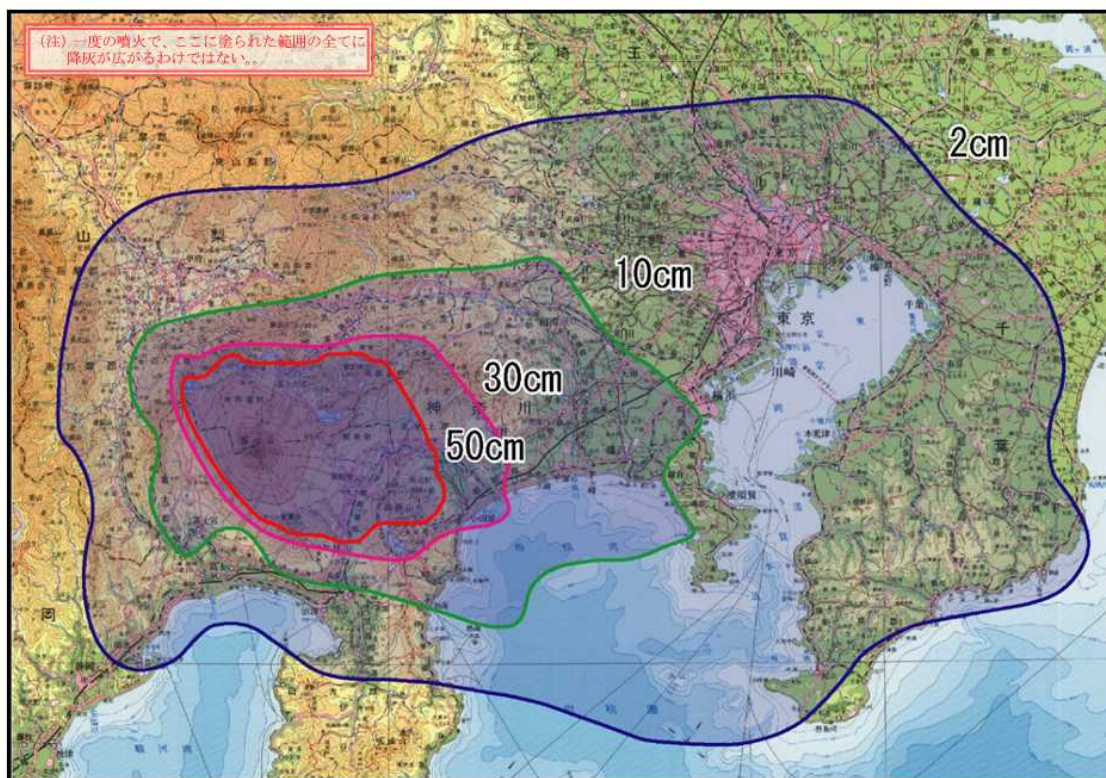
出典：首都直下地震等による東京の被害想定

南関東で発生した地震（1600年以降、M>6.0以上）



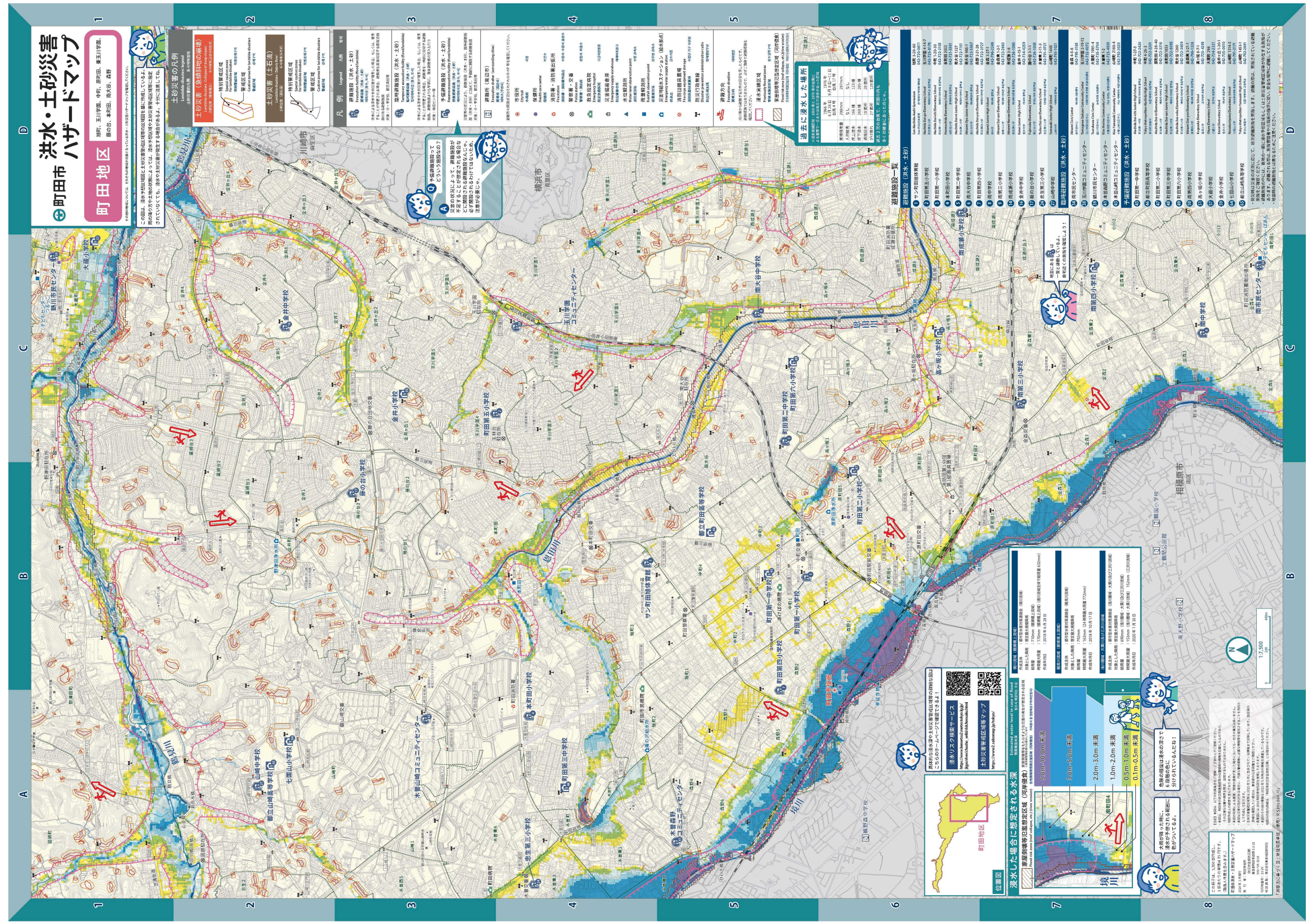
出典：防災対策推進検討会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ 最終報告（2013年（平成25年）12月）

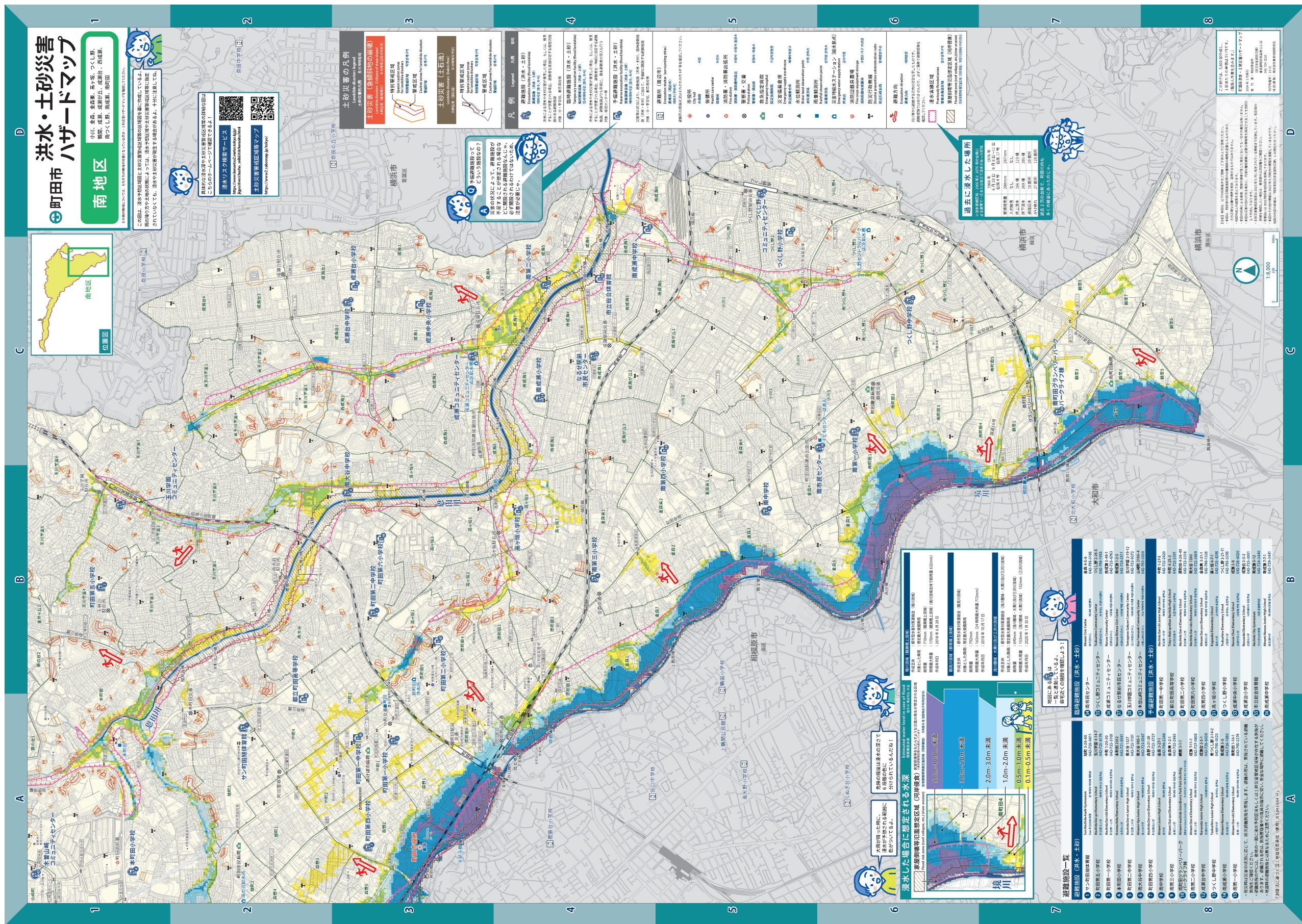
富士山降灰可能性マップ

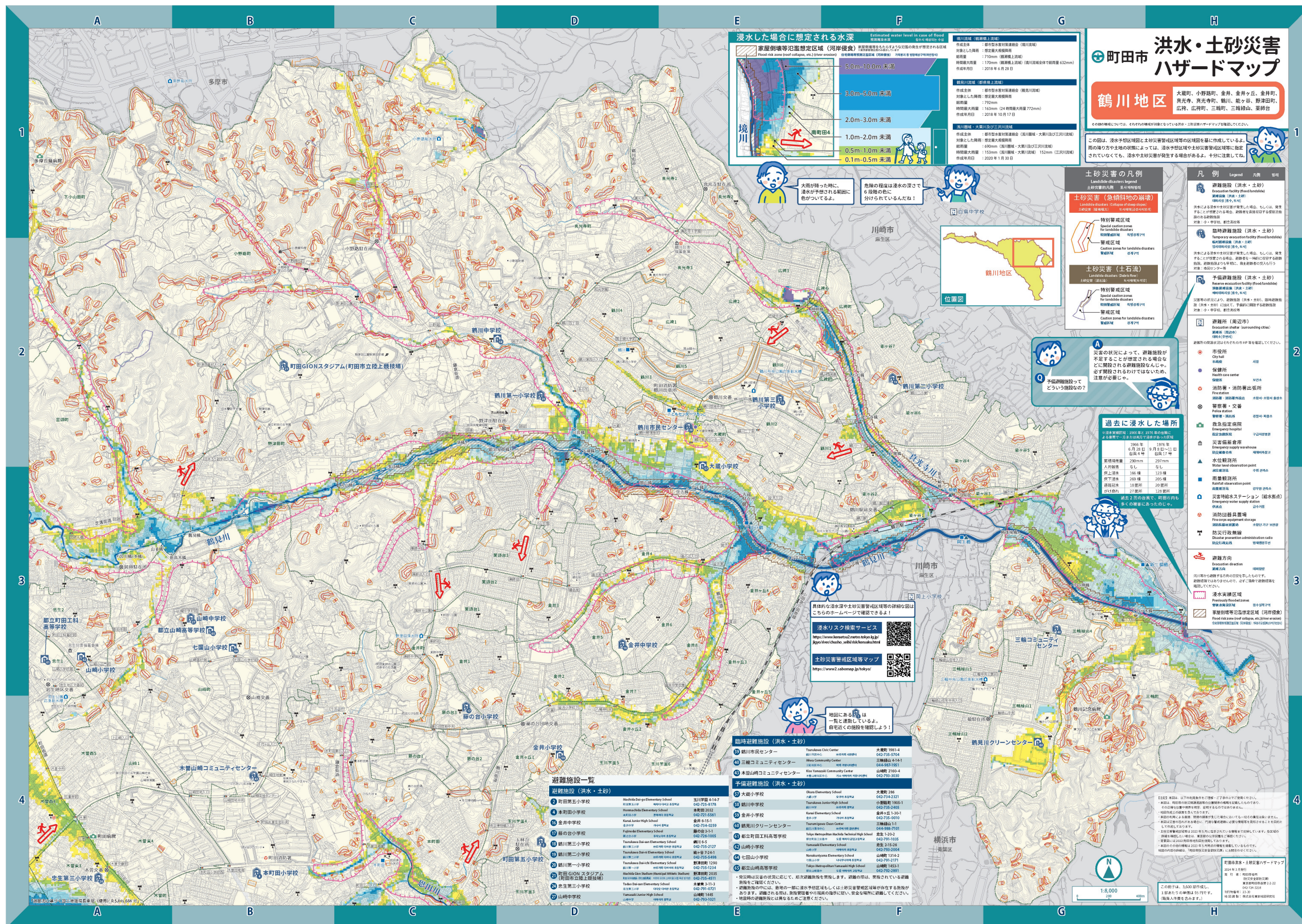


出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書

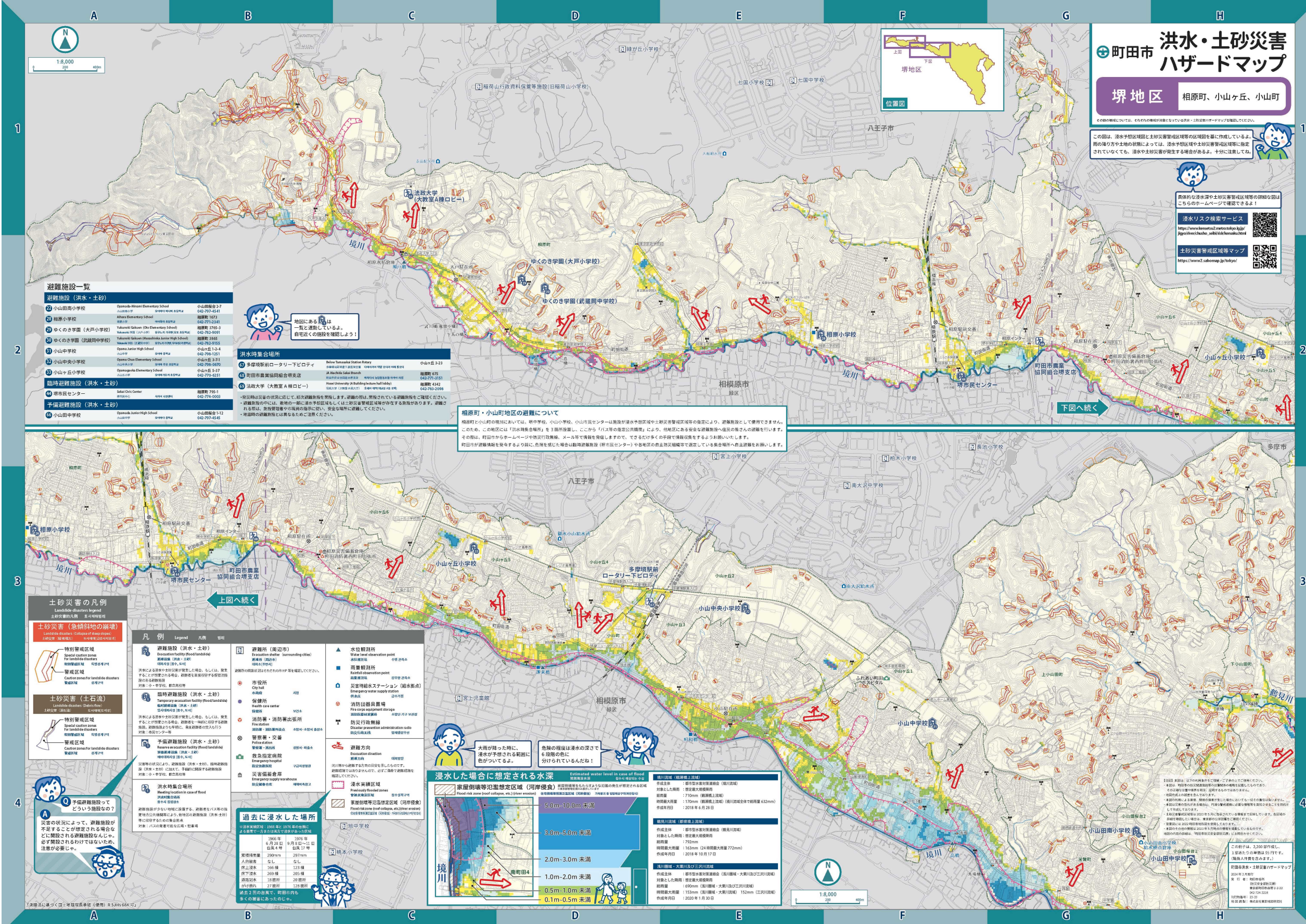
洪水・土砂災害ハザードマップ











町田市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年	備 考
1968（昭和 43）年	防災計画作成
1969（昭和 44）年	一部修正
1970（昭和 45）年	一部修正（加除式に編さん替）
1972（昭和 47）年	一部修正
1974（昭和 49）年	一部修正
1975（昭和 50）年	一部修正
1977（昭和 52）年	一部修正
1979（昭和 54）年	一部修正（年版式に編さん替）
1981（昭和 56）年	震災編（付編を含む）を編さん
1983（昭和 58）年	風水害等編を編さん
1988（昭和 63）年 3 月	震災編（付編を含む）を一部修正
1996（平成 8）年 3 月	震災編（付編を含む）を一部修正
1999（平成 11）年 3 月	震災編（付編を含む）、風水害等編を合冊し、資料編を分冊のうえ一部修正
2006（平成 18）年 2 月	地震、風水害、大規模事故、火山災害の事象ごとに編集したうえ一部修正、資料編一部修正
2010（平成 22）年 3 月	本編及び資料編について一部修正
2012（平成 24）年 12 月	2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、本編及び資料編について一部修正
2015（平成 27）年 2 月	2013（平成 25）年の災害対策基本法改正や、既往災害の教訓等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正（雪害対策の新章を追加）
2017（平成 29）年 2 月	2015（平成 27）年の災害対策基本法改正や、庁内の所掌事務の見直し等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正
2020（令和 2）年 2 月	2019（平成 31）年の東京都地域防災計画（震災編）の修正内容等を踏まえ、本編（第 1 章～3 章）について一部修正
2021（令和 3）年 2 月	2021（令和 3）年の東京都地域防災計画（風水害編・大規模事故編・原子力災害編）の修正内容や、「令和元年東日本台風」等の既往災害の教訓、感染症対策等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正
2024（令和 6）年 3 月	2023（令和 5）年の東京都地域防災計画（地震編）の修正内容や、「首都直下地震等による東京の被害想定（2022 年（令和 4 年）5 月）」等を踏まえ、本編及び資料編について一部修正

町田市地域防災計画 資料編

刊行物番号 24-11

発 行

2024 年 4 月

編 集

町田市防災会議

(事務局) 町田市防災安全部防災課

〒194-8520 町田市森野二丁目 2 番 22 号

電話 直通 042-724-3218

印 刷